

特定外来生物による生態系等に係る被害 の防止に関する法律

逐 条 解 説

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

はじめに

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。略称を「外来生物法」という。）は、平成 17 年 6 月 1 日に施行された後、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 38 号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号）による改正を経て運用されてきた。

この間、本法の運用に関して、法の施行等に際して各種通知等が出されてきたほか、規制や防除の規定等に係る考え方の事例も蓄積されてきた。また、令和 4 年の法改正では、「要緊急対処特定外来生物」に対する規制等の制度や、特定外来生物の規制の特例（通称「条件付特定外来生物」に係る特例）に関する制度といった、新たな制度が創設され、これらの制度を含む本法の規定について理解の促進を図る必要性があることに加え、当該法改正では国、都道府県、市町村、事業者及び国民に関する責務規定が創設され、各主体が本法に対する十分な理解に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置を実行に移していく重要性も高まっている。

本書は、これらの背景を踏まえ、環境省職員その他の行政担当者を始めとした、外来生物の取扱いや対策等に関係し得る方々に、本法の各規定の趣旨及び内容を理解頂き、法の適切な運用が行われるよう、本法の理解・解釈のために必要な情報を取りまとめたものである。

令和 6 年 5 月 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

凡例

本書において、「法」とは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）を、「施行令」は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 69 号）を、「施行規則」とは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）を、「基本方針」とは特定外来生物被害防止基本方針（令和 4 年 9 月 20 日閣議決定）を表す。

これらの法令に加え、本法に係る主な告示、通知等については、次の Web ページにも掲載している。

[法律・政令・規則・告示、基本方針等 | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

また、本書において、「平成 25 年法改正」とは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 38 号）による改正を、「令和 4 年法改正」とは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号）による改正を表す。

本書の逐条解説編では、原則として法の条文ごとに、条文本文（四角囲み）を示した後、【趣旨】（条文制定の背景、概要等）及び【解説】（各条文中の用語の意味、経緯等の解説）を記載している。各条文の規定に紐付く施行令又は施行規則の規定がある場合は、当該条文の【解説】において、当該施行令又は施行規則の内容を掲載しており、必要に応じて【施行令（施行規則）の解説】についても記載している。

なお、本書記載の内容は、令和 6 年 5 月現在のものである。また、本書に記載する条文は、令和 6 年 4 月 1 日時点で施行済みの条文を記載している。

目次

概説編	6
1 本法の背景・目的・概要	7
2 本法の沿革	9
逐条解説編	11
第1章 総則	12
第1条 目的	12
第2条 定義等	13
第2条の2 国の責務	20
第2条の3 地方公共団体の責務	24
第2条の4 事業者及び国民の責務	25
第2条の5 関係者の協力	27
第3条 特定外来生物被害防止基本方針	28
第2章 特定外来生物の取扱いに関する規制	31
第4条 飼養等の禁止	31
第5条 飼養等の許可	41
第7条 輸入の禁止	55
第8条 譲渡し等の禁止	57
第9条 放出等の禁止	61
第9条の2 放出等の許可	63
第9条の3 措置命令等	69
第10条 報告徴収及び立入検査	71
第3章 特定外来生物の防除	73
第1節 防除の原則	73
第10条の2	73
第2節 主務大臣等による防除	78
第11条 主務大臣等による防除	78
第12条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特 例	83
第13条 土地への立入り等	85
第14条 損失の補償	88
第15条 訴えの提起	89
第16条 原因者負担	89
第17条 負担金の徴収方法	91
第3節 地方公共団体による防除	92
第17条の2 都道府県による防除	92
第17条の3 土地への立入り等	95
第17条の4 市町村による防除	97
第17条の5 土地への立入り等	105
第17条の6 防除の中止等	106

第4節 国及び地方公共団体以外の者による防除	107
第18条	107
第19条	110
第20条	110
第4章 未判定外来生物	112
第21条 輸入の届出	112
第22条 判定	115
第23条 輸入の制限	115
第24条 外国における輸出者に係る未判定外来生物	116
第4章の2 輸入品等の検査等	117
第24条の2 輸入品の検査等	117
第24条の3 委任規定	121
第24条の4 審査請求	123
第4章の3 要緊急対処特定外来生物	125
第24条の5 要緊急対処特定外来生物に対する検査等	125
第24条の6 報告徴収	128
第24条の7 対処指針	129
第5章 雑則	133
第25条 輸入のための証明書の添付等	133
第26条 取締りに従事する職員	137
第27条 科学的知見の充実のための措置	139
第27条の2 国際協力の推進	139
第28条 国民の知識と理解の増進	140
第28条の2 関係行政機関等の協力	141
第29条 主務大臣等	141
第29条の2 権限の委任	142
第30条 経過措置	144
第31条 主務省令への委任	144
第6章 罰則	146
第32条から第36条まで	146
附則	151
附則第1条 施行期日	151
附則第2条 経過措置	151
附則第3条 政令への委任	152
附則第4条 検討	152
附則第5条 特定外来生物の取扱いに関する特例	153

概説編

1 本法の背景・目的・概要

野生生物の分布は、地形、気候など様々な条件によって制限されている。こうした制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されてきた。地域に固有の様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系は、外部からの生物の導入（意図的又は非意図的のいずれであるかを問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）外へ移動させること。時期は問わない。）に対して脆弱な面を有している。特に島国で独特の生物相及び生態系が形成されている我が国においては、このような面が典型的であることを踏まえて、我が国の生物多様性の保全を図る必要がある。

近代以降、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、本来その生物の有する移動能力を超えて導入される生物が増加している。

このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけての生活及び文化への浸透・共存や、産業利用等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されており、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られている。

導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種又は変種を含む。）（以下「外来種」という。）による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来種の問題として認識されている。

国際的にも生物多様性条約第8条（h）において、侵略的な外来種への対応の必要性が位置付けられ、同条約の第6回締約国会議で採択された「生態系、生息地、種を脅かす外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」において、予防的な観点に立って、予防（侵入の防止）、早期発見及び早期対応（定着の防止）並びに根絶、封じ込め及び被害の低減を図ることが重要であるとされている。

こうした背景を踏まえ制定された本法は、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）を「外来生物」とし、外来生物であって在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物をいう。）とその性質が異なることにより生態系、人の生命・身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」と定義したうえで、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止すること等を目的としている。本法の概要は次の図のとおりである。

外来生物法の概要

法律の目的

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止（第1条）

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針（第3条）（基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト）

特定外来生物

- 飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止（第4条）
（大臣の許可が必要）
- 許可者以外は輸入禁止（第7条）
- 許可者以外への譲渡禁止（第8条）
- 野外への放出等の禁止（第9条）（大臣の許可が必要）
- 国、都道府県（共同実施の市区町村含む）は公示して防除を実施（第11条、第17条の2）
- 市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除（第17条の4、第18条）

条件付特定外来生物 （通称）

当分の間、規制の全部又は一部を、政令の規定により適用除外とすることが可能（附則第5条）

未判定外来生物

- 輸入者に届出義務（第21条）
- 判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限（第23条）

指定されない生物

規制なし
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に種類名証明書の添付が必要（第25条）

判定 （第22条）

要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）

- ※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの
- 付着等の疑いのある物品や土地等の検査（第24条の5第1項）
 - 付着等している物品等の移動制限、禁止命令（第24条の2第2項、第24条の5第2項）
 - 事業者がとるべき措置の対処指針の策定（第24条の7）

その他：

- 国、地方公共団体、事業者、国民の責務（第2条の2～第2条の4）
- 生息調査のための立入調査（第13条、第17条の3、第17条の5）
- 許可者への報告徴収及び立入検査（第10条）
- 情報収集（第27条）、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令（第24条の2）

2 本法の沿革

本法の沿革は次のとおりである。

○制定・公布（平成 16 年法律第 78 号）

施行：平成 17 年 6 月 1 日

○環境省設置法の一部を改正する法律（平成 17 年 4 月 27 日法律第 33 号）による改正

主な内容：権限の委任規定の追加

施行：平成 17 年 10 月 1 日

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 38 号）による改正

主な内容：①特定外来生物と交雑することにより生じた生物の特定外来生物への指定制度の創設

②放出等に係る許可制度の創設

③占有者等不明地における防除の手續規定の追加

④輸入品等の検査及び消毒・廃棄の命令規定の追加

施行：平成 26 年 6 月 11 日

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）による改正

主な内容：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正

施行：平成 27 年 5 月 29 日

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）による改正

主な内容：「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立て」を「審査請求」に改正

施行：平成 28 年 4 月 1 日

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号）による改正

主な内容：①特定外来生物全般に対する規制権限の拡充及び「要緊急対処特定外来生物」に対しより強い規制権限がかかる枠組みの創設

②新たに指定する特定外来生物について、当分の間、一部の規制のみを適用することを可能とする制度の創設

③国、都道府県、市町村、事業者及び国民に関する責務規定の創設及び都道府県による防除の手續の簡略化

施行：令和 4 年 7 月 1 日（一部施行）、令和 5 年 4 月 1 日（全面施行）

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）による改正

主な内容：「懲役」を「拘禁刑」に改正

施行：令和７年６月１日 ＊本書の条文では未反映

なお、上記太字の法律制定及び法改正に係る国会審議の経緯や附帯決議等については、次の Web ページを参照されたい。

[法律・政令・規則・告示、基本方針等 | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

また、法の施行状況の検討に係る経緯等については、次の Web ページを参照されたい。

[外来生物法の施行状況の検討（中央環境審議会、あり方検討会等） | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

逐条解説編

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

【趣旨】

海外から我が国に導入された外来生物のうち一部のものは、我が国に本来生息・生育する生物とその性質を異にすることに起因して、我が国の生態系や、人の生命・身体及び農林水産業に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせている。また、我が国にいまだ導入されていない生物についても、新たな輸入を通じて同様の問題を生ずる可能性を否定できない。

そのため、我が国の生態系等に係る被害を生じさせている、又は生じさせるおそれのある海外からの生物を「特定外来生物」として定め、特定外来生物の飼養、輸入等を原則禁止するとともに、既に国内の自然環境下に存在している特定外来生物による被害を防止するために必要な防除等の措置を実施することとしたものである。

【解説】

1 「飼養、栽培、保管又は運搬」

「飼養」及び「栽培」に加えて「保管」及び「運搬」を規制するのは、特定外来生物を自己の勢力範囲内に保持しながら、育てる意思がないと言って摘発を逃れるケースを防ぎ、また、育てる意思なく特定外来生物を移動させる行為を規制するためである。各用語の定義等については、法[第4条](#)の解説に譲る。

2 「生態系等に係る被害を防止」

「生態系等に係る被害」については、法[第2条](#)第2項において「生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう」とされている。それぞれの被害の具体的な想定については、法[第2条](#)の解説に譲る。

「被害を防止」については、特定外来生物による新たな被害が起こらないようにするだけでなく、既に生じている被害を抑えることも含む。被害を防止するための具体的な取組としては、野外への遺棄又は逸出を予防すること、野外に遺棄又は逸出をした特定外来生物について分布が

拡大する前に早期に防除すること、既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物について被害の程度及び必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の防除を実施すること等が挙げられる。

第2条 定義等

（定義等）

- 第2条** この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。
- 2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。
- 3 この法律において「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。
- 4 主務大臣は、第1項及び前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（平 25 法 38・令 4 法 42：一部改正）

【趣旨】

本条は、本法に基づき規制を行う特定外来生物及び要緊急対処特定外来生物並びに生態系等に係る被害について用語の定義を行うとともに、特定外来生物の指定等について定めるものである。

第3項は、令和4年法改正により追加された。これにより、緊急に防除を行う必要がある特定外来生物について、旧法で課題となっていた、輸入通関後における消毒、廃棄に係る迅速な対応や、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある段階での移動の禁止等について法に基づく

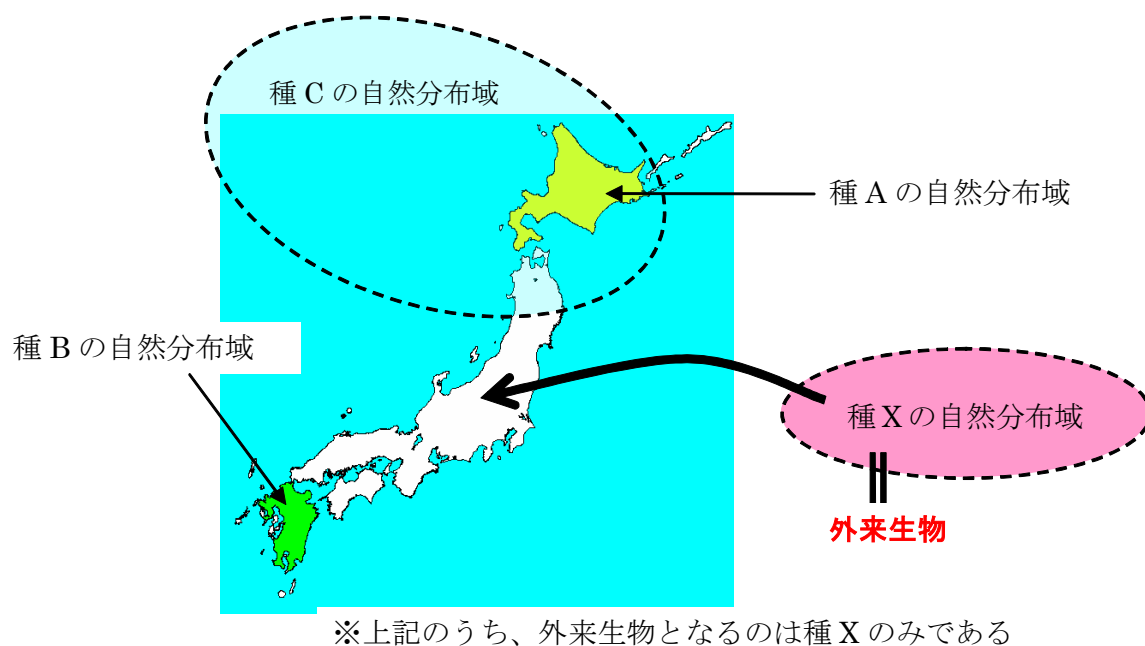
措置を講ずることが可能となった。

【解説】

1 「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」（第1項）

「導入」とは、意図的又は非意図的のいずれであるかを問わず人為的に、生物を過去あるいは現在の自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外へ移動させることをいう。

「本来の生息地又は生育地」には上述の「自然分布域」が含まれるところ、海外由来の外来生物を規制する本法の趣旨から、国内の生息地・生育地については厳密に区域を画する必要はなく、我が国のいずれかの地域に自然分布域を有していれば、その生物は我が国を本来の生息地・生育地とする生物と整理することとしている。例えば定期的に海外から我が国に飛来し、我が国に一定期間生息する渡り鳥は、我が国もその本来の生息地となり、「外来生物」には該当しない。一方、日本国内に自然分布域を有しない生物について、日本国内にその生物が導入された場合、その生物はその本来の生息地・生育地の外に存在することとなる。このような生物を本法では「外来生物」という（下図参照）。



2 「その生物が交雑することにより生じた生物を含む」（第1項）

少なくとも一方の親が外来生物である種間交雑により生まれた個体及びその子孫についても外来生物に含まれるという意味である。交雑が海外で起こるか国内で起こるかは問わない。

少なくとも一方の親系統が特定外来生物である場合には、特定外来生

物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあると考えられるため、交雑個体についても特定外来生物に指定できるよう明記されたものである。

3 「外来生物」（第1項）

本法では、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）を法律用語として「外来生物」と呼ぶこととしている。

なお、「外来種」という言葉については法律条文では出てこないものの、基本方針において、国内由来で導入されたものも含む概念として、「導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種又は変種を含む。）」としており、本書においても同様の使い分けをするものとする。

4 「性質が異なる」（第1項）

「性質が異なる」とは、例えば、従来、国内には存在していなかった肉食性の動物（オオクチバス、ブルーギル等）、食性が同じでも体の大きさや強さが異なることにより在来の生物より餌や交尾行動を巡る競争において優位に立つ生物（クワガタ類等）、食性や体の大きさが同じでも遺伝子が異なることにより交雑で遺伝的な変異を起こす生物（タイワンザル等）などに見られるように、生態や形態、生理的特徴、遺伝的形質が異なることをいう。

5 「政令で定めるもの」（第1項）

具体的には、施行令第1条で定めている。

▶参考 Web ページ [特定外来生物等一覧](#) | [日本の外来種対策](#) | [外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

特定外来生物の選定に関する基本的な事項については、基本方針の「第2」に記載されているが、選定の前提については、次のとおりとなっている。

- 原則として、おおむね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を選定の対象とする。
- 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。
- 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雑による後代の生物も特定外来生物に含めること。
- 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)や「植物防疫法」(昭和25年法律第151号)など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入の禁止、飼養等の禁止その他の規制がなされていると認められる外来生物は選定の対象としない。

なお、本条第4項に基づき学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定するものとされている。また、特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関（WTO）・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に整合するように、WTO加盟国への通報手続を行うものとされている。

▼ ----- ▼ 施行令

（政令で定める外来生物）

第1条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める外来生物は、次に掲げる生物とする。

- 一 別表第1の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
- 二 別表第2の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

【施行令の解説】

① 「種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）」

外来生物は、その有する形態・生態などの諸特徴の相違によって生態系等に及ぼす被害やそのおそれの程度が異なるが、その諸特徴は「種」（生物分類の基本的単位で、互いに同類と認識しあう個体の集合であり、形態・生態などの諸特徴の共通性や分布域、相互に生殖が可能であることや遺伝子組成などによって、他種と区別しうるもの¹⁾）ごとに共通することから、特定外来生物の指定の単位については、原則として「種」を基本としている。この点、生物分類学上、種の下に種と生態的特性が近似した亜種（種の下におかれる階級で、固有の特徴を共有し、特定の地域に分布する集団²⁾）や変種（植物命名規約上の亜種と品種の間に位置する分類階級³⁾）があり、ある種に属する外来の亜種・変種により生態系等に被害が生じる場合であっても、同じ種に属する別の亜種・変種が我が国を本来の生息地・生育地とする場合は、当該亜種・変種が属する「種」の単位で指定することができないことから、亜種又は変種の単位で指定を行うことも可能となっている。なお、「種」単位で特定外来生物に指定されている場合、当該種に属する亜種及び変種も、当該種に包含されているため、特定外来生物に該当することとなる。

また、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上位分類群）や、ヒアリ類のように「種群」を単位とするものとしている。

¹⁾ 広辞苑第5版

²⁾ 岩波生物学辞典第4版

³⁾ 岩波生物学辞典第4版

特定外来生物を含む、本法の規制を受ける生物の一部には、規制対象として指定された種名以外に別名（学名・和名）を持つものや、規制対象として指定された後に、分類学上の発展・整理に伴い、別属や別種、亜種等として位置付けられるものもある。しかし、これらの別名や新しい種名の生物であっても、「生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」であることに変わりがないこと等から、引き続き、外来生物法上の規制対象となる。このことは、未判定外来生物（法第21条参照）及び輸入に際して種類名証明書の添付が必要な生物（法第25条参照）に関しても同様である。

▶参考 Web ページ [規制対象生物を別名又は新しい種名で輸入・飼養等しようとする方へ | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

② 「交雑することにより生じた生物」

交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組合せ又は外来生物及び在来生物の種の組合せを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせるものとしている。

▲ ----- ▲

6 「個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）」（第1項）

個体に「卵及び種子その他政令で定めるもの」を含むこととするのは、通常「個体」という文言が生物の成体を想起させることから、本法による規制の実効を期するため、孵化又は発芽すれば成体となる卵及び種子等を含むことを明示するものである。

「その他政令で定めるもの」としては、施行令第2条で「孢子」が定められている。

「生きているもの」に限定しているのは、本法で防ごうとする生態系等に係る被害が、特定外来生物が我が国の野外で生きていることによって初めて生ずるからである。この点、生きているものとして例えば生物の精子又は卵子が考えられるが、これらは野外で自生することや繁殖を行うことができず、生態系に係る被害を及ぼすおそれがないため、本法の規制の対象ではないものと想定される。

[参考：施行令第2条]

（個体に含まれるもの）

第2条 法第2条第1項の個体に含まれる政令で定めるものは、孢子とする。

7 「器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）」（第1項）

例えば特定の植物の根、茎（地下茎を含む）、葉など、それだけで再生し、又は繁殖することが可能なものがあることから、そのような器官を有する外来生物ごとに政令で定める器官も、特定外来生物に該当す

る。具体的には施行令第3条で定めている。

現在、一部の植物について器官として「茎」又は「根」が指定されているが、「茎」は葉、芽、花等を除く地上部の器官（一般に軸状構造をなす）を指すものとし、「根」は根茎を含む植物の地下組織の全体を指すものとしている。したがって、茎を器官と定めていない種については、切り花や刈り取った地上部組織は特定外来生物に含まれる器官には該当しないが、成熟した種子（特定外来生物に該当する）が付着等している場合も考えられるため、注意が必要である。

〔参考：施行令第3条〕

（政令で定める外来生物の器官）

第3条 法第2条第1項の政令で定める器官は、別表第3の種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

8 「生態系」（第2項）

生態系に係る被害としては、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地若しくは餌動植物又は交尾行動に係る在来生物との競合・阻害による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を通した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等がある。

9 「人の生命若しくは身体」（第2項）

人の生命・身体に係る被害としては、かみついたり毒等により人に重症や重度の障害をもたらすもので、その回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられるものを想定する。なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、感染症に係る被害は含まない。

10 「農林水産業」（第2項）

農林水産業に係る被害としては、単に我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等による重大な被害を想定する。なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病等に係る被害は含まない。

11 「要緊急対処特定外来生物」（第3項）

要緊急「防除」ではなく「対処」としているのは、防除のみならず、検査対象物件等の移動制限・禁止や消毒・廃棄命令といった措置を講じることでもあることから、これらの措置を読み込むことができるよう、このように規定したものである。

12 「まん延」、「拡散」（第3項）

「拡散」については、ある特定外来生物が、限られた場所からひろがり散る、すなわちより広い別の場所に、物理的に移動することを指している。

「まん延」については、ある特定外来生物が、拡散・増殖すること等による結果として、はびこる、すなわち、当該特定外来生物の生息・生育域が拡大してしまった状態を指している。

つまり、「拡散」は「まん延」よりは前の段階において生じるものである。ヒアリ類の例で言えば、我が国に非意図的に侵入したヒアリ類が付着した物品等が移動することで、そのヒアリ類が物品等が所在する場所からより広い場所に「拡散」され、その結果としてヒアリ類の生息域が拡大してしまった状態が「まん延」である。

また、「まん延」については、その時点での被害の発生の有無とは直接的には結びついていないが、上述したとおり、まん延する（生息・生育域が拡大する）ことで、生態系等に係る著しい被害が生じるおそれがあることが、単なる「拡散」とは異なる点である。

13 「必要があるもの」（第3項）

要緊急対処特定外来生物については、通関後も含め、その疑いのある生物が付着等をしている物品等の移動の制限又は禁止や、要緊急対処特定外来生物が付着等をしている物品等の消毒又は廃棄を命ずるといった、社会経済への大きな影響を与える可能性がある強い権限を行使することができる。こうした影響を考慮した上でもなお、緊急の措置が必要であるものを意味する。

14 「政令で定めるもの」（第3項）

具体的には、施行令第4条で定めている。

要緊急対処特定外来生物の選定に関する基本的な事項については[基本方針](#)「第6」の「1」に記載されているが、次のいずれにも該当する特定外来生物を選定の対象とするものとなっている。

○原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的であること。

○まん延した場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する著しく重大な生態系等に係る被害が生じるおそれがあること。

① 当該生物の毒性の強さや攻撃性の高さから、人に対して死亡や重篤な後遺症に至るなど重大な危害が及ぶ危険性があること。

② 在来の生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあること。

③ 農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあること。

○まん延した場合には、これまでの通常的生活様式を変えざるを得ないような、多岐にわたる大きな影響を及ぼすなど、単に著しい生態系等に係る被害があるという性質を有するにとどまらない国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

○容易に他の物に付着等を行うことにより移動し、拡散し得るとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であること。

なお、要緊急対処特定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出され

た意見及び情報を考慮して指定を行うものとされている。

[参考：施行令第4条]

(要緊急対処特定外来生物)

第4条 法第2条第3項の政令で定める特定外来生物は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第4の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体
- 二 別表第5の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体

15 「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者」（第4項）

生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者をいう。学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意することとしている。また、特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築することとしている。

16 「意見を聴かなければならない」（第4項）

意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング、委員会形式での学識経験者間の意見交換等、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討することとしている。また、意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から、適切な情報公開に努めるものとしている。

第2条の2 国の責務

(国の責務)

第2条の2 国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(第2条の5において「民間団体」という。)による活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(令4法42：追加)

【趣旨】

本条から第2条の5までは、令和4年法改正により追加されたものである。改正前の法において、特定外来生物の防除は一義的には主務大臣等が被害の発生を防止するため必要があるときに行うこととされ、他の主体は法に基づく防除を実施するために主務大臣の確認又は認定を受けることが「できる」としてされていた。当該規定や法改正前の特定外来生物被害防止基本方針（平成26年3月18日閣議決定）の下、国は、全国的な観点から生物の多様性の確保上優先度の高い重要な地域等における防除や、我が国に定着していない又は定着初期の特定外来生物の防除等の全国的に見て特に優先度の高い防除を行ってきた。しかし、法改正前においては、各主体の役割が規定されていなかった。そのため、個別の事案において防除をどの主体が行うかの調整に時間を要すること等により、迅速な防除を行えず、結果として特定外来生物が拡散し、被害が拡大してしまっていた。

一方で、国等による防除マニュアル等の整備により防除に係る知見が広く共有され、地方公共団体による防除の実績も蓄積されてきた。特に、定着した特定外来生物については、地域ごとに分布状況や被害の状況が多様であることから、地方公共団体の取組を強化し、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とする必要が高まっていた。これらのことから、各主体がより実効的な防除措置を講じられるようにするため、防除等の対策を実施する現場において、どの主体が防除を行うべきなのかといった、各主体の役割を、本法の基本的な考え方として明確化するための責務規定を置くとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとしたものである。

【解説】

1 「外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」（第1項）

具体的には、次のような取組が挙げられる。

- 我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見を定期的に集約すること
- 対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行うこと
- 外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る指針及び国における具体的な行動計画を示すこと
- 生態系被害防止外来種リストを作成すること

2 「我が国における定着」（第2項）

「定着」については、「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則（2002年・第6回生物多様性条約締約国会議）」における定義と同様に「継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと」を意味する。特定外来生物ごとの我

が国における定着の判断については、特定外来生物の指定の際やその後状況の変化が生じた際に、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、特定外来生物の生態等に応じて、環境省（農林水産業に係る共管種については、環境省及び農林水産省）が判断する。「我が国における定着」には、全国的に広く定着している状態だけでなく、局地的に定着している状態も含まれる。既に指定されている特定外来生物の定着状況については環境省 HP の「特定外来生物等一覧」において掲載している。

▶参考 Web ページ [特定外来生物等一覧 | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp)

3 「分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止」（第 2 項）

「分布が局地的である特定外来生物」については、定着が全国的に見て一部の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に限定されるなど局地的である特定外来生物を指し、例えば、ツマアカスズメバチ（対馬市のみ定着）のような、国内定着初期においてごく一部の地域に定着している特定外来生物を想定する。このような特定外来生物を放置すると急激に全国にまん延する危険性が高い場合において、ある地域から他の地域への分布を広げないように、主務大臣等が定着していない地域のモニタリングを行うとともに、当該地域で発見された場合の防除や定着している地域からの分布拡大防止のための定着地域における防除を地方公共団体と共に行うこと等を想定する。

4 「生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止」（第 2 項）

「生物の多様性の確保上重要と認められる地域」については、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）等の法令において、その生物の多様性の保全を国が図ることとされている地域及びその保全を国が図ることとされている種の生息地又は生育地を想定しており、特定外来生物により当該保全の対象となる生物に被害が生じた場合には、国が率先して必要な措置を講ずるという趣旨の規定である。上記の地域内で特定外来生物による生態系等に係る被害が生じているかどうか、当該被害の程度やその被害が拡大するか否か、各法令の趣旨等も踏まえて、優先順位を検討の上、必要と判断した措置を行うことを想定する。

5 「地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（第 2 条の 5 において「民間団体」という。）による活動の促進に必要な措置」（第 3 項）

具体的には、①防除マニュアルの作成、専門家の派遣、研修会の実施

、防除技術の開発等の技術的な支援、②地方公共団体等の取組に対する財政的な支援、③地域の関係者の取組の連携（都道府県間の連携を含む。）等が挙げられる。

また、地方公共団体等と連携して、特定外来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報を含む。）を収集し、共有することも含まれる。

第2条の3 地方公共団体の責務

(地方公共団体の責務)

第2条の3 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令4法42・追加)

【趣旨】

定着した特定外来生物については、地域ごとに分布状況や被害の状況が多様であること、地方公共団体による防除の実績が蓄積してきたこと等を踏まえ、都道府県や市町村の取組を強化し、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、都道府県においては必要な措置を講ずること、市町村においては必要な措置を講ずるよう努めることとしたものである。

より地域住民に近い立場である市町村の取組は重要であるが、市町村単位では自治体の有する知識・技術・体制について差異があるため、全市町村に一律で外来生物対策の実施を求めることは、現時点では難しい。そこで、市町村については、当該市町村の所在する都道府県の協力も得つつ、個々の実情に応じた取組を促進することが望ましいことから、努力義務としている。もっとも、上記のとおり、本規定の趣旨は都道府県や市町村の取組を強化するものであることから、既に積極的に外来生物対策に取り組んでいる市町村や一定の規模を有する市町村における取組については引き続き非常に重要であり、所属する都道府県や近隣の市町村とも連携しつつ継続・推進することが望まれる。

都道府県と市町村の役割分担については、現場での被害状況の確認、地域住民との連絡調整、地域住民と連携した防除等のより地域住民に近い立場での役割を市町村が担う等、地域の実情に応じて検討することが望まれる。

【解説】

1 「特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ」(第1項及び第2項)

当該区域内で特定外来生物による生態系等に係る被害が生じているか否か、当該被害の程度やその被害が拡大するか否か、その他地域の実情も踏まえて、優先順位を検討の上、必要と判断した措置を講ずることを

想定する。

2 「我が国における定着が既に確認されている特定外来生物」（第1項及び第2項）

「我が国における定着」の考え方については法[第2条の2](#)の解説2を参照されたいが、当該記載のとおり、全国的か局地的かに関わらず国内に定着しているものは「我が国における定着が既に確認されている特定外来生物」となる。ただし、分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止は国の責務にもなっていることから、例えば都道府県が被害状況の調査や被害に応じた防除を行い、国がまん延防止のためのモニタリングや防除を行うなど、特定外来生物の生息・生育の状況や地域の実情に応じて役割分担を調整の上、対応することが想定される。

3 「必要な措置」（第1項及び第2項）

具体的な内容としては、特定外来生物の防除やその事前段階としての法[第13条](#)第1項に基づく立入り等だけでなく、特定外来生物に関する内容を含む条例やリストの策定、必要な予算の確保、関係者との連携促進、普及啓発等、様々な取組が該当する。

第2条の4 事業者及び国民の責務

（事業者及び国民の責務）

第2条の4 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。

2 物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者がこの法律及びこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をするものとする。

（令4法42：追加）

【趣旨】

既に我が国に導入され、広くまん延している外来生物の中には、愛玩目的での安易な飼養等や事業者による不適切な飼養等により遺棄又は逸出等がなされ、野生化して生態系等に被害を及ぼしている外来生物も多い。また、外来生物の非意図的な導入を防ぐためには、外来生物を混入させない措置や外来生物の存在が判明した段階で適切な逸出防止措置を採ることが重要である。加えて、特定外来生物の防除を進めるためには、その被害の状況や防除の必要性について、土地所有者及び施設管理者や地域住民等が

理解し、防除等の施策に協力することも必要である。これらのことから、事業者及び国民に求められる責務について規定したものである。

【解説】

1 「外来生物に関する知識と理解」（第1項）

具体的には、外来生物による被害、取り扱う生物が外来生物であるかどうか、混入や逸出の防止の適切な方法、防除の必要性等に関する知識と理解を想定する。

2 「外来生物を適切に取り扱う」（第1項）

外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）を遵守するなどして外来生物を適切に取り扱うことを想定する。

なお、外来種被害予防三原則については「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月26日環境省、農林水産省、国土交通省）において次のとおり定義されている。

入れない：悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

捨てない：飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。

拡げない：既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

3 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力」（第1項）

土地所有者、施設管理者や地域住民等が防除等の施策に協力したり、動物園や水族館等を運営する事業者が普及啓発や調査研究等に協力したり、事業者が事業におけるリスク管理やサステナビリティ活動の一環で外来生物対策を行ったりすること等を想定する。

4 「物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者」（第2項）

法[第24条の7](#)に基づく対処指針の対象となる事業者のうち、物品の処分権限を有する者（荷主に当たる事業者）に加えて、個人の荷主も含まれる。

5 「必要な配慮」（第2項）

荷主等が運送事業者等に対して、特定外来生物の保管、運搬、輸入等の禁止、特定外来生物等が付着等をしている輸入品等や要緊急対処特定外来生物が付着等している物品等に対する移動の制限又は禁止の命令や消毒又は廃棄の命令等の、本法の規定及び本法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるようにするとともに、特定外来生物等が付着等をしているおそれのある輸入品等や要緊急対処特定外来生物が付着

等をしている蓋然性が高いと認められる物品等に対する検査等に際して適切な対応を求めるものである。例えば、特定外来生物の付着又は混入のおそれがある物品又はコンテナの開封等について、管理者等から連絡があった場合は速やかに対応し協力することや、法第24条の2第2項又は第24条の5第2項に基づく移動制限・禁止の対象となった場面においても、荷主等が運送事業者等に対して予定どおりの運送を求めることがないようにすること等を想定する。

このほか、特にヒアリ類について必要な配慮の詳細については、「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」（令和5年国土交通省・環境省告示第1号）も参照されたい。

第2条の5 関係者の協力

（関係者の協力）

第2条の5 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（令4法42：追加）

【趣旨】

実効性の高い特定外来生物対策を進めるためには、それぞれの役割分担の下に、各主体が実際に防除等を行う時だけではなく、平常時から、国、地方公共団体、事業者、民間団体等がそれぞれ相互に連携し、協力することが重要であることから、国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとしたものである。

【解説】

1 「民間団体」

国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務については上述したとおりであるが、民間団体についても、外来生物の問題に長年継続して取り組んでいる団体や、外来生物や地域の生物・生態系に精通し、専門的知見を有する団体等があり、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されることから、協力を図る主体として明記されたものである。また、これらの団体が実施する外来生物に関連する活動は、メディアの注目度が高いものもあり、一般の国民がこれらの活動に参加することにより、外来生物問題の深刻さをより一層実感できるものであることから、外来生物問題の普及啓発においても大きな役割が期待される。

2 「その他の関係者」

例えば、土地所有者や施設管理者等が挙げられる。特に、特定外来生物の防除に関しては、土地所有者や施設管理者等の協力を得ることが重要であることに加え、土地所有者や施設管理者等は当該土地又は施設を適切に管理する責任を有している。このため、土地所有者や施設管理者等については、積極的な防除の取組が期待されるほか、土地及び施設における特定外来生物が生息・生育しにくい環境の維持管理や侵入状況の確認、国及び地方公共団体への適切な情報提供等の取組も重要である。

第3条 特定外来生物被害防止基本方針

（特定外来生物被害防止基本方針）

- 第3条** 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。
- 2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
 - 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
 - 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
 - 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項
- 3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第1項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

【趣旨】

特定外来生物の取扱いに関しては、関係者が国の行政機関、地方公共団体、事業者、NPO等多岐にわたることから、特定外来生物による被害防止制度の基本認識、各施策の基本的な考え方をあらかじめ関係者に示すことにより、行政の透明性を確保することが求められる。そこで、本条により、基本方針の案を作成し、閣議決定を求めるものとしたものである。

この基本方針は、平成16年同年10月15日に閣議決定された後、法改正を踏まえた変更が平成26年3月18日及び令和4年9月20日の閣議決定により行われた。

▶参考 Web ページ [法律・政令・規則・告示、基本方針等 | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

【解説】

**1 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想」
（第2項）**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する背景、課題認識、被害防止の基本的な方針並びに各主体の役割及び連携について記述している。

2 「特定外来生物の選定に関する基本的な事項」（第2項）

選定の前提、被害の判定の考え方、選定の際の考慮事項、特定外来生物の選定に係る意見の聴取方法について記述している。

3 「特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項」（第2項）

飼養等の許可の考え方、個体の処分、輸入の禁止、譲渡し等の禁止、放出等の許可の考え方及び立入り等について記述している。

4 「国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項」（第2項）

防除の原則、防除の公示に関する事項、防除の実施に関する事項等について記述している。

5 「前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項」（第2項）

輸入品の検査等に関する基本的な事項、要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項に加え、未判定外来生物、種類名証明書添付を要しない生物、科学的知見の充実、国際協力の推進、国民の知識と理解の増進等について記述している。

6 「閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない」（第3項）

基本方針は、閣議決定をもって効力を生ずる。基本方針自体は、一般国民の権利、義務とは直接的な関係を有しないが、この基本方針に基づく具体的な施策によって、国民の権利、義務にも影響を与えることになる。また、今後の特定外来生物施策に関する基本的な考え方を示し、国民の理解を求めることが必要であること等に鑑み、広く国民に周知するため、遅滞なく公表しなければならないとされたものである。

7 「変更」（第4項）

一部を廃止し、又は全部を廃止して、新たな基本方針を決定することも変更であり、同様の取扱いとなる。

第2章 特定外来生物の取扱いに関する規制

第4条 飼養等の禁止

（飼養等の禁止）

第4条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

（平 25 法 38・一部改正）

【趣旨】

外来生物による生態系等に係る被害は、外来生物が野外に存在し、また定着することにより発生するが、これは生態系等に被害を与えるおそれのある生物が、愛好家等により安易に飼養等されたり、飼養等に係る管理が十分に行われなかったりすること等により、意図的又は非意図的に野外へ遺棄や逸出等されることに起因している。

このため、本条において、特定外来生物に該当する生物の飼養等について、原則禁止している。

【解説】

＜本則関係：「飼養等」の解説＞

1 「飼養等」

この法律における飼養等とは、法第1条に基づき「飼養、栽培、保管又は運搬」をいうが、各用語の定義及び考え方は以下のとおりである。

○「飼養」及び「栽培」について

「飼養」とは動物を飼い養うことをいい、「栽培」とは植物を植え、育てることをいう。具体的には、餌やりや水やり、施設における生息・生育環境の管理等により特定外来生物の生存を維持する行為を想定する。例えば事業者Aが他の生物を飼養・栽培している施設内に特定外来生物が生存しており、Aが当該特定外来生物の存在を認識し得る状況において、Aが当該特定外来生物に直接的に餌やりをしていない場合であっても、Aによる当該特定外来生物への関与の状況も踏まえ、Aによる他の生物への餌やり等により結果として当該特定外来生物の生存が維持されていると認められる場合には、「飼養」や「栽培」に該当すると考えられる。

○「保管」について

「保管」とは、生物を自己の勢力範囲内に保持して、その死傷を防ぐことをいう。この場合、「保持」と認められるためには、一定時間自己

の勢力範囲内にあるか一定時間自己の勢力範囲内にあることが明確に予想される状態であることが必要である。また、この「一定時間」に該当するかどうかは、特定外来生物の取扱いの状況や意思の内容などを総合的に勘案し、個別具体的に判断することになる。例えば、釣った後その釣った湖に戻すことが明らかなイベントでオオクチバスを取り扱う場合について、当該イベント終了後も引き続きそのオオクチバスを生かしてクーラーボックスなどに入れておくことは「保管」に該当する。なお、「特定外来生物」は法第2条第1項に基づき生きているものに限るため、1) 殺処分を伴う目的で行うものであり、2) 事前に特定外来生物を致死させるために必要な措置が十分講じられており、3) その状態が確実に維持され速やかに死に至る状態で保持することは原則として「保管」に該当しない。例えば、水の入っていないクーラーボックスにオオクチバスを入れる、フィルムケース等の気密性が高く速やかに窒息死することが確実な容器にカエルを入れる、植物を押し花状に圧縮して乾燥剤・吸湿剤とともに密封された容器に入れる等が「保管」に該当しない例として想定される。反対に、わなにかかった動物を意図的に放置する等、殺処分を伴う目的であっても、事前に致死させるために必要な措置が講じられていない場合等には、保管に該当し得る。

○「運搬」について

「運搬」とは、生物を事実上の支配下において運び異なる場所に移すことをいう。この「異なる場所」とは、同一性・一体性のない場所のことをいい、同一性・一体性のある場所内であれば、特定外来生物を運び移しても本法の「運搬」には該当しない。「同一性・一体性のある場所」については、地理・地形等の状況（あくまで地理的な状況であり、一般人の立入りの有無や同一主体の敷地内であるか否かには拠らない）や当該特定外来生物の生理・生態等を踏まえ、当該運搬による生態系等への新たな被害（自然状態で通常容易に起こり得る当該特定外来生物の分布拡大の範囲や速度を超えて分布拡大することによる新たな被害）が生じるおそれがない範囲が個別具体的に認められ得る。また、「保管」と同様、1) 殺処分を伴う目的で行うものであり、2) 事前に特定外来生物を致死させるために必要な措置が十分講じられており、3) その状態が確実に維持され速やかに死に至る状態で運搬することは原則として「運搬」に該当しない。

「飼養」及び「栽培」と「保管」又は「運搬」は排他的な概念ではないため、両方に該当する行為はあり得る。例えば、動物病院において一定期間特定外来生物を預かるような場合は、当該行為は「飼養」にも「保管」にも該当することとなる。

○「飼養等」に該当するか否かについて

「飼養等」に該当するか否かについては、1) 特定外来生物の存在を認識し得る状況にあるか、2) 具体的に特定外来生物の飼養等を行って

いるか、により判断することとなる。例えば、特定外来生物が混入していることを目視で認識し得る状況で、特定外来生物が混入したコンテナ等を運搬することは飼養等（運搬）に該当する。

一方で、社会通念上特定外来生物の存在を認識し得ないと認められる場合や、当人の関与がない状況で特定外来生物が生息・生育している場合（例えば公園の池に何らかの事由で入り込んだ特定外来生物が、公園管理者の関与なしに生息・生育している場合等）は、故意性や具体的な飼養等の行為が認められず、「飼養等」には該当しないと考えられる。

○「飼養等」の主体について

「飼養等」の主体となる者は「当該飼養等に責任をもつ者」とするのが妥当であるため、法第5条に基づく許可を受けた者、施行規則第2条（法第4条第2号参照）の飼養等の禁止の適用除外の対象となる者、又は法第3章に基づく防除を実施する者から依頼・発注を受けて、当該依頼者・発注者の責任下で行われる飼養等については、当該依頼を受けた者又は受注者が当該飼養等について別途許可等の手続をとる必要はない。ただし、法第5条に基づく許可を申請する者がその飼養等を継続的に他者へ依頼・発注する場合は、申請書に「主たる飼養等取扱者」として依頼・発注先を記載する必要があるほか、防除の確認・認定を受けている者が特定外来生物の処分に係る運搬・保管等を他者へ依頼・発注する場合には、その処分方法について施行規則第23条第2項の規定（法第17条の4参照）による防除実施計画書に記載する必要がある。また、依頼・委託の関係が対外的に説明できるよう、メールや文書等の文面をもって依頼・発注を行うことが望ましい。

※別途手続をとる必要がない飼養等の例

- ・許可を受けた移動用施設の運搬業務を受注した宅配事業者による運搬・保管
- ・許可を受けたおり型施設等の管理業務を受注した動物施設事業者による飼養等
- ・空港にて任意放棄等された生物の引取り・殺処分業務を環境省から受注した事業者による運搬・保管
- ・警察から一時的な飼養等の依頼を受けた個人や動物園による飼養等
- ・防除の確認・認定を受けている団体から安楽殺業務を請け負った事業者が殺処分のために行う運搬・保管

<第1号・第2号関係：飼養等の禁止の適用除外について>

2 「その許可に係る」

法第5条第1項の許可を受けた範囲内で行うことを意味する。

3 「次章の規定による防除に係る捕獲等」

法第3章に基づき行われる主務大臣等による防除（法第11条）、都道府県による防除（法第17条の2）、主務大臣の確認を受け行われる

市町村による防除（法 [第 17 条の 4](#)）及び主務大臣の認定を受け行われる国及び地方公共団体以外の者による防除（法 [第 18 条](#)）の一環として実施される特定外来生物の捕獲等に伴う保管・運搬の行為をいい、捕獲して一時的に保管する場合やその後試験研究機関に運搬する場合等が想定される。

なお、法 [第 3 章](#)の規定による防除については、「捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと」が確認・認定の基準として定められている。これについては施行規則第 22 条（法 [第 17 条の 4](#) 参照）第 8 号の解説も参照されたい。

4 「その他主務省令で定めるやむを得ない事由」

具体的には、施行規則第 2 条に規定されている。

なお、直前の「次章の規定による防除に係る捕獲等」は、「主務省令で定めるやむを得ない事由」には含まれない。

また、条件付特定外来生物に係る飼養等の禁止の適用除外については、[附則第 5 条](#)も参照されたい。

▼ ----- ▼ 施行規則

（飼養等の禁止の適用除外）

第 2 条 法第 4 条第 2 号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- 二 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 検察庁法（昭和 22 年法律第 61 号）第 4 条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。
- 四 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から 1 年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 五 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 六 厚生労働省、都道府県、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 七 植物防疫官が植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 8 条又は第 10 条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。

- 八 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 7 条、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 40 条若しくは第 45 条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 55 条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 九 税関職員が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十 法第 5 条第 1 項の許可を受けた者が第 10 条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日）から 60 日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十一 第 5 号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十二 国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十三 法第 9 条の 3第 1 項又は第 20 条第 3 項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十四 特定外来生物である植物に係る法第 3 章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い次のいずれにも該当する運搬をするものであること。
- イ 防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分に供する施設に運搬すること。
- ロ 当該特定外来生物の落下、種子の飛散その他の理由による 野外への逸出を防止するための措置をとっていること。
- ハ 防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を 掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ、公表された次の事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。
- （１） 当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。
- （２） 当該防除を実施する者
- （３） 当該防除の実施日時及び実施場所
- 十五 特定外来生物である動物のうち主務大臣の定めるものに係る法第 3 章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をするものであること。
- 十六 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、前 2 号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限度の期間に限り、当該運搬に係る特定外来生物を保管すること。
- イ 当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。
- ロ 保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。

- 十七 法 [第4章の2](#) 若しくは法 [第4章の3](#) の規定に基づく指導、助言、勧告若しくは命令又は環境省、農林水産省若しくは国土交通省の職員の指導（国土交通省の職員の指導にあつては、法 [第24条の7](#) 第1項に基づき策定される指針の内容に係るものに限る。）を受けた範囲での任意の協力により、特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等若しくは施設の移動を制限するため又は特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等、土地若しくは施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十八 [獣医師法](#)（昭和24年法律第186号）第4章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十九 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#)（昭和45年法律第137号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う [廃棄物の処理](#) に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 二十 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律](#)（平成14年法律第8号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 二十一 [食品衛生法施行令](#)（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業について [食品衛生法](#) 第55条第1項の許可を受けた者が、食用に供するために、[特定飼養等施設](#) とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。
- 二十二 [特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第5条第1項の許可がなされていないものが当該指定の日から6月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。](#)
- 二十三 [特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から1年を超えない範囲で鳥獣保護管理法第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。](#)
- 二十四 [病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となった施行令附則第2条第1項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体を、確実にかつ適正に飼育することができる者に頒布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者が、当該個体を特定飼養等施設内において飼養等するものであること（あらかじめ、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養等する当該個体の種類及び数量並びに頒布の相手方の選定方法を届け出たものに限る。）。](#)
- 二十五 [飼養している生物の餌として処分する目的で、特定飼養等施設内において保管していた *Procambarus clarki*（アメリカザリガニ）の個体を譲り受け、特定飼養等施設内において保管するものであること（あらかじめ、その年に譲り受けようとする個体について、主務大臣に住所、氏名](#)

、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲り受ける総数量並びに譲受ける相手方の氏名又は名称を届け出たものに限る。）。

【施行規則の解説】

① 「非常災害に対する必要な応急措置」（第1号）

非常災害時において飼養等の許可を受けている者等が緊急にその特定外来生物を避難させる必要が生じた場合であって、許可を受けた特定飼養等施設で避難させることが不可能な場合等の一時的かつ緊急的な対応措置等が想定される。

② 「警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として飼養等をするもの」（第2号）

警察において、拾得物件として提出を受けたり、証拠物件として押収したりした際に、飼養等をする事等を想定する。

なお、拾得物件としての特定外来生物（条件付特定外来生物を除く。）は、[遺失物法](#)（平成18年法律第73号）第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当することから、公告から3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないとき、同法第37条第1項第1号の規定に基づき、国に帰属することとなる。一方、条件付特定外来生物（[附則第5条](#)参照）については、原則として「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当しないため、都道府県に帰属することとなる¹。なお、野生動物や屋外にいても逸走したものではない動物は、遺失物法における「逸走した家畜」に該当しないとされている²。

③ 「特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除」（第4号）、 「特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除」（第23号）

1）特定外来生物の指定時点（当該特定外来生物の指定に係る政令の施行日を指す。以下同じ。）で当該特定外来生物の防除を行うこと、2）指定時点で行っていた防除を一時的に中断した後に再開すること、3）指定時点では行っていなかったが、継続して行っている防除事業があり、当該事業を指定後に実施することを指す。本来、法第4条第2号に基づき法[第3章](#)に基づく防除に係る捕獲等は飼養等の禁止の適用除外とされているが、法[第3章](#)に基づく防除の手続には一定の時間を要することから、上記の防除（国及び地方公共団体以外の者による防除については、[鳥獣保護管理法](#)第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて実施されるものに限る）について、指定後1年以内に限り、法[第3章](#)に基づく防除と同等であるとみなし、飼養等の禁止の適用除外とするものである。

④ 「法に係る業務に伴って飼養等をするもの」（第5号）

¹ 「[所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて](#)」（令和5年5月17日付警察庁長官官房会計課長通達）

² 「[遺失物法等の解釈運用基準について](#)」（令和5年1月27日付警察庁長官官房長通達）第2の1(4)

本法を所管する農林水産省職員又は環境省職員が行う、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための業務に伴って飼養等をするものであって、法に基づく手続を経る時間的余裕がない場合に行うものをいう。具体的には、飼養等の許可を受けていない者からの特定外来生物の引取り、輸入段階において要件不備のため任意放棄された特定外来生物の引取り、違法に飼養されていた特定外来生物の証拠物件としての警察への提出等に伴って一時的に保管することや、緊急的な防除に係る捕獲等に伴う保管・運搬等が想定される。

なお、法第3章に基づく防除に伴う飼養等については、本号ではなく法第3章の規定に基づいて行うものとなる。

⑤ 「第5号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務」（第11号）

第5号に該当する飼養等を主務大臣が定めた業者が代行することである。ただし、現時点において「主務大臣が定める者」は定められていない。

⑥ 「国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り」（第12号）

他の者が捕獲した個体を引き取る場合等を想定する。

⑦ 「地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者」（第14号）

地域のボランティアを例示として挙げているものの、地域のボランティアに限るものではなく、その行う防除が小規模であると認められる者であれば主体は問わない。例えば、地域のボランティアによる防除、農林水産業の一環で行う防除、行政機関が単発で行う防除等が想定される。相当の規模で継続的な事業として行われる防除については、法第3章に基づく防除として実施することが適当である。

⑧ 「主務大臣の定めるもの」、「主務大臣の定める要件」（第15号）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第15号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件（令和5年農林水産省・環境省告示第5号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第15号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件（令和5年環境省告示第32号）により、かみきりむし科に属する生物が指定されており、次の内容の要件が定められている。

- 当該生物の個体の拡散を防ぎ、及び確実に全ての個体の殺処分をすることを目的として、当該生物の個体が付着し、又は混入した樹木の焼却又は粉碎及びくん蒸を実施する場所に運搬するものであること。
- 樹木の側面に付着している等その場で殺処分をすることが可能な当該生物の個体については、殺処分を行った上で運搬すること。
- 当該生物の個体が付着し、又は混入しているおそれのある樹木等が運搬中に落下し、又は飛散すること及び当該生物の個体が運搬中野外へ逸出することを確実に防止するための措置がとられていること。
- 防除（法第3章の規定による防除に該当しない防除であって、地域のボランティアによる防除等小規模な防除に限る。以下同じ。）を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ当該事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の一環として当該生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。

- ・当該防除が主務大臣の定める動物の防除に該当すること。
- ・当該防除を実施する者
- ・当該防除の実施日時及び実施場所
- ・逸出防止措置を含めた運搬方法

⑨ 「廃棄物の処理」（第 19 号）

「廃棄物」については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における「廃棄物」を指し、ごみ、粗大ごみ、汚でい、廃油、ふん尿その他の汚物又はその排出実態等からみて客観的に不要物として把握することができるものであって、気体状のもの並びに放射性廃棄物及びこれによって汚染された物を除く固形状から液状に至るすべてのものをいう。次のものは廃棄物処理法の対象となる「廃棄物」には該当しない¹。

（「廃棄物」に該当しないもの）

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行なった現場附近において排出したもの
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

「廃棄物の処理」とは、廃棄物処理法第 6 条の 2、第 7 条及び第 12 条に具体的に手順等が規定されている、市町村及び一般廃棄物処理事業者による一般廃棄物の処理を指す。都道府県及び一般国民による廃棄物の処理については、廃棄物処理法においてそれらが自ら処分する旨や具体的な処理の手順が規定されていないため、本号の対象とはならない。

⑩ 「食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業」（第 21 号）

本号の規定はこの「飲食店営業」を行うための行為が規定されているものであることから、例えば冷凍しただけの特定外来生物を販売する事業等、食品衛生法に基づく飲食店営業に該当しないと考えられる行為については本号の対象とはならない。

⑪ 「特定飼養等施設」（第 21 号、第 24 号及び第 25 号）

施行規則第 5 条（法 第 5 条第 3 項 参照）で定める基準に適合する飼養等施設のことをいう。

⑫ 「譲り受け」（第 21 号）

食品衛生法に基づく許可を受けた飲食店営業者が、当該飲食店において食用に供するために、特定外来生物（代表例としてはチュウゴクモクズガニ、ウチダザリガニ、アメリカザリガニ等）を譲り受ける行為（購入を含む）を指す。ただし、当該譲受けは、施行規則第 11 条（法 第 8 条 参照）に規定する譲渡し等の適用除外に該当する範囲で、特定飼養等施設に入れた状態で行う場合にのみ認められる。

⑬ 「特定外来生物の指定の際」（第 22 号）

当該特定外来生物の指定に係る政令の施行日を指す。

⑭ 「当該指定の日から 6 月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請

¹ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 49 年 3 月 25 日付厚生省環境衛生局長通知）

がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をする」（第 22 号）

特定外来生物として新たに指定される生物の飼養等をしている場合、指定時点までに飼養等の許可を得る時間的余裕がないことをもってただちに違法としてしまうことは規制の逆作用となり、法の適切な運用に反することから、特定外来生物の指定時点で行っている当該特定外来生物の飼養等について、当該指定の日から 6 か月間の猶予期間を設けるものであり、当該期間内に飼養等施設や管理体制を準備し、許可申請を行うための規定である。なお、通常の運用では、特定外来生物の指定に係る政令の閣議決定の際に経過措置を置くこととしており、これにより当該指定の日以前でも飼養等の許可の申請を行うことが可能となっている。

「当該特定外来生物の飼養等をする者」とは、当該特定外来生物の飼養等に係る業活動を行っていた場合については、業活動としての反復継続した特定外来生物の飼養等をいい、同種の特定外来生物であれば、別の個体であっても飼養等を行うことが可能となる。一方、愛玩・観賞目的での飼養等については、施行規則第 3 条第 4 号（法 [第 5 条第 1 項](#) 参照）の規定により飼養等の許可の対象が「特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物」に限られることから、特定外来生物の指定の際に国内において飼養等をしていた当該個体の飼養等を行うことに限定され、特定外来生物の指定後に別の個体の飼養等を愛玩・観賞目的で行うことはできない。

⑮ 「病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となった」（第 24 号）

飼い主の病気、死亡、生活環境の著しい変化等をきっかけとして飼育の継続が困難となった場合を想定する。行政機関がやむを得ず引き取った個体について、当該行政機関による飼育の継続が困難である場合も含む。

⑯ 「確実かつ適正に飼育することができる者」（第 24 号）

当該生物が条件付特定外来生物であり放出等が禁止されていることを理解し、[動物の愛護及び管理に関する法律](#)（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）第 7 条の動物の所有者又は占有者の責務等も踏まえ、最後まで逃がさずに適正に飼育することができる者をいう。したがって、施行規則第 2 条第 24 号に該当して条件付特定外来生物を新たな飼い主に譲り渡す場合には、譲渡しの相手方が「確実かつ適正に飼育することができる者」かどうかについて、事前に相手方の飼養等の環境等を確認する、相手方に適正に飼育する旨の誓約書を書かせる等の方法により、確認を行った上で相手方を選定する必要がある。また、譲り受けた個体を更に第三者へ譲り渡そうとする者（一時的な仲介のみを行う者等）は、「最後まで逃がさずに適正に飼育することができる者」とは言えないため、「確実かつ適正に飼育することができる者」には該当しない。

⑰ 「頒布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者」（第 24 号）

不特定多数又は特定多数へ無償譲渡を行おうとする者のことをいい、自身で飼養していた個体を新たな飼い主に頒布しようとする個人だけでなく、やむを得ない事由により飼育の継続が困難となった者から個体を引き取って新たな飼い主に頒布しようとする者を含む。「頒布」及び「販売」の解釈については、法 [第 32 条](#) 及び [附則第 5 条](#) の解説も参照されたい。

なお、本規定に該当してアカミミガメを飼養する場合で、一度に 50 頭以上飼養する場合は、動物愛護管理法第 24 条の 2 の 2 に基づき第 2 種動物取扱業の都道府県知事への届出も必要となる。

⑩ 「届け出たもの（第 24 号及び第 25 号）」

本届出に関する取り扱いについては、「特定外来生物の飼養等に関する許可及び届出の取扱要領」の十六を参照されたい。

なお、第 24 号に該当して届け出た者が、飼育の継続が困難となった者からアカミミガメ又はアメリカザリガニを引き取って、新たな飼い主に頒布する事業を行う場合であって、環境省 HP に事業者情報を掲載することが可能である場合は、引取りを希望する者が参照できるよう、次の Web ページ内の「飼育の継続が困難な場合について」において事業者情報を掲載している。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html>

⑪ 「飼養する生物の餌として処分する目的」（第 25 号）

「飼養する生物」としては大型魚類や爬虫類等が想定される。第 25 号の対象はこれらの餌としてアメリカザリガニを処分する目的に限定されるため、変色個体（鑑賞目的で飼育されることが多い）など、客観的にみて餌用とは認められないアメリカザリガニを譲り受ける場合は本規定には該当しない。

▲ ----- ▲

第 5 条 飼養等の許可

（飼養等の許可）

第 5 条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 1 項の許可をしてはならない。

一 飼養等の目的が第 1 項に規定する目的に適合しないこと。

二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第 1 項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 第 1 項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

【趣旨】

特定外来生物の飼養等は、特定外来生物の野外への定着をもたらす原因となり得ることから、飼養等の許可を受けることができるのは、学術研究目的などあらかじめ定めた目的であって、逸出することのない飼養等施設を用い、適切な管理を行うことができる場合に限ることとしている。

なお、同じ種類の特定外来生物については、適正な飼養等を確保するための施設等の条件が共通であることから、当該許可は、特定外来生物の個体又は器官それぞれについて付与するのではなく、飼養等をする者について、当該飼養等をする特定外来生物の種類ごとに、当該飼養等に係る施設等に着目して付与するものとしている（例：Aに対し、Aが所有する施設B及びCについて、マングースをBとCにおいて計5頭まで飼養する許可を与える）。

飼養等の許可の手続については「[特定外来生物の飼養等に関する許可及び届出の取扱要領](#)」も参照されたい。

【解説】

＜第1項関係：飼養等の目的等＞

1 「学術研究の目的その他主務省令で定める目的」

この「学術研究」とは、特定外来生物に係る生態系への影響調査研究その他の学問的視点に立った調査研究や防除の推進に資する技術開発等をいい、原則として、大学、国公立研究機関、企業の研究試験部門等が実施するものに限定している。

「その他主務省令で定める目的」については、施行規則第3条に規定されている。

▼ ----- ▼ 施行規則

（飼養等の目的）

第3条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛玩又は観賞（当該特定外来生物を相続により取得した場合を含む。）
- 五 国内において愛玩又は観賞の目的で特定外来生物の指定後に飼養等を開始した当該特定外来生物（施行令附則第2条第1項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。）を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的
- 六 特定外来生物の指定の際現に海外において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物（施行令附則第2条第1項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。）を輸入して愛玩又は観賞する目的
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止そ

【施行規則の解説】

① 「博物館、動物園その他これに類する施設における展示」（第1号）

博物館、動物園（移動動物園を含む）、水族館、植物園等、一般に生物を展示することを主たる目的とする施設又は公共施設における展示を指す。公共性を有するものを対象とし、ペットショップやイベント等での客寄せのために飼養等をするような場合は該当しない。公共性を有するかどうかについては、例えば、[博物館法](#)（昭和26年法律第285号）第2条における「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする」といった考え方等も参考にして判断する。

② 「教育」（第2号）

原則として[学校教育法](#)（昭和22年法律第26号）に基づく学校等の公益性の高い教育機関が行う教育活動を対象としており、NPO等による普及啓発については原則として認めていない。また、私塾についても認めていない。保育所、認定こども園等については[学校教育法](#)における学校には該当しないが、実態上はそれらの施設でも学校教育法に基づく学校に該当する幼稚園と同等の教育がされている場合も多いことから、教育目的であることが認められる場合には保育所、認定こども園等についても許可の対象となる。

③ 「生業の維持」（第3号）

対象となる特定外来生物に関連する、生活を営むための特定の業活動を継続させることをいい、当該業活動により生計を立てていることを前提とする。この「特定の業活動を継続させること」とは、特定の業活動を特定外来生物の指定時点において現に営んでいた者（以下この解説③において「A」という。）が、当該業活動を引き続き実施することである。特定外来生物の指定後、やむを得ない事由により事業を中断していた者が、当該事由が消失したことにより事業を再開することについては、業活動の内容に同一性が認められれば「特定の業活動を継続させること」に該当し得る。

「特定の業活動」として認められる範囲については、業活動の内容に同一性があるかどうかを、特定外来生物の種類等に応じて、個別具体的に判断する必要があるが、特定外来生物の指定後に当該特定外来生物の飼養等を新たに開始するもの（特定外来生物の指定の際に営んでいた業活動を継続するために必要な場合であって、当該特定外来生物の他に代替可能なものがない場合を除く。以下この解説③において同じ。）や、特定外来生物の指定の際に営んでいた業活動と目的や形態が大きく異なるもの等については、原則として「特定の業活動を継続すること」には該当しない。

ただし、特定外来生物の指定後に当該特定外来生物の飼養等を新たに開始しようとする場合であっても、当該特定外来生物の指定の際にAに属して「特定の業活動」を営んでいた、若しくは「特定の業活動」に依存していたと認められる者又はAと同一性があると認められる者が、Aの「特定の業活動」を承継（合併による承継を含む）又は事業分割（以下「承継等」という。）する場合は、飼養等する数量（Aが引き続き飼養等をする場合は、Aによる飼養等の数量もあわせた総数量）が承継等の前より

も増えない場合に限り、「特定の業活動を継続させること」に該当し、生業の維持として認められる（管理釣り場・養殖場において新規にオオクチバスを取り扱う場合を除く）。事業の承継等に係る申請についての生業の維持の該当の有無は次のとおり。

- ・法人（Ａ）が合併等をし、合併後の法人（Ｂ）が申請する場合
→ 該当する。
- ・法人（Ａ）が分割し、分割後の法人（Ｂ）が申請する場合
→ Ａの「特定の業活動」に係る事業を分割後の法人（Ｂ）が承継等した場合は該当するが、そうでない場合は該当しない。
- ・事業譲渡や事業分割により法人（Ａ）が別の法人（Ｂ）に事業を承継等し、Ｂが申請する場合
→ Ａの「特定の業活動」に係る事業が、そこに属する職員も含めＢに引き継がれる場合は該当するが、そうでない場合は該当しない。
- ・法人（Ａ）に属していた個人（Ｂ）がＡの事業を承継等して独立し、Ｂが申請する場合
→ Ｂが特定外来生物の指定時からＡに属して「特定の業活動」に携わっており、かつＡの「特定の業活動」に係る事業を承継等する場合は該当するが、そうでない場合は該当しない。
- ・個人（Ａ）が法人（Ｂ）を立ち上げ、Ａとして営んでいた「特定の業活動」をＢとして引き続き営み、Ｂとして申請する場合
→ 該当する。
- ・個人（Ａ）が営んでいた「特定の業活動」を個人（Ｂ）が承継等して、Ｂが申請する場合
→ Ｂが特定外来生物の指定時からＡと共に「特定の業活動」を営んでいた又はＢがＡの二親等以内の親族である若しくはＢがＡと生計を同一にしていたと認められる場合であって、ＢがＡの土地や施設とともに「特定の業活動」を承継等している場合は該当するが、そうでない場合は該当しない。

④ 「特定外来生物の指定の際」（第４号及び第６号）

当該特定外来生物の指定に係る政令の施行の日を意味する。

⑤ 「現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物」（第４号）

特定外来生物の指定時点より前から国内において飼養等をしている特定外来生物の当該個体をいい、同種であっても別の個体は含まれない。したがって、条件付特定外来生物を除き、「愛玩又は観賞」を目的として、指定後に新たな個体の飼養等を行うことや繁殖させることは認められていない。

⑥ 「当該特定外来生物を相続により取得した場合を含む。」（第４号）

飼養等の許可は、施行規則第１０条第１号（法 [第５条その他](#) 参照）に基づき、被許可者が死亡した時点で失効するため、相続人が飼養等を引受けた場合に、施行規則第２条第１０号（法 [第４条第２号](#) 参照）に基づく飼養等の禁止の適用除外の期間（６０日間）後においても相続人による飼養等を継続できるようにしたものである。

⑦ 「特定外来生物の指定後」（第５号）

指定に係る政令の施行の日より後を指す。

⑧ 第５号及び第６号について

第５号及び第６号はアカミミガメ及びアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指

定される際に追加されたものである。アカミミガメ及びアメリカザリガニについてはペットとしての飼養等は可能であることに照らし、転勤や留学等により海外へ持ち出したペットの持ち帰りや、海外で指定前から飼っていたペットの国内への持ち帰りについて、飼養等の許可を取得して輸入ができるようにしたものである。なお、特定外来生物の指定の際現に国内において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物（条件付特定外来生物を含む）を、海外に持ち出し、その後輸入して（国内に持ち帰って）愛玩又は観賞する目的の場合は、第4号に該当するものとなる。

⑨ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的」（第7号）

本法の趣旨をかんがみ慎重に判断し、飼養等の目的としてやむを得ず認められると個別具体的に判断されたもののみが該当する。

やむを得ず認められている事例としては、法に規定する防除等により捕獲した特定外来生物（現状ではアライグマ及びカミツキガメに限られている）の個体等を、野外に出ないようにして死ぬまで適正に面倒をみることを条件に、殺処分せずに引き取って飼養等をする目的がある。この場合の飼養等の主体は原則として行政機関又は非営利団体を想定する。

（※行政機関又は引取飼養に係る飼養等許可を得ている非営利団体から上記の「その他公益上の必要があると認められる目的」に該当する飼養等として個体等を譲り受ける場合であって、当該譲受けが適当と判断される場合には、例外として個人も飼養等の主体となり得る。）

また、法第3章に基づき防除した特定外来生物の処分（例えば植物の堆肥化等）を行うために飼養等をする目的についても、効率的な防除の促進に資すると認められるものであれば、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止」の目的として該当し得る。ただし、自らが防除する場合又は法第3章の規定による防除の一環として当該防除主体の責任の下で行う場合は、本号ではなく、法第3章の規定による防除として行う。

その他、行政機関が実施する特定外来生物の防除技術開発のための飼養等が想定される。

▲-----▲

＜第2項関係：飼養等の許可の申請等＞

2 「許可を受けようとする者」

当該特定外来生物の飼養等に係る責任を負うことができる者であれば、法人（支店等、法人の一部も含む）か個人かは問わない。また、個人の場合は、責任を負うことができる者という観点で、一定の判断能力のある成人であることが望ましい。

3 「主務省令で定めるところにより」

施行規則第4条で定めている。

▼-----▼

施行規則

（飼養等の許可の申請）

第4条 法第5条第2項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業及び連絡先（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業及び連絡先）

二 飼養等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

ロ 数量

三 飼養等をする目的

四 飼養等施設に係る次に掲げる事項

イ 施設の所在地

ロ 施設の規模及び構造

五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項

イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

ロ 飼養等に係る管理体制

（1）特定飼養等施設の点検方法

（2）許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法

（3）特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置

六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第8条第2号に規定する措置内容に係る情報

2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が第6条第3号から第5号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 主務大臣は、法第5条第1項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の許可証の様式は、様式第1のとおりとする。

5 法第5条第1項の許可を受けた者は、第3項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第7項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

7 許可証の交付を受けた者は、第1項第1号又は同項第5号イに掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第5項の申請をした場合

は、この限りでない。

- 9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
- 10 法第5条第1項の許可を受けた者（第2号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第2号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して60日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
- 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
 - 三 第5項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
 - 四 許可に係る飼養個体の全てが死亡したときその他の許可に係る飼養等をする必要がなくなったとき。

【施行規則の解説】

① 「許可の申請」（第1項）

当該申請は特定外来生物の種類ごとに行われなければならない（複数の施設が同一の所在地にある場合、同一種類の特定外来生物の飼養等であれば、許可申請は一度で行うことができる。）。

② 「申請書を提出」（第1項）

手続の簡素化及び合理化を図るため、施行規則第34条第1項（法[第29条](#)参照）で規定する環境大臣及び農林水産大臣が主務大臣となる特定外来生物に係る申請書の提出については、施行規則第35条（法[第31条](#)参照）の規定により環境大臣のみに行うことができるよう措置されている。

③ 「施設の規模及び構造」（第1項第4号）

規模として施設の長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等、構造として施設の構造、材質等の情報を求めるものである。

④ 「特定飼養等施設の点検方法」（第1項第5号）

特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等の情報を求めるものである。

⑤ 「許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法」（第1項第5号）

許可を受けた後に法人の解散等のやむを得ない事情により飼養等を行うことが困難になった場合の措置を記載しなければならない。

なお、基本方針「第3」の「2」において、特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「[動物の殺処分方法に関する指針](#)」（平成7年7月総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとされている。

⑥ 「添付しなければならない」（第2項）

飼養等の許可を受けたものについて当該許可内容を変更するために行う申請の場合にあっては、施行規則第13条において、当該変更に伴い内容が異なることとならない

添付書類については再度の提出を要しない旨が規定されている。

[参照条文：施行規則第 13 条]

（許可の申請書の添付図面等の省略）

第 13 条 法第 5 条第 1 項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、軽易なものであることその他の理由により第 4 条第 2 項の規定により申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）の全部を添付する必要があると認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

⑦ 「亡失」（第 5 項）

なくなること又はなくすことである。つまり、許可証の存在場所を特定できなくなったことをいう。なお、亡失したときの状況は問わない。

⑧ 「滅失」（第 5 項）

許可証の原形が失われることである。毀損、破損、焼失等の場合である。

⑨ 「許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。」（第 9 項）

特定外来生物の輸入（法 [第 7 条](#) 参照）に際しては、輸入を行おうとする者が飼養等の許可証又はその写し及び種類名証明書（法 [第 25 条](#) 参照）を税関に提出する必要があるが、飼養等の許可証については、特定外来生物の飼養等が許可されていることを証する書類として輸入後も対外的に提示が求められる場面も想定されることから、原本を税関に提出することは推奨されない。このため、許可証の写しの交付が受けられるよう規定したものである。

運用上、手続の簡略化及び迅速化を図るため、許可証の交付を受けた者だけでなく、許可の申請を行う者も、許可の申請時に写しの交付の申請を併せて行うことができるものとしている。

なお、輸入を複数回行う予定がある者は写しを複数枚申請することが可能だが、1 回の輸入で提示できる許可証の写しは特定外来生物の種類ごとに 1 枚ずつである。

▲ ----- ▲

< 第 3 項関係：飼養等の許可の基準等 >

3 「主務省令で定める基準」

施行規則第 5 条で定めている。

▼ ----- ▼

施行規則

（特定飼養等施設の基準）

第 5 条 法第 5 条第 3 項第 2 号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。

二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

【施行規則の解説】

① 「人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物」
特定外来生物等専門家会合の資料の「評価の理由」欄において、「人の生命又は身体に係る被害」について明記された特定外来生物を指す。

② 「告示」

「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号。以下「基準の細目共管告示」という。）及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年 5 月 25 日環境省告示第 47 号。以下「基準の細目単管告示」という。）を指す。

4 第 5 種共同漁業権に係る特例について

第 5 種共同漁業権の設定されている内水面を法第 5 条第 3 項第 2 号の主務省令で定める特定飼養等施設とする際の基準の特例について、施行規則第 9 条で定めている。

施行規則

（第 5 種共同漁業権に係る特例）

第 9 条 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条第 5 項第 5 号に規定する第 5 種共同漁業を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面（同号の内水面をいう。）を法第 5 条第 3 項第 2 号の主務省令で定める特定飼養等施設とする際の基準については、第 5 条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の場合における法第 5 条第 4 項の規定による飼養等の許可の条件及び同条第 5 項の主務省令で定める特定外来生物の取扱方法については、前 2 条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

【施行規則の解説】

① 「特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める」（第 1 項及び第 2 項）
第 5 種共同漁業権に係る特例を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 5 号及び平成 18 年環境省告示第 28 号）により、オオクチバス及びウチダザリガニについて特例が定められている。

5 「その他の事由」

飼養等の許可の基準として施行規則第 6 条で定めている。

施行規則

（飼養等の許可の基準）

第 6 条 法第 5 条第 3 項第 2 号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。

- 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
- 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等しようとする特定外来生物の管理方法が不適当と認められること。
- 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であること。
- 四 法第 9 条の 3 第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であること。
- 五 法人であって、その法人の役員のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があること。

【施行規則の解説】

① 「特定飼養等施設を有しない」（第 1 号）

「特定飼養等施設」とは施行規則第 5 条及び[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)で定める基準に適合した施設をいい、単に飼養等をするための施設を有しているのみでは基準を満たしているとは言えない。また、「有しない」とは当該施設を管理する権原がないことをいい、必ずしも所有権を有する必要はない。

② 「特定外来生物の管理方法が不適当」（第 2 号）

施行規則第 4 条第 1 項第 5 号ロに規定する特定外来生物の管理体制、すなわち、

- （1）特定飼養等施設の点検方法、
 - （2）許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法、
 - （3）特定外来生物を運搬する場合における当該特定外来生物の逸出防止措置、
- のいずれか一つでも不適当と認められることをいう。

③ 「罰金以上の刑」（第 3 号）

刑罰において罰金以上の刑は、死刑、懲役、禁錮及び罰金であるが、本法では懲役及び罰金が規定されていることから、そのいずれかの刑をいう。

④ 「執行を終わり」（第 3 号）

懲役にあつては裁判所により言い渡された刑期間を超過すること、また、罰金にあつては言い渡された金額を納付することをいう。

⑤ 「執行を受けることがなくなった」（第 3 号）

刑に処せられるも刑の執行を猶予され、当該猶予期間を経過したことをいう。

⑥ 「その法人の役員」（第 5 号）

法人としての意思決定等を行う者を指すと解される。法人が株式会社であれば、[会社法](#)（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条における「役員は、取締役、会計参与及び監査役をいう」との定義に基づき運用するものとしている。会社法で定めていない法人については各法人を定める法律の定義に基づき判断するものとする。

▲ ----- ▲

<第 4 項関係：飼養等の許可の条件等>

6 「条件を付することができる」

飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄や逸出等を起こさない適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間や、譲渡し等に係る届出等について条件を付すものとしている。定型的な条件については施行規則第7条で定めているが、法第5条第4項に基づき付された条件が履行されない場合は、法第9条の3の規定による措置命令あるいは法第33条第2号の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用いる必要があり、原則として「特定外来生物の飼養等に関する許可及び届出の取扱要領」別表に掲げる例文によるものとしている。ただし、施行規則第7条第4号に基づき個別の案件ごとに特別な条件を付すこともあり得る。

なお、本規定は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときに、条件を付することが「できる」ものであって、条件を付けずとも適正な取扱いが確保されると認められる場合等、条件を付する必要があると認められない時には付けないこともあり得る。

施行規則

（飼養等の許可の条件）

第7条 法第5条第4項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
 - 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
 - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
 - ロ 数量の変更があった年月日
 - ハ 数量の変更の事由
 - ニ 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）及び許可番号及び許可年月日
 - ホ 輸入を行った場合にあっては、その旨
 - ヘ 許可番号及び許可年月日
 - ト 数量の変更があった特定外来生物に係る次条第2号に規定する措置内容に係る情報
 - チ その他主務大臣が必要と認める事項
- 三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

【施行規則の解説】

① 「主務大臣の定める有効期間」（第1号）

[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)により、特定外来生物の種類ごとに5年間又は3年間の有効期間が定められている。したがって、当該有効期間を超えて飼養等を継続する必要がある場合は、有効期間が切れるまでに法第5条第1項に基づく飼養等の許可を再度申請する必要がある。この場合であって、5年間又は3年間の有効期間が終了するまでに許可の申請がなされた場合においては、申請の審査中に有効期間を経過した場合であっても、その申請に対し許可するかどうかの処分がある日までを有効期間とするものとしており、その旨を許可証にも記載するものとしている。

ただし、アカミミガメ及びアメリカザリガニを輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについての有効期間は、[基準の細目単管告示](#)により「許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった日まで」としている。したがって、アカミミガメ及びアメリカザリガニを輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をする者は、有効期間を更新するための許可の申請を行う必要はないが、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった場合には、施行規則第4条第10項（法[第5条第2項](#)参照）に基づき許可証を返納しなければならない。

なお、運用上、有効期間については条件ではなく許可証本文に記載することにより、その内容を担保している。

② 「主務大臣が定める事由」（第2号）

特定外来生物の種類ごとに[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)により定められており、アカミミガメ及びアメリカザリガニを除くすべての特定外来生物について、輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由による増加又は譲渡し、引渡しその他の事由による減少が必須のものとして規定されている。これは、外部から特定飼養等施設に特定外来生物を導入すること又は特定飼養等施設から外部に特定外来生物を移動することを想定したものであり、増加の「その他の事由」としては採取等、減少の「その他の事由」としては輸出、逸走、盗難等が想定される。さらに、厳密な個体管理が可能な特定外来生物については、特定飼養等施設内における増減を想定したものとして、繁殖による増加又は死亡若しくは殺処分による減少についてもその事由としている。

アカミミガメ及びアメリカザリガニについては、生業の維持を目的とした飼養等をするものについては上記と同様の規定となっているが、学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等については、輸入又は購入により数量が増加した場合にのみ届出を求めるものとしている。また、輸入して愛玩又は観賞する目的での飼養等については、許可の時点で既に飼養等している個体を海外から国内へ持ち込むだけのものであり、許可に係る個体の数量の増減は想定されないため、届出は求めないものとしている。

③ 「主務大臣が定める期間」（第2号）

特定外来生物の種類ごとに[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)により定められており、すべての特定外来生物について「30日以内」をその期間としている。ただし、特定外来生物の種類及び飼養等の目的によっては、数量の増減に係る報告書を毎年提出すること等を条件として、本届出に係る例外措置が設けられている。

④ 「次条第2号に規定する措置内容」（第2号）

施行規則第8条第2号（法[第5条第5項](#)参照）に規定する個体識別措置の内容である。

⑤ 「その他主務大臣が必要と認める事項」（第２号）

個別の事例ごとに、必要に応じて主務大臣が指示する事項である。この点、当該事項の届出を求める際は、飼養等の許可証を申請者に送付する際に、併せて指示することとなる。

⑥ 「繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずる」（第３号）

当該生物の生理、生態等を勘案し、外科的な不妊措置その他の繁殖防止措置を適切に講ずることを指す。

なお、本条件を付さない場合であっても、許可証には施行規則第４条第４項に規定する様式第１に基づき飼養等の数量^１を記載することとなっており、これにより許可を受けた者は当該数量の範囲内でしか飼養等をすることができない。したがって、繁殖が認められる場合にあっては、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、許可証に記載された飼養等の数量を超えないよう繁殖を制限する必要がある。

⑦ 「その他の条件」（第４号）

施行規則第８条第２号（法第５条第５項参照）に規定する識別措置の内容を届け出ることについて、条件を付するものとしている。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的のうち、防除個体の引取りに伴って飼養等をする場合には、半年に一度、飼養実績について主務大臣に報告することを条件として付することとしている。その他個別の案件ごとに必要に応じ特別な条件を付するものとする。

＜第５項関係：特定外来生物の取扱方法等＞

７ 「その他の主務省令で定める方法」

具体的には、施行規則第８条で定めている。なお、本項に違反した場合には、法第９条の３の措置命令の対象となる。

施行規則

（特定外来生物の取扱方法）

第８条 法第５条第５項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- 二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第１１７８４号及び第１１７８５号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の

^１ 当該数量の上限の考え方については、「特定外来生物の飼養等に関する許可及び届出の取扱要領」の八（４）を参照。

許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

三 第4条第1項第5号ロに規定する管理体制を遵守すること。

四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

【施行規則の解説】

① 「飼養等を開始したとき」（第2号）

飼養等の許可を受け、実際に特定外来生物の飼養等を始めた時点をいう。なお、それ以降に数量の増加により新たに飼養等を始めた個体については、施行規則第7条第2号ト（法[第5条第4項](#)参照）の規定に基づき、数量の増減の届出において識別措置の内容を記載するものとなっている。

② 「主務大臣が定める期間」（第2号）

特定外来生物の種類ごとに[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)により定められており、すべての特定外来生物について、「30日以内」をその期間としている。

③ 「主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより」（第2号）

特定外来生物の種類ごとに[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)において定められており、マイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付することや、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付すること等が規定されている。

④ 「既に当該措置が講じられている場合」（第2号）

特定外来生物の指定の際既に飼養等している特定外来生物の個体に、主務大臣が定める識別措置が講じられていることが確認できる場合をいう。

⑤ 「主務大臣が定める取扱方法」（第4号）

特定外来生物の種類ごとに[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)により定められており、特定飼養等施設の外での飼養等の禁止、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合の逸出防止措置、危険な生物にあつては第三者の接触等を禁止する旨の告知等について規定されている。

▲-----▲

<その他：許可の失効について>

8 許可の失効について

法第5条第1項に基づく飼養等の許可は、特定飼養等施設だけでなく、許可を受けた者による特定外来生物の取扱方法や管理体制その他の人的要素も許可を行う上で審査の対象となっており、当該主体が変更することを当然に認めるわけではないことから、許可を受けた者が一定の状態となった場合について、その許可は効力を失うものとしている。この許可の失効については、施行規則第10条で定めている。

[参考：施行規則第10条]

(飼養等の許可の失効)

第10条 法第5条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- 五 許可に係る飼養個体の全てが死亡したときその他の許可に係る飼養等をする必要がなくなったとき 当該許可を受けていた者

第六条 削除

(平25法38)

※措置命令等について規定されていたが、平成25年法改正により削除され、法第9条の3が創設された。

第7条 輸入の禁止

(輸入の禁止)

第7条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、[第5条](#)第1項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

【趣旨】

特定外来生物は、そもそも我が国に持ち込まれなければ、生態系等に係る被害が生じることはないため、特定外来生物の輸入について、主務大臣の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合を除き、原則禁止するものである。

本法における飼養等と輸入の関係については、特定外来生物を輸入することは本邦領土上までその飼養等の場所を移転することであって、違法な輸入の直後にこれを飼養等することは輸入罪が予定している当然の結果であるため、その飼養等につき輸入違反とは別に飼養等違反の罪が成立することではなく、二重処罰には該当しない。ただし、その後飼養等の態様が変

化し、輸入罪とは別個の違法な飼養等が始まったと認められるときには、当然飼養等違反に該当することになると解される。

本条の規定により、特定外来生物を輸入しようとする者は、輸入申告に際し、[関税法](#)（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条第 1 項に基づき、税関において法で定める要件を満たしていることを証明することとなる（詳細は解説の 3 参照）。

なお、輸出については、法の目的が国内における生態系等への被害の防止であり、輸出行為自体は国内における特定外来生物の拡散リスクを高めるものではないため、外来生物法の規制の対象となっていない。ただし、当然ながら、輸出のために国内において飼養等（空港への運搬など）を行うことは、法[第 4 条](#)の飼養等の禁止の対象となる。

【解説】

1 「輸入」

[関税法](#)第 2 条第 1 号における「輸入」と同じであり、税関での通関手続をもって輸入したこととなる。特定外来生物の輸入は、意図的・非意図的に関わらず規制の対象となるため、例えば輸入する貨物に特定外来生物のアリ類が混入していることが確認された場合等には、当該貨物は通関ができない。

[参考：関税法第 2 条第 1 号]

一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。

2 「その許可に係る」

法第 5 条第 1 項の許可を受けた範囲内で行うことを意味する。当該許可は特定外来生物の種類ごとに飼養等を行うことができる数量が設定されることから、当該許可を受けた特定外来生物の種類及び数量の範囲を超えて輸入することはできない。

3 輸入手続について

輸入手続に際しては、税関において、施行規則第 4 条第 9 項（法[第 5 条第 2 項](#)参照）の規定により交付された飼養等の許可証の写し（コピーは認められていない。）及び法[第 25 条](#)第 1 項に規定する生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書（以下「種類名証明書」という。）の提出が求められ、許可証に記載されている特定外来生物の名称と種類名証明書に記載されている名称が一致していることや、輸入しようとする個体の数量が許可証に記載されている特定外来生物の数量を超えていないことが確認される。

輸入は法[第 25 条](#)第 2 項に基づき、指定された空港（成田国際・中部国際・関西国際・福岡・鹿児島）において行う必要があり、これらの輸

入指定港以外の港又は飛行場では、特定外来生物を輸入することはできない。また、これらの輸入指定港において、輸入通関手続を実施できる税関官署は下記に限られる。

○成田空港：東京税関成田税関支署、東京税関成田航空貨物出張所

○関西空港：大阪税関関西空港税関支署

○中部空港：名古屋税関中部空港税関支署

○福岡空港：門司税関福岡税関支署

○鹿児島空港：長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所支署

特例輸入申告等（[関税法](#)第 67 条の 19 に規定する輸入申告等をいう。）については、実際に輸入を行う輸入指定港以外の輸入指定港の税関官署においても輸入通関手続が可能である。また、輸入指定港以外に到着した特定外来生物については、保税運送させ、上記の税関官署において輸入通関手続をとることが可能であるが、運送途上において当該特定外来生物が逸出することのないようにする必要がある。なお、国際郵便局の外郵便出張所は上記の税関官署には該当しないことから、国際郵便による輸入は行えないこととなる（例外的に外郵便出張所から指定港の税関官署まで保税運送された場合を除く。）。

第 8 条 譲渡し等の禁止

（譲渡し等の禁止）

第 8 条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、[第 4 条](#)第 1 号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

【趣旨】

特定外来生物の飼養等の許可を受けていない者への違法な流通や、違法に輸入された特定外来生物の流通等を防止するため、特定外来生物の譲渡し等について、特定の場合を除き、原則禁止するものである。

本法における飼養等と譲渡し等の関係については、飼養等と輸入の関係（[法第 7 条](#)参照）と同様に考えられ、違法な譲渡し等の直後にこれを飼養等することについて、譲渡し等違反とは別に飼養等違反の罪が成立することではなく、二重処罰には該当しない。

【解説】

1 「譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り」

譲渡し若しくは譲受けとは、特定外来生物の所有権を、その同一性を保持させつつ、他人に移転することをいう。なお、「輸出」については

所有権の移転が海外で完結するため、譲渡しには該当しない。

引渡し若しくは引取りとは、占有の移転をいう。ここで「占有」とは「自己のためにする意思をもって特定外来生物を事実上支配すると認められる状態にあること」をいい、他人に特定外来生物を取り扱わせる行為は原則として「引渡し・引受け」に該当する。ただし、特定外来生物を全く一時的に取り扱っている場合であって、社会通念上その特定外来生物を支配する状態と認められないときには、当該取扱いは「占有」に該当しない。したがって、特定外来生物を他人の手に一時的に取らせた場合であっても、当初の取扱者が当該特定外来生物の事実上の支配を継続していると認められる場合には「占有の移転」には当たらず、引渡しには該当しない。また、違法な流通防止という本条の規定の趣旨を踏まえ、例えば自分では現物を持たずに売買のみを斡旋する事業を行う者が当該行為によって違法流通を促進している場合には、間接占有を行っている者として「引渡し」に該当するものと解釈される。

譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りのいずれも、有償・無償を問わない。「販売」は譲渡しに、「購入」は譲受けに該当する。

この「譲渡し等」の行為の主体となる者は「当該譲渡し等及び当該譲渡し等に伴う運搬・保管に責任をもつ者」とするのが妥当である。したがって、運輸業者が行う宅配便の配達業務その他譲渡し等の本来の当事者との契約等に基づき特定外来生物の輸送をする者は、顧客からの依頼に基づき特定外来生物を運搬するものであり、輸送する者が善良な管理者としての注意義務に違反しない限り、逸出等した場合の責任は依頼者が負うこととなるため、別途飼養等の許可を受ける必要はない。しかし、通常の輸送に要する時間を超えて、ある程度の期間にわたり特定外来生物の管理を委託された場合、例えば譲渡者から譲受者に移動するだけでは数時間しかかからないにも関わらず、1ヶ月間倉庫で保管する場合などは、当該輸送する者も、実質的に「譲渡し等」を行う当事者と解釈するのが妥当である。なお、依頼者が善良な管理者の注意義務をもって運送業者を選んだにも関わらず、その運送業者が特定飼養等施設を意図的に破壊したような場合には、運送業者は依頼者の手足として動いているとはいえないから、依頼者はその責任を負わない。その場合、運送業者が法第9条違反に該当することとなる。

また、例えば販売者Aが販売代理店を通して購入者Bに特定外来生物を販売する場合で、販売者Aと購入者Bがともに法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ており、販売者Aが当該特定外来生物を購入者Bのもとに運搬し、当該譲渡し及び運搬についての責任を販売者Aが負う場合には、販売代理店が手数料等を得ていた場合であっても、当該代理店が別途飼養等許可をとる必要はない。ただし、本条の趣旨は「特定外来生物の飼養等の許可を受けていない者への違法な流通を防止する」ものであること、所有者のみでなく占有者も規制の対象となることから、上記の場合で例えば販売者A又は購入者Bのどちらか一方でも許可を有していない場合、すなわち違法な譲渡し等が行われる場合であって、販売

代理店が当該個体を間接占有していることが認められる場合は、販売代理店が直接個体を扱っていない場合であっても、販売代理店による間接的な引渡し行為は違法流通を促進させるものであり、「引渡し」に該当する。

なお、本条違反の構成要件として、譲り渡す・引き渡す「意思」が必要と解釈され、意思なく所有権・占有権の移転が発生した場合（盗まれた場合等）は譲渡し等には該当しない。

2 「その他の主務省令で定める場合」

具体的には施行規則第 11 条で定めている。

施行規則第 11 条は、譲渡し等の禁止が適用除外となる主体のみを定めているのではなく、「誰から誰への譲渡し等であるか」を事由として定めているため、例えば法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を有している者であっても、その者が行う譲渡し等が施行規則第 11 条各号のいずれにも該当しない場合には、法第 8 条違反となる。したがって、例えば特定外来生物の販売・購入等を行う際には、事前に販売・購入等の相手方の許可取得状況や施行規則第 2 条への該当の状況等について必ず確認をし、必要に応じて各地域を管轄する地方環境事務所等にも確認を行う必要がある。

なお、条件付特定外来生物に係る譲渡し等の禁止の適用除外については、[附則第 5 条](#)も参照されたい。

施行規則

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第十一条 法第 8 条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 法第 4 条第 1 号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 二 法第 4 条第 1 号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第 2 号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 三 法第 4 条第 2 号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 四 法第 4 条第 1 号又は第 2 号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
- 五 法第 4 条各号に該当しない者が、同条第 1 号又は第 2 号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合
- 六 第 2 条第 24 号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき法第 4 条の規定が適用されない者に対して施行令附則第 2 条第 1 項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体の譲渡しをする場合

【施行規則の解説】

① 「法第4条第1号に該当して飼養等をし、又はしようとする者」（第1号他）

法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けてその許可に係る飼養等をし、又はしようとする者をいう。「しようとする者」は、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を取得しているが、現時点で飼養等はしていない者（学術研究や展示等の目的で、特定外来生物の指定後に許可を取得した場合等）を指す。なお、法第5条の許可を取得していない場合であっても、施行規則第2条第22号（法第4条第2号参照）に該当する者については、法第4条第2号に該当して飼養等をする者に該当し（③参照）、施行規則第11条第2号から第5号までの対象となる。

② 「法第4条第2号に該当して飼養等をし、又はしようとする者」（第3号他）

法第3章の規定による防除に係る捕獲等及び施行規則第2条に掲げる事由に伴い飼養等をし、又はしようとする者をいう（法第4条第2号参照）。

③ 「その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等」（第1号他）

法第5条第1項に基づき許可を受けた飼養等、法第3章に基づき手続をとった防除又は施行規則第2条（法第4条第2号参照）に定められた事由の範囲内で飼養等をされている個体の譲渡し等をいい、当該範囲を超えて譲渡し等を行うことは法第8条違反となる。例えば、愛玩・観賞目的で飼養等の許可を受けた者は、特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている個体のみが許可の対象となることから、それ以外の個体を施行規則第11条に基づいて譲受け等することはできない。

④ 第1号について

例えば、生業の維持の目的で飼養等の許可を受けた販売事業者が、学術研究の目的で飼養等の許可を受けた学術機関に対して譲り渡す場合等が挙げられる。

⑤ 第2号について

例えば、生業の維持の目的で飼養等の許可を受けた販売事業者が、施行規則第2条第21号（法第4条第2号参照）に該当する飲食店に譲り渡す場合や、法第3章に基づく防除の実施者が、防除個体の引取りの目的（公益上の必要があると認められる目的）で飼養等の許可を受けた事業者に防除個体を譲り渡す場合等が挙げられる。

⑥ 第3号について

例えば、環境省の職員が引き取った違法飼養等に係る個体を、証拠物件として警察へ提出する場合等が挙げられる。

⑦ 第4号及び第5号について

飼養等の禁止の違反者が、公的機関等に対し譲渡しや引渡しを行う場合等で、飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能なやむを得ない場合が想定される。

⑧ 第6号について

施行規則第2条第24号（法第4条第2号参照）に該当して飼養等をする条件付特定外来生物の引取り事業者等が、条件付特定外来生物の飼養等の禁止の対象とならない者（販売・頒布を行わない者）に対して条件付特定外来生物の頒布を行えるよう規定されたものである。なお、当該頒布の相手方として譲り受ける行為は、購入に当たらないため、施行令附則第2条第3項（法附則第5条参照）の規定により法第8条の譲渡し等の禁止の適用除外となる。

▲-----▲

第 9 条 放出等の禁止

（放出等の禁止）

第 9 条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第 1 項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

（平 25 法 38・一部改正）

【趣旨】

特定外来生物を取り扱っていた者が当該特定外来生物の管理を放棄し、野外に放つ行為等は、生態系等に係る被害を直接的にもたらすものであることから、特定外来生物の放出等について禁止するものである。また、基本方針において、特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄又は逸出を防ぐことであり、「本法第 9 条の規定の実効性の確保には最大限配慮する必要がある」としている。

特定外来生物の野外への放出等を例外なく禁止することは、外来生物の生態、行動形態等の解明のために行う放出等の行為を伴う学術研究や防除が実施できず、防除技術開発の推進等の妨げとなること、防除手法として不妊化させた特定外来生物を大量に放出等を行うことが効果的な場合が考えられることから、平成 25 年法改正により、ただし書の規定が設けられた。

【解説】

1 「飼養等、輸入又は譲渡し等に係る」

本条の規制の対象を「飼養等、輸入又は譲渡し等に係る」特定外来生物に限定しているのは、もともと野外に存在する特定外来生物を一時的に手に取り元の場所に戻すような行為を規制対象から除くためである。特定外来生物の中には指定の時点で既に国内に蔓延しているものが存在するが、これらを一時的に手に取りすぐに元の場所に戻すような行為は、もともとの状態に何ら変更を加えるものではなく、生態系等への被害を増大させるものではないため、規制対象から除くものである。

他方、一度人の管理下に入り飼養等されていた特定外来生物が、管理放棄により特定飼養等施設の外に放たれた場合、新たな生態系等への被害のおそれが生じていると言えるから、これらの行為は本条に該当し、規制される。

また、本法においては、特定外来生物の「輸入」について「飼養等」

とは別の行為と整理し、別途規制の対象としていることから、当該輸入行為に係る特定外来生物を野外に放つ等の行為も規制するものである。

また、ある者が別の者に特定外来生物を譲り渡した瞬間に、譲り受けた者が当該特定外来生物を逃がす場合、譲り受けた者の行為は「飼養等」に当たらない場合が考えられることから、「譲渡し等」に係る特定外来生物を野外へ放つこと等も規制するものである。

したがって、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した場合であってもその後飼養等、譲渡し等を行った場合、当該飼養等又は譲渡し等に係る放出等については本条の対象となる。また、本条における「飼養等、輸入又は譲渡し等」を行う者と、「放出等」を行う者は必ずしも同一主体である必要はなく、「飼養等、輸入又は譲渡し等」に係る個体であれば、当該行為を直接行っていない者による放出等についても法第9条の対象となる（例えば、Aが適法に飼養等していた特定外来生物をBが独断で放出等する場合等）。

「飼養等、輸入又は譲渡し等に係る」と言えるかどうかは、それぞれの用語の解釈（「飼養等」については法第4条の解説1、「輸入」については法[第7条](#)の解説1、「譲渡し等」については法[第8条](#)の解説1を参照）も踏まえて判断することとなる。例えば、元々野外にいた野生のアカミミガメを移動させた後に手放す行為について、当該移動が同一性・一体性のある場所内での移動である等により「飼養等」に該当しない場合には、「飼養等、輸入又は譲渡し等に係る」とは言えず、法第9条の規制の対象とはならない。

2 「当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で」

生態系等に係る被害を直接的にもたらす典型的な例は野外に放つことである。しかし、野外ではなくとも、本法[第5条第3項](#)第2号で定める施設の基準を満たさない結果、簡単に特定外来生物が逃げ出してしまうような施設の中で特定外来生物を放つ場合には、その生態系等へ及ぼす危険性は野外に放つ場合と変わらない。そのため、野外だけでなく、基準を満たさずすぐに逸出することが可能な施設の中で特定外来生物を放ち、植え、又はまく行為についても本条の規制の対象とするため、「当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で」としているものである。

3 「放出」

「放出」とは、動物などを自由にさせることをいう。

特定外来生物を野外に放つことは当然本条違反となるが、自分の庭で放し飼いをする場合にも、当該特定外来生物には行動の自由があり、門の開閉の際に当該特定外来生物が逃げ出すおそれがあることから、「放出」に当たる。なお、自分の庭で放し飼いにする行為は、本条違反となるほか、その違反者が法[第5条](#)第1項の許可を受けていない場合には、同時に法第4条違反となる。その場合には、[刑法](#)（明治四十年法律第四十五号）第54条第1項に基づき、その最も重い刑により処断される。

また、例えば施設に穴が開いていてすぐに逸出できることが分かるような状況で飼う場合も、当該特定外来生物には行動の自由があるため「放出」に当たる。

これに対し、特定外来生物を鎖でつないで歩く場合、抱えて歩く場合、杭に固定しておく場合、縛って拘束し身動きができないようにする場合等は、当該特定外来生物は自由に行動できるわけではないことから、放出には原則該当しない。ただし、このような場合にも、飼養等の許可を受けていない場合には法第4条違反となる可能性があるほか、飼養等の許可を受けている場合であっても、[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)において、法第5条第5項に基づき、原則として特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等をしないことが取扱方法として定められており、法第5条違反となる可能性がある。

また、特定外来生物は生きているものに限られるため、死んだ個体を野外に放出（放置）することは当然本条の対象とはならないが、放出の時点で生きている場合は本条の対象となる。例えば、放出後に死ぬことを想定してアメリカザリガニを海で釣りの生き餌として使用する場合であっても、アメリカザリガニが海中であれば確実に致死するといえる根拠に乏しいことから、海で使用するのみをもって放出に該当しないとは言えない。

4 「植栽又はは種」

「植栽」は、植物を他から移して育つようにすることをいい、「は種」は、種を散布することをいう。

特定外来生物の野外への植栽又はは種は当然違反となるが、自分の庭で植栽又はは種を行う行為も、繁殖して敷地外に広がったり、種子を鳥が運んで分布域が広がったりするおそれがあるため、植栽又はは種に当たる。なお、自分の庭で植栽又はは種を行う行為は、自分の庭で動物を放し飼いにする行為と同様、本条違反となるほか、その違反者が法第5条第1項の許可を受けていない場合には、同時に法第4条違反となる。

これに対し、鉢植えを街中に置いておく場合、抱えて歩く場合、キャリーバックに入れて歩く場合等は、当該特定外来生物は人の管理下にあリ、勝手に繁殖できないことから、植栽又はは種に該当しない。ただし、このような場合にも、飼養等の許可を受けていない場合には法第4条違反となる可能性があるほか、飼養等の許可を受けている場合であっても、[基準の細目共管告示](#)及び[基準の細目単管告示](#)において、法第5条第5項に基づき、原則として特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等をしないことが取扱方法として定められており、法第5条違反となる可能性がある。

第9条の2 放出等の許可

（放出等の許可）

第 9 条の 2 次章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る放出等の目的が第 1 項に規定する目的に適合し、かつ、当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないものであることその他の主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4 主務大臣は、第 1 項の許可をしたときは、主務省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

5 第 1 項の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

6 第 5 条第 4 項の規定は、第 1 項の許可について準用する。

（平 25 法 38・追加）

【趣旨】

特定外来生物の放出等は、特定外来生物の野外への定着をもたらす直接の原因となることから、放出等の許可を受けることができるのは、防除の推進に資する学術研究の目的であって、主務省令で定める基準に適合する場合に限ることとしている。

なお、許可を受けた放出等を行うために行う特定外来生物の飼養等については、別途、法 第 5 条に基づく飼養等の許可を受けることが必要である。また、放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために鳥獣を捕獲する場合は、法 第 3 章に規定する防除として行うか、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けることが必要である。

また、許可を受けた放出等について、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく自然公園の特別地域若しくは特別保護地区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域若しくは自然環境保全地域の特別地区又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく生息地等保護区の管理地区において行う場合は、各法律に基づく規制の適用除外とされている。したがって、これらの区域で行う放出等に係る許可の審査を行う場合には、各担当機関・部局（国定公園又は都道府県立自然公園の場合には都道府県を含む。）と密に連携をとるとともに、当該許可について情報共有を行うこととしている。

〔参考：自然公園法施行規則第 12 条第 27 条の 12 号・第 13 条第 1 号〕

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第 12 条 法第 20 条第 9 項第 5 号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲

げるものとする。

二十七の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

第13条 法第21条第8項第5号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第6号の3、第9号、第10号の4、第22号の2、第22号の4、第22号の8から第22号の11まで、第24号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定によるものに限る。）、第26号、第27号の2の4、第27号の8から第27号の10まで、第27号の12、第29号から第29号の12まで、第29号の14から第29号の18まで、第29号の29又は第29号の31に掲げる行為

〔参考：自然環境保全法施行規則第3条第12号・第19条第9号〕

（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）

第3条 法第17条第5項第2号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第19条 法第25条第10項第4号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

九 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

〔参考：種の保存法施行規則第25条第10号〕

（管理地区内における許可を要しない行為）

第25条 法第37条第9項第2号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

【解説】

1 「防除の推進に資する学術研究」（第1項）

例えば、防除技術の開発等を目的として、特定外来生物の生態、行動形態等の解明のために特定外来生物に発信器、足環等を取り付けて野外

へ放ち行動調査を行ったり、不妊化した個体を放つ実験を行ったりするものが想定される。原則として、大学、国公立研究機関、企業の研究試験部門等が実施するものに限定している。なお、学術研究ではなく防除の一環として放出等を行う場合については、本条ではなく法第3章の規定に基づき実施するものとする。

2 「主務省令で定めるところにより」（第2項）

施行規則第11条の2で定めている。

[参考：施行規則第11条の2]

（放出等の許可の申請）

第11条の2 法第9条の2第2項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

ロ 数量

ハ 放出等をしようとする個体の入手方法

三 放出等をする目的

四 放出等に係る次に掲げる事項

イ 放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域

ロ 放出等をしようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質

ハ 放出等をしようとする期間

ニ 放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあつては、その内容を含む。）

ホ 放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意の有無

ヘ 申請者が法人の場合にあっては、放出等の主たる実施者の住所、氏名及び職業

五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第5条第1項の規定による許可の有無

六 放出等に伴い、鳥獣保護管理法その他法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）が必要な場合にあつては、当該許可等の有無

2 前項の申請書には、放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書、放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が次条第6号から第8号までに該当することを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 法第9条の2第1項の許可を受けた者は、第11条の4の許可証を亡失し、若しく

はその許可証が滅失したとき又は第5項の規定による届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

4 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

5 許可証の交付を受けた者は、第1項第1号又は同項第4号へに掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第3項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。

7 法第9条の2第1項の許可を受けた者（第2号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第2号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して60日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。

三 第3項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

四 許可に係る放出等をする必要がなくなったとき。

2 「主務省令で定める基準」（第3項）

施行規則第11条の3で定められている。

施行規則

（放出等の許可の基準）

第11条の3 法第9条の2第3項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

二 放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。

三 放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意を得ていること。

四 放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。

五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受ける見込みであること。

六 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこ
と。

七 法第9条の3第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算
して2年を経過しない者でないこと。

八 法人であって、その法人の役員のうちに前2号のいずれかに該当する者がない
こと。

【施行規則の解説】

① 「放出等を行うとする土地又は水面」（第3号）

放出等により当該特定外来生物が移動し、又は分散すると想定される範囲の土地又
は水面を全て含むものではなく、放出等を行う場所を指す。ただし、実施に当たって
は、当該放出等により当該特定外来生物が移動し、又は分散すると想定される範囲の
土地又は水面の所有者等にも周知し、理解を得るように配慮する必要がある。

② 「法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受ける見込みであるこ と」（第5号）

本規定を踏まえると、放出等の許可の対象となる個体は、防除により捕獲された個
体や飼養等の禁止の適用除外に該当する事由で飼養等をしている個体は想定されてお
らず、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けた個体に限定されることとなる。
これは、特定外来生物の各種規制の中でも放出等は直接的に生態系等への被害につな
がる行為であり、基本方針においても「本法第9条の規定の実効性の確保には最大限
配慮する必要がある」とされていること等から、飼養等の許可により当該個体の飼養
等の状況を適切に管理・把握できる者に対してのみ放出等の許可を与えるべきである
という考え方によるものと解釈できる。

③ 「罰金以上の刑」、「執行を終わり」、「執行を受けることがなくなった」（第6 号）、「その法人の役員」（第8号）

施行規則第6条の解説（法第5条第3項参照）を参照。

3 「主務省令で定めるところにより」（第4項）

施行規則第11条の4で許可証の様式を定めている。

〔参考：施行規則〕

（放出等の許可証）

第11条の4 法第9条の2第4項の許可証の様式は、[様式第2](#)のとおりとする。

4 「第5条第4項の規定」（第6項）

許可の条件に関する規定であり、生態系等に係る被害を防止するため、
必要に応じ条件を付すことができることとしたものである。許可の有効期
間、放出等を行うことができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る
届出（放出を行ったことの報告等）等についての条件が想定される。なお
、許可の有効期間及び放出等を行うことができる特定外来生物の数量につ

いては、被害を防止する観点から必要最小限とすることとしている。

5 放出等の許可の失効について

法第9条の2第1項の許可の失効については、施行規則第11条の5で規定されている。

〔参考：施行規則〕

（放出等の許可の失効）

第11条の5 法第9条の2第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

第9条の3 措置命令等

（措置命令等）

第9条の3 主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、[第4条](#)、[第5条](#)第5項、[第8条](#)若しくは[第9条](#)の規定又は[第5条](#)第4項（[前条](#)第6項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者に対して、その防止のため必要な限度において、当該特定外来生物の飼養等の中止、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、[第5条](#)第1項又は[前条](#)第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

（平 25 法 38・追加）

【趣旨】

法の実効性を担保するため、飼養等、譲渡し等及び放出等の禁止に違反した場合、飼養等の許可を受けた者が取扱方法に適合しない飼養等を行っている場合並びに飼養等又は放出等の許可に付した条件に違反している場

合の措置命令や、飼養等又は放出等の許可を受けた者が本法若しくは本法に基づく命令の規定又は本法に基づく処分に違反した場合の許可の取消しについて規定したものである。

【解説】

1 「その他の必要な措置」（第1項）

飼養等施設の物理的な改善、人的体制の改善や経済的条件の整備等が考えられるが、これは個別の事例ごとに判断されることになる。

2 「この法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分」（第2項）

「この法律に基づく命令」とは、施行令、施行規則、法に基づく告示をいう。「この法律に基づく処分」とは、法第5条第1項の飼養等の許可、同条第4項の規定により付された条件、法第9条の2第1項の放出等の許可をいう。

3 「その許可」（第2項）

違反行為に係る許可だけでなく、違反した者が複数の許可を受けている場合には、違反行為に係らないその他の法第5条第1項又は第9条第1項の許可についても、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは対象となり得る。

4 「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」（第4項）

本条に基づく立入検査は、本法の定める規制の遵守を監視する必要性に基づく行政措置であり、犯罪捜査（刑事訴訟手続）のための手続の一環として行使されることはあってはならないという意味である。

第 10 条 報告徴収及び立入検査

(報告徴収及び立入検査)

第 10 条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第 5 条第 1 項又は第 9 条の 2第 1 項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平 25 法 38・一部改正)

【趣旨】

法の適正な施行を確保するため、主務大臣に対し、飼養等又は放出等の許可を受けている者に対する報告徴収、飼養等に係る施設又は放出等に係る区域への立入り、書類等の検査及び関係者への質問について権限を付与したものである。

【解説】

1 「特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項」

例えば、法 第 5 条 第 1 項の許可を受けている者に対しては、次の事項等が想定される。

- ・許可を受けた施設について、老朽化等による基準を満たさない状況が発生せず、適切に管理されているか
- ・個体の飼養等管理が適切に行われているか
- ・個体の増減届出が適切に行われているか
- ・個体の識別措置が適切になされているか

2 「この法律の施行に必要な限度において」(第 2 項)

許可者に対する立入り等に加え、許可なく法の規定に違反した者に対する立入り等を含む。

3 「その身分を示す証明書」(第 3 項)

身分証明書の様式については、施行規則第 12 条第 1 項で定められている。

[参考：施行規則第 12 条第 1 項]

（法第 10 条第 3 項及び法第 13 条第 4 項の証明書の様式）

第 12 条 法第 10 条第 3 項及び法第 13 条第 4 項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、[様式第 3](#)のとおりとする。

第3章 特定外来生物の防除

第1節 防除の原則

第10条の2

第10条の2 この章の規定による防除を行う者は、この法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)その他の法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物の多様性の確保のため適切な方法により防除を行わなければならない。

(令4法42・追加)

【趣旨】

主務大臣による確認を行わない都道府県も含む、あらゆる防除の実施主体が関係法令を遵守するとともに、適切な方法による防除を行う必要があることから、法第3章の規定による防除を行う者に対して、防除の原則を明記したものである。なお、市町村や民間団体・個人等の防除については、確認・認定を取得する際の基準として防除の原則の事項が含まれているため、確認・認定の基準を遵守することにより防除の原則を遵守していることとなる。

防除の原則の詳細については、[基本方針](#)「第4」の「1」に記載がある。なお、[基本方針](#)「第4」では、各主体が防除を行うに当たって、

- ・地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、科学的知見に基づき適切に防除を実施すること
- ・防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進すること
- ・特定外来生物の防除はそれ自体が目的ではなく、生態系等に係る被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命・身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とすることを認識する必要があること等についても言及されている。その他、本法に基づく計画的な防除の実施については、[基本方針](#)「第4」の「3(2)」も参照されたい。

【解説】

1 「この章の規定による防除」

「防除」とは、既に発生している被害を回避するとともにその要因を除去する措置をいい、「防ぐこと」として特定の区域への特定外来生物の侵入を防止すること(防護柵の設置等)、「除くこと」として特定外来生物の個体数を減少させる又は根絶すること(捕獲、採取、殺処分等)が想定される。

「この章の規定による防除」とは、主務大臣等については法[第11条](#)

、都道府県については法第 17 条の 2、市町村については法第 17 条の 4、国及び地方公共団体以外の者については法第 18 条に規定された手続をとった防除のことをいう。当該手続の詳細については、各条項の解説及び「[特定外来生物防除実施要領](#)」も参照されたい。

本章の規定による防除を行う場合は、次の特例又は権限の対象となる。

- ・防除に係る捕獲等に伴う特定外来生物の保管又は運搬について、法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外となる（法第 4 条第 2 号参照）。
- ・鳥獣保護管理法の規制の一部が適用除外となる（法第 12 条参照）。
- ・自然公園法、自然環境保全法、種の保存法の規制の一部が適用除外となる（解説 2 を参照。ただし、「外来生物法第 3 章の規定による」との記載がないものについては、本章の規定によらない防除についても適用除外の対象となる。）。
- ・国又は地方公共団体については、防除のための他人の土地への立入り等が可能となる（法第 13 条参照）。
- ・国又は地方公共団体については、防除の原因となった行為をした者に対して費用を負担させることができる（法第 16 条参照）。

一方、特定外来生物の保管・運搬を要しない防除等、法令による規制の適用除外を受ける必要がない場合等については、本章の規定による手続をとらずに防除を行っても違法とはならない。ただし、一定の規模で継続的に行う防除については、公示により防除について関係者と広く情報共有を図る観点、防除の実施状況について国が把握して総合的な施策の策定に活かす観点、目標や区域・期限を定め計画的な防除を実施する観点等から、本章の規定による防除として行うことが望ましい。なお、植物及び一部の動物に係る小規模な防除に伴う特定外来生物の保管・運搬については、施行規則第 2 条第 14 号から第 16 号まで（法第 4 条第 2 号参照）により飼養等の禁止の適用除外となっている。

2 「その他の法令」

例えば、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、文化財保護法、廃棄物処理法等が想定される。また、地方公共団体において都道府県漁業調整規則や関連条例を策定している場合は、これらも含まれ得る。

なお、自然公園法、自然環境保全法及び種の保存法においては、次に掲げる行為についてはそれら法律における規制の適用を受けないこととされている。本章に基づく防除に伴い次の行為を行う場合は、防除の手続に当たり、事前に関係部局と調整を行い、当該区域における適切な防除の実施に万全を期す必要がある。

ア [自然公園法](#) * 【】内に[自然公園法施行規則](#)の根拠条項を記載

（ア）特別地域【第 12 条】

- ① 特定外来生物の防除又は保安の目的でのカメラの設置【第 10 号の 13】
- ② 特定外来生物の防除の目的での標識等の掲出、設置、表示【第 26 号の 2 の 2】

- ③ 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除の催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ届け出たものに限る。）に参加した者による、特定外来生物である植物（木竹を除く。）の採取又は損傷【第27号の2の4】
- ④ 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除の催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ届け出たものに限る。）に参加した者による、特定外来生物である動物の捕獲、殺傷又は当該動物の卵の採取、損傷【第27号の9】
- ⑤ 外来生物法第3章の規定による防除に伴う、自然公園法第20条第3項各号に掲げる行為（工作物の設置、木竹の伐採、立入り制限地区への立入り等）【第29号の34】
- （イ） 特別保護地区【第13条】
 - ① （ア）の③④の行為【第1号】
 - ② 外来生物法第3章の規定による防除に伴う、自然公園法第21条第3項各号に掲げる行為（工作物の設置、木竹の伐採、動物の放出、動植物の捕獲・採取、立入り制限地区への立入り等）【第31号】
- （ウ） 利用調整地区【第13条の5】
 - ① （ア）の③④⑤及び（イ）の①②の行為に伴う立入り【第1号及び第2号】
- （エ） 普通地域【第15条】
 - ① （ア）の①②⑤の行為【第1号】

イ 自然環境保全法 *【】内に自然環境保全法施行規則の根拠条項を記載

- （ア） 原生自然環境保全地域【第3条】
 - ① 特定外来生物の防除のためのカメラその他の観測機器又は標識等の設置【第4号の2】
 - ② 外来生物法第3章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲等【第10号】
 - ③ 外来生物法第3章の規定による防除に係る特定外来生物（動物）を捕獲するために犬を放つこと【第13号】
 - ④ 外来生物法第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等【第14号】
- （イ） 立入制限地区【第5条】
 - ① 外来生物法第3章の規定による防除のうち緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認めるものに係る特定外来生物の捕獲等に伴う立入り【第6号】
- （ウ） 自然環境保全地域特別地区【第19条】
 - ① 外来生物法第3章の規定による防除のためのカメラその他の観測機器又は標識等の設置【第1号ク】
 - ② 外来生物法第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹の伐採・損傷【第5号チ、第7号ル】
 - ③ 外来生物法第3章の規定による防除に係る特定外来生物（動物）を捕獲するために犬を放つこと【第9号ハ】
 - ④ 外来生物法第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等【第9号ニ】
- （エ） 自然環境保全地域野生動植物保護地区【第21条】

① 外来生物法第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹の伐採【第1号】

(オ) 自然環境保全地域・海域特別地区【第25条】

① 外来生物法第3章の規定による防除のためのカメラその他の観測機器又は標識等の設置【第4号の3】

(カ) 自然環境保全地域・普通地域【第29条】

① 外来生物法第3章の規定による防除のためのカメラその他の観測機器又は標識等の設置【第1号イ】

ウ **種の保存法** *【】内に**種の保存法施行規則**の根拠条項を記載

(ア) 生息地等保護区管理地区【第25条】

① 外来生物法第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等【第10号ヌ】

(イ) 生息地等保護区管理地区立入制限地区【第27条】

① 外来生物法第3章の規定による防除のうち緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における特定外来生物の捕獲等に伴う立入り【第8号】

3 「適切な方法」

具体的には、**基本方針**「第4」の「1」に記載されている次の事項が想定される（*は**特定外来生物防除実施要領**に記載されている補足事項）

ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保など錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講ずるものとし、また、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする。

* 国の機関や都道府県による防除の場合は確認証、認定証の発出がないため、第三者に防除の公示のページを示せる状態にしておくことでこの要件の「本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする」を満たすものとみなしている。

イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。以下同じ。）には、捕獲器具等ごとに、防除実施主体又は従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行う。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、捕獲器具等を設置した場所周辺に立札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持ち帰り及び野外への放置のないようにする。

エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調整を図る。

カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意する。

- ① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮すること。
- ② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- ③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
- ④ わなを設置する際には、防除対象以外の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの形状や設置場所に留意すること。また、防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、国や都道府県の防除に際しては、「防除の確認・認定の基準」に定める事項に配慮して実施するものとする。

* 施行規則第 22 条第 17 号ハ（法 [第 17 条の 4](#) 参照）に規定する鳥獣保護管理法上の狩猟免許に係る事項は、国や都道府県による防除の際も同様に扱うものとしており、知見を有する団体等であれば非免許所有者も従事可能である。

第 2 節 主務大臣等による防除

第 11 条 主務大臣等による防除

(主務大臣等による防除)

第 11 条 主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、次に掲げる場合において、この節の規定により、防除を行うものとする。

一 我が国における定着が確認されていない特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止する必要があるとき。

二 我が国における分布が局地的である特定外来生物のまん延を防止する必要があるとき。

三 生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の発生を防止する必要があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、主務大臣等が特定外来生物による生態系等に係る被害の発生又は特定外来生物のまん延を防止するため特に必要があると認めるとき。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

一 防除の対象となる特定外来生物の種類

二 防除を行う区域及び期間

三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容

四 防除の一部を地方公共団体が行うときは、当該地方公共団体の名称

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

3 主務大臣等は、前項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の同意を得なければならない。

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

【趣旨】

法 [第 2 条の 2](#) の国の責務を踏まえ、主務大臣等が防除を行う場合とその手続について規定したものである。手続等の詳細については、[特定外来生物防除実施要領](#)を参照されたい。

主務大臣等による防除については、防除実施計画書の作成は義務とはなっていないが、[基本方針](#)「第 4」の「3（2）」において、計画的な防除の実施に当たって、防除実施計画の策定と見直し等により柔軟な防除の実施に努めることが記載されている。また、本条の規定により防除を行う主

務大臣等は、公示を行うことに加え、法 [第 10 条の 2](#) に規定する防除の原則を遵守する必要がある。

なお、令和 4 年法改正前の法第 11 条の規定に基づく公示により主務大臣等が行う防除であって、令和 4 年の改正法の施行の際に効力を持つものについては、改正法の施行後も、当該公示に基づく防除を継続することが可能となっている。この場合、法改正後の規定については、改正後の法第 11 条に基づき新規に自ら公示を行うことで、適用を受けることとなる。

【解説】

1 「国の関係行政機関の長」（第 1 項）

特定外来生物は、河川、森林等の生態系にまたがって生息・生育するとともに、繁殖地、餌場、ねぐら等として特定の河川や湖沼等を活用することも多く、そのような地域の情報について詳しい知見を有する、当該地域を所掌する国の関係行政機関との協力を基に防除を行うことが考えられる。また、土地の所有者又は管理者として国の関係行政機関が特定外来生物の防除を実施することも想定される（解説 3 参照）。そういった場合に主務大臣以外の国の関係行政機関が防除を行うことができることとしたものである。

2 第 1 項第 1 号から第 3 号までについて

法 [第 2 条の 2](#) 第 2 項を踏まえた規定のため、用語の解釈については法 [第 2 条の 2](#) の解説を参照されたい。

3 「特定外来生物による生態系等に係る被害の発生又は特定外来生物のまん延を防止するため特に必要があると認めるとき」（第 1 項）

国の機関が他法令等により管理をしている区域において、その適切な管理や被害の発生の防止のために特に必要があると認めた場合等を想定する。

特に、土地基本法第 3 条第 2 項において「土地は、その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されるものとする。」とされていることから、土地の所有者及び管理者が一般的な管理責任を踏まえ特定外来生物による被害を防止するために適切な対応を行うことは重要である。また、[基本方針](#)「第 1」の「4（5）」においても、特定外来生物が侵入し、若しくは生育し、若しくは生息している場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所又は施設を適切に管理する責任を有しており、積極的な取組が期待されることが記載されている。

4 「関係都道府県の意見を聴いて」（第 2 項）

防除は地域に一定の影響を及ぼすものであること、都道府県は自らの取組等を踏まえ防除に係る一定の知見を有していること、国と都道府県が防除をするに当たって、どの場所においてどの種の特定外来生物の防

除を行うかを事前に調整することが重要であること等から、公示に当たって関係都道府県の意見を聴くこととしたものである。

「関係都道府県」は、原則として公示における「防除を行う区域」を管轄する都道府県が該当する。

関係都道府県の意見を聴く手続については、施行規則第 14 条に規定がある。なお、意見聴取及び意見提出の様式及び手段については定められておらず、メール等の任意の方法で行うことを想定している。

[参考：施行規則第 14 条]

（関係都道府県の意見聴取）

第 14 条 主務大臣等は、防除の公示をし、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

2 関係都道府県は、前項の送付があった場合において、法第 11 条第 2 項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。

5 「公示しなければならない」（第 2 項）

主務大臣等による防除の公示については、令和 4 年法改正前は、主務大臣等以外の者が行う防除の基準を兼ねていたが、法改正により、都道府県は自ら公示を行い、市町村や地方公共団体以外の者は施行規則第 22 条（法 [第 17 条の 4](#) 参照）の防除の確認・認定の基準に沿って防除を行うこととなったことから、本条における公示の対象範囲は、主務大臣等が自ら防除を行うこととした範囲に限られる。

なお、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性又は繁殖力の高い特定外来生物が発見された場合等、緊急的に防除を実施することが必要な場合には、速やかに公示を行い防除を実施することが想定されるが、環境省又は農林水産省が行う緊急防除であって公示を行う時間的余裕がない場合には、施行規則第 2 条第 5 号（法 [第 4 条第 2 号](#) 参照）に該当するものとして防除に伴う運搬・保管を行うことを想定する。

公示の方法については、施行規則第 16 条に規定がある。防除の公示は、国民に迅速かつ広く知らせることができるよう、インターネット等の手段を活用して行うものとしている。

▶参考 Web ページ [新法に基づく防除の公示一覧](#) | [日本の外来種対策](#) | [外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

[参考：施行規則第 16 条]

（防除の公示）

第 16 条 法第 11 条第 2 項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

2 前項の規定は、法第 17 条の 2 第 2 項の規定による公示について準用する。

6 「区域及び期間」（第2項）

特定外来生物防除実施要領において、防除を行う区域は、特定外来生物による被害が確認されている又は今後生じるおそれがある地域を設定し、都道府県、市町村、保護区、水系等の単位を基本としている。ただし、非意図的に導入されて全国で防除する可能性のあるものなど、必ずしも区域が特定できない場合には全国又は広範な地域を対象に防除の区域を定めるものとしている。

また、期間については、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を最長10年間で定めるものとしている。

なお、被害を受けている地域が広がるおそれや防除が長期間にわたる可能性が生じた場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更、期間の延長等を行うものとしている。

7 「捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容」（第2項）

捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の防除の方法、使用する捕獲器具等の種類、捕獲等をした個体の取扱いの方法、生息状況・被害状況の調査等に関する概要を防除の内容として公示することを想定する。

なお、防除の内容に特定外来生物の放出を含む場合には、次の事項を満たす方法について主務大臣が告示で定めた上で、当該告示に沿う方法であることを公示して行うものとしている。

- ① 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。
- ② 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
- ③ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。

8 第2項第4号について

主務大臣等が地方公共団体と共同して防除を行う場合に、地方公共団体による公示や主務大臣の確認申請の手続を省略化することで、連携や迅速な防除を促進するため、防除の一部を地方公共団体が行う場合の規定を設けたものである。したがって、本規定に基づき名称が記載された地方公共団体が、主務大臣等による公示の範囲で行う防除については、別途防除の手続をとる必要はない。

ただし、本規定に基づき主務大臣の公示に加える地方公共団体は、適切な役割分担の上、密接に国の機関と連携して防除を行う者に限ることとしている。

9 「主務省令で定める事項」（第2項）

施行規則第 15 条で定めている。

▼-----▼

施行規則

（公示事項）

第 15 条 法第 11 条第 2 項第 5 号及び法第 17 条の 2 第 2 項第 3 号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

【施行規則の解説】

① 「防除の目標」

特定外来生物の指定時の指定理由（生態系被害／農林水産業被害／人の生命・身体への被害）に応じ、防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標を設定する。指定理由については次の資料を参照されたい。

▶参考 Web ページ <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/files/siteiriyuu3.pdf>

② 「その他防除に際し必要な事項」

効力を明らかにするため、防除主体となる者（〇〇省など）と公示の日を明記するものとしている。

▲-----▲

10 「同意を得なければならない」（第 3 項）

本規定は、防除の一部を地方公共団体が行う際に主務大臣と地方公共団体が事前に十分調整のうえ公示を行うべきである点を明確にするための規定であり、同意を求められる側が同意しなければならないものではない。

当該同意の方法については施行規則第 17 条に規定されており、書面又は電子メール等の電磁的方法により行うこととしている。

[参考：施行規則第 17 条]

（防除の公示事項に関する同意）

第 17 条 法第 11 条第 3 項の規定による同意を得る場合には、同条第 2 項各号に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 前項の規定は、法第 17 条の 2 第 3 項の規定による同意について準用する。

第 12 条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）

第 12 条 主務大臣等（[前条](#)第 2 項第 4 号に規定する地方公共団体を含む。）が行う[同条](#)第 1 項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 3 章（第 15 条を除く。）、第 4 章（第 35 条、第 36 条及び第 38 条を除く。）及び第 5 章の規定は適用しないものとし、[同法](#)第 15 条、第 35 条、第 36 条及び第 38 条の規定は、特定外来生物の種類ごとに当該捕獲等を行う区域の状況その他の事情を勘案して適正な方法により防除を行うことができる」と認められる場合として主務大臣が定める場合を除き、適用する。

（平 26 法 46・令 4 法 42・一部改正）

【趣旨】

[鳥獣保護管理法](#)では鳥獣の捕獲等が規制されているが、[同法](#)第 9 条に基づく許可があれば、鳥獣の捕獲等が一定程度可能となっている。この点、外来生物法に基づく防除は、施行規則第 22 条（[法](#)[第 17 条の 4](#)参照）の防除の確認・認定の基準において[鳥獣保護管理法](#)第 9 条第 1 項の許可基準と同等の制約を課しており、国や都道府県の防除についても防除の確認・認定の基準に配慮して行うものとしている（[法](#)[第 10 条の 2](#)参照）ことから、外来生物法第 3 章の規定による防除については、[鳥獣保護管理法](#)の趣旨を損なうことがないものとして、その一部の規定を適用しないこととしているものである。

本条では主務大臣等による防除について規定されているが、[法](#)[第 17 条の 2](#)第 5 項、[第 17 条の 4](#)第 4 項及び[第 18 条](#)第 4 項において本条の準用規定がおかれているため、都道府県、市町村並びに国及び地方公共団体以外の者が行う本章の規定による防除についても本条の特例が適用となる。

なお、特定外来生物の防除を行うに当たり、猟銃の使用が考えられるが、猟銃の所持については、[銃砲刀剣類所持等取締法](#)（昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）第 4 条第 1 項に基づく許可を受けなければならない。この点、外来生物法に規定する防除を実施するための猟銃の所持については、有害鳥獣駆除の用途に供するための所持（[銃刀法](#)第 4 条第 1 項第 1 号に該当）となる。また、当該猟銃の使用については、当該許可を受けた者が当該許可に係る用途に供するため使用する場合（[銃刀法](#)第 10 条第 2 項第 3 号に該当）に可能とされている。

【解説】

1 「同条第 1 項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等」

[法](#)[第 11 条](#)第 2 項の規定による公示（[法](#)[第 17 条の 2](#)第 5 項により準用する場合は、同条第 2 項の規定による公示、[第 17 条の 4](#)第 4 項により

準用する場合は、同条の規定により受けた確認、[第 18 条](#)第 4 項により準用する場合は同条の規定により受けた認定）の範囲内で実施される防除の一環として行われる捕獲等をいう。

2 「同法第 15 条、第 35 条、第 36 条及び第 38 条の規定」

鳥獣保護管理法第 15 条では指定猟法禁止区域について、第 35 条では特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域について、第 36 条では危険猟法の禁止について、第 38 条では銃猟の制限について規定されている。

このうち、危険猟法としては、爆発物、劇薬、毒薬、据銃、陥穽その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法が禁止されている。

3 「主務大臣が定める場合」

[鳥獣保護管理法](#)第 15 条、第 35 条、第 36 条及び第 38 条の規定の対象となる行為を行うことが特定外来生物の防除に有効かつ効果的であり、かつ、これらの行為により生じるものと通常想定されている危険性が生じない場合など、特定外来生物の捕獲等を行う区域の状況その他の事情を勘案して適正な方法により防除を行うことができると認められる場合として主務大臣が告示で定める場合をいう。例えば、鳥獣保護管理法における危険猟法に当たる毒薬（毒餌等）による防除が一部の特定外来生物の防除に有効な場合があるが、他の在来生物による誤食等によりかえって生態系への被害が生じる可能性もあるため、当該方法が最も効果的であるといった一定の事情を個別に判断した上で、鳥獣保護管理法の規定の適用除外とすることを想定したものである。現時点で当該告示は定められていないため、こうした場合が生じた際は、個別に環境省外来生物対策室に相談されたい。

第 13 条 土地への立入り等

(土地への立入り等)

- 第 13 条** 主務大臣等(第 11 条第 2 項第 4 号に規定する地方公共団体の長を含む。以下この条において同じ。)は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報(当該地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体が行う第 11 条第 1 項の規定による防除に関するものに限る。)を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。
- 2 主務大臣等は、第 11 条第 1 項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 3 主務大臣等は、その職員に前 2 項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第 1 項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 主務大臣等は、第 3 項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場におけるその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報(第 11 条第 2 項第 4 号に規定する地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体の公報。以下この項において同じ。)に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から 14 日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

【趣旨】

防除や防除のために必要な調査を行う際には、他人の土地に立ち入らざるを得ない場合があり、そのような場合には土地の所有者の了解を得て立ち入るのが望ましいが、それが不可能な場合もある。本条は、このような場合を想定して、防除の必要性の判断や実施における実効性の確保のため、主務大臣等（法 [第11条](#) 第 2 項第 4 号に規定する地方公共団体の長を含む。以下本条の解説において同じ。）が法的根拠をもって他人の土地又は

水面に立ち入り、調査、防除、立木竹の伐採をする権限を定めたものである。

また、土地の占有者等が知れない等により、調査や防除を行うことができない地域があることで、当該地域が特定外来生物の供給源となるなどして防除の推進に支障が出ないように、第5項の規定がおかれている。

もっとも、土地の所有者の了解を得た場合には本条の規定を用いる必要はない。

【解説】

1 「特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報を収集するための調査」（第1項）

例えば特定外来生物の発見地周辺での生息又は生育の状況を確認するための調査、特定外来生物と疑われる生物の生息地での同定のための機器の設置、わなの設置場所に関する情報の収集等を想定する。

なお、基本的には法[第11条](#)第1項各号に該当する場面における事前調査が想定されるが、当該各号に該当しない場面（全国的な施策の展開のために国が状況を把握すべき場面等）における調査を排除するものではない。

2 「必要な限度において」（第1項）

本規定は、主務大臣等が防除の必要性の判断に必要となる情報等を収集するための調査に用いることができるものであるため、本規定に基づく立入りをを行い、その結果として防除の必要がないと判断された場合には、防除を行わないことも想定される。一方で、客観的状況に照らし当該場所に特定外来生物が存在するおそれがあると認められない場合にまで本規定を用いて立入りや調査ができるという趣旨のものではない。

3 「委任した者」（第1項）

主務大臣等が当該立入り等に係る委任をした、外来生物の防除に関する専門的な技術・知見を有する事業者等を想定する。

国や地方公共団体で外来生物対策を担当する職員の数には限りがあるため、例えば、広範囲で同時多発的に非意図的に侵入する特定外来生物への対応を行う際や、離島など遠隔地で特定外来生物が発見される事例が生じた場合には、職員のみでは立入り等を迅速に行えず、早期の対応が困難になるおそれがあることから、立入り等の権限の主体に「委任した者」を含めるものである。

4 「職員」（第2項）

第1項に基づく調査のための立入りが「その職員又はその委任した者」に認められる一方、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等又は当該特

定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹の伐採については、私権の制限が強いことから、職員のみにもその権限を認めるものとしている。

5 「その旨を通知し」（第3項）

立入り等に当たって、できるだけ土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者（以下「土地の占有者等」という。）の財産権を尊重する趣旨に基づくものであり、通知の内容としては、立入りの日時、場所、伐採しようとする立木竹、土地の立入り等を行う職員の氏名等を記載する必要がある。

なお、土地の占有者等に対しては、本規定に基づく手続に加え、当該調査の内容を説明し、可能な限り理解を得る必要がある。

6 「意見を述べる機会を与えなければならない」（第3項）

主務大臣等は、土地の占有者等からの意見について十分尊重する必要がある。ただし、意見の提出の有無及び意見の内容に絶対的に拘束されるものではない。

7 「証明書」（第4項）

証明書の様式については施行規則第12条で定めている。なお、令和4年法改正前の施行規則に基づく様式を使用した身分証明書について、その効力が認められる限りにおいて法改正後も引き続き使用することができることとなっているが、改正後の防除の規定に基づく手続をとった場合は、速やかに新様式にて発行する必要がある。

[参考：施行規則第12条]

（法第10条第3項及び法第13条第4項の証明書の様式）

第12条 法第10条第3項及び法第13条第4項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、[様式第3](#)のとおりとする。

2 法第13条第4項（法第11条第1項の規定による防除に伴い、法第13条第1項の規定による調査を行う場合に限る。）並びに法第17条の3第3項及び法第17条の5第3項において準用する法第13条第4項の規定により、地方公共団体の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、[様式第3の2](#)のとおりとする。ただし、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の法令の条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、当該証明書を[様式第3の2](#)の証明書とみなす。

3 法第13条第4項の規定により、同条第1項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、[様式第3の3](#)のとおりとする。

4 前項の規定は、法第17条の3第3項又は法第17条の5第3項において準用する法第13条第4項の規定により、法第17条の3第1項又は法第17条の5第1項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式について準用する。

5 第2項及び前項（都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は市町村の条例、規則その他の定め
に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第14条 損失の補償

（損失の補償）

第14条 国は、[前条](#)第一項の規定による調査又は[同条](#)第二項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

（令4法42・一部改正）

【趣旨】

法[第13条](#)第1項の規定による調査及び第2項の規定による行為は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的としているが、そのような公益目的のためであっても、特定の私人に負担を強いた上その損失を補償しないというのは公平性の観点から望ましくないことから、損失の補償の規定を置いているものである。

本条では国による補償について規定されているが、法[第17条の3](#)第3項、[第17条の5](#)第3項において本条の準用規定がおかれているため、都道府県及び市町村についても補償の主体となり得る。

【解説】

1 「通常生ずべき損失」（第1項）

補償は、土地への立入り等によって生じた損失の全てについて行われるものではなく、「通常生ずべき損失」についてのみ行われる。「通常生ずべき損失」とは、事物自然の成り行きからして普通に生ずべき損害の額をいい、それが通常生ずべきものであるかどうかは社会通念によって判定されるが、この場合、土地への立入り等と相当因果関係のあるものに限定されると考えられる。したがって、偶発的な事情など特別の事情によって生じた損害は含まれないことになる。

2 「主務大臣等にこれを請求しなければならない。」（第2項）

請求の手続については、施行規則第18条で定めている。

[参考：施行規則第18条]

(補償請求書)

第 18 条 法第 14 条第 2 項（法第 17 条の 3 第 3 項又は法第 17 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- 一 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

第 15 条 訴えの提起

(訴えの提起)

第 15 条 [前条](#)第 3 項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から 6 月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

【趣旨】

補償金額の増額に関し出訴し得る旨を定めたものであり、補償すべき金額がゼロである場合も含め、裁判所に出訴することが可能となっている。

第 16 条 原因者負担

(原因者負担)

第 16 条 国は、[第 11 条](#)第 1 項の規定による防除の実施が必要となった場合において、その原因となった行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

【趣旨】

国及び地方公共団体は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する責務があるとしても、特定の者の行為がその被害の原因となっている場合には、その費用を当該原因者に負担させることが、費用負担の公平性及び原因行為の抑止効果という観点から社会的に妥当であるといえる。このように、生態系等に係る被害を防止する費用はその原因となる行為を行った者が支払うべきであるとする「原因者負担の原則」について規定したものである。

本条では主務大臣等による防除について規定されているが、法[第 17 条](#)

[の2](#)第5項及び[第17条の4](#)第4項において本条の準用規定がおかれているため、都道府県及び市町村が行う本章の規定による防除についても原因者に費用を負担させることが可能である。

【解説】

1 「その原因となった行為をした者」

例えば、法[第9条](#)の規定に違反して特定外来生物を放出した者や、[第5条](#)の許可を受けて飼養等していた特定外来生物を飼養等施設から逃がしてしまった者等であって、当該特定外来生物が原因となって主務大臣等が防除せざるを得ない状態にさせた者が想定される。

2 「その防除の実施が必要となった限度において」

必要となった防除の実費の範囲で費用を請求できるものであり、被害による損失に対する補償等、防除に係る費用以外の費用を請求することはできないという趣旨である。

3 「負担させることができる」

負担金の徴収方法については、法[第17条](#)及び施行規則第19条に規定がある。

[参考：施行規則第19条]

（負担金の徴収方法）

第十九条 主務大臣等は、法第16条の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第 17 条 負担金の徴収方法

（負担金の徴収方法）

- 第 17 条** 主務大臣等は、[前条](#)の規定により費用を負担させようとするときは、主務省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、その納付を命じなければならない。
- 2 主務大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、主務省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、主務省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。
- 4 主務大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金（以下この条において「延滞金」という。）を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 延滞金は、負担金に先立つものとする。

【趣旨】

法[第 16 条](#)に規定する原因者からの負担金の徴収の手続について定めたものであり、納付命令、督促手続、延滞金等について定めている。この他、負担金を負担させようとする者への意見聴取の規定を施行規則第 19 条で定めている（法[第 16 条](#)の解説 3 を参照）。

【解説】

- 1 「主務省令で定めるところにより」（第 1 項～第 3 項）
施行規則第 20 条で定めている。

[参考：施行規則第 20 条]

- 第 20 条** 法第 17 条第 1 項の規定により主務大臣等が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用を超えない額とし、その納付期限は、法第 11 条第 1 項の規定により主務大臣等が防除を行った日から相当の期間経過した日とする。
- 2 法第 17 条第 2 項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。
- 3 法第 17 条第 3 項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第3節 地方公共団体による防除

第17条の2 都道府県による防除

(都道府県による防除)

第17条の2 都道府県は、次に掲げる場合において、この節の規定により、単独で又は共同して、防除を行うものとする。

一 我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該特定外来生物による生態系等に係る被害の状況その他の事情を勘案して特定外来生物の防除を行う必要があると認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるとき。

2 都道府県は、前項の規定による防除をするには、単独で又は共同して、次に掲げる事項を定め、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、主務大臣に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 第11条第2項第1号から第3号までに掲げる事項

二 防除の一部を当該都道府県の区域内の市町村が行うときは、当該市町村の名称

三 前2号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

3 都道府県は、前項第2号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

4 都道府県は、第1項の規定による防除を中止したときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

5 第12条、第16条及び前条の規定は、都道府県(第2項第2号に規定する市町村を含む。)が行う第1項の規定による防除について準用する。この場合において、第16条中「国」とあるのは「都道府県」と、前条第1項から第4項までの規定中「主務大臣等」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(令4法42・追加)

【趣旨】

法第2条の3第1項の都道府県の責務を踏まえ、都道府県が防除を行う場合とその手続について規定したものである。手続等の詳細については、特定外来生物防除実施要領を参照されたい。本法に基づき都道府県が単独で行う防除に必要な本法上の手続は本条第2項の規定による公示と主務大臣への通知のみであり、それらは「遅滞なく」（解説5参照）行うものとされているため、緊急防除の場合であっても本条の規定に基づき行うことを想定している。

本条の規定による都道府県による防除については、防除実施計画書の作

成は義務とはなっていないが、[基本方針](#)「第4」の「3（2）」において、計画的な防除の実施に当たって、防除実施計画の策定と見直し等により柔軟な防除の実施に努めることが記載されている。また、本条の規定により防除を行う都道府県は、公示及び主務大臣への通知を行うことに加え、[法第10条の2](#)に規定する防除の原則を遵守する必要がある。

なお、令和4年法改正前の法第11条の規定に基づく公示に沿うものとして主務大臣の確認を受けた防除であって、令和4年の改正法の施行の際に効力を持つものについては、改正法の施行後も、当該確認に基づく防除を継続することが可能となっている。この場合、法改正後の規定については、改正後の法第17条の2に基づき新規に自ら公示を行うことで、適用を受けることとなる。

【解説】

1 「我が国における定着が既に確認されている特定外来生物」（第1項）

→ [法第2条の3](#)の解説2を参照

2 「特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるとき」（第1項）

地方公共団体が他法令等により管理をしている区域においてその適切な管理や被害の発生の防止のために特に必要があると認めた場合等を想定する。土地や施設の所有者及び管理者による取組の重要性については、[法第11条](#)の解説3を参照されたい。

3 「単独で又は共同して」（第2項）

隣接する都道府県間など広域で連携して防除を行う場合には、共同での公示も行うことができるという趣旨である。特に、防除すべき特定外来生物が複数の隣接する都道府県にまたがって生息又は生育している場合や、都道府県の境界付近に生息又は生育している場合等においては、防除の実効性を確保するため、複数の隣接する都道府県により共同して防除を行うことも重要である。

4 「主務省令で定めるところにより」（第2項）

施行規則第16条第2項で準用する同条第1項の規定で、インターネットの利用その他適切な方法により公表することを定めている（施行規則の条文については[法第11条](#)の解説5を参照）。

なお、本条に基づく公示は都道府県自身が行うものであるが、本法に基づく各主体による防除を一括して閲覧できるようにするため、基本方針において、国はホームページなどを活用してこれを広く公表するものとしており、次のWebページにおいて公表している。

▶参考 Web ページ [新法に基づく防除の公示一覧 | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

5 「遅滞なく」（第2項）

本条に基づく防除については、本法や鳥獣保護管理法等の規制の一部が適用除外となるほか、原因者負担や他人の土地への立入り等の対象となるため、効力を明確にする観点で、本条第2項に基づく公示及び主務大臣への通知は、防除に際し前もって行うことが望ましい。ただし、法令用語としての「遅滞なく」は、正当な又は合理的な理由による遅滞は許容されるものと解されている¹ため、正当な又は合理的な理由がある場合にはこの限りでない。

6 「第11条第2項第1号から第3号までに掲げる事項」（第2項）

次に掲げる事項を指す。下線部の解説については、法[第11条](#)の解説を参照されたい。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容

7 第2項第2号について

都道府県が市町村と共同して防除を行う場合に、市町村による主務大臣への確認申請の手続を省略化することで、両者の連携や迅速な防除を促進するため、防除の一部を当該都道府県の区域内の市町村が行う場合の規定を設けたものである。したがって、本規定に基づき名称が記載された市町村が、都道府県による公示の範囲で行う防除については、別途主務大臣への確認申請を行う必要はない。

8 「主務省令で定める事項」（第2項）

施行規則第15条で、防除の目標その他防除に際し必要な事項とすることを定めている。詳細は法[第11条](#)の解説9を参照されたい。

9 「同意を得なければならない」（第3項）

本規定は、防除の一部を市町村が行う際に都道府県と市町村が事前に十分調整のうえ公示を行うべきである点を明確にするための規定であり、同意を求められる側が同意しなければならないものではない。

当該同意の方法については施行規則第17条で定めており、書面、電子メール等当事者間で定める方法により、行うことができるものとしている（施行規則の条文については法[第11条](#)の解説10を参照）。

¹ 法令用語辞典＜第9次改訂版＞

10 「第 12 条、第 16 条及び前条の規定」（第 5 項）

法 [第 12 条](#) では鳥獣保護管理法の特例について、[第 16 条](#) では原因者負担について、[第 17 条](#) では負担金の徴収方法について規定されている。詳細は各条の解説を参照されたい。

なお、負担金の徴収に係る施行規則第 19 条及び第 20 条の規定についても、地方公共団体が行う負担金の徴収について準用することとされている（施行規則の各条文については、法 [第 16 条](#) の解説 3 及び [第 17 条](#) の解説 1 を参照）。

[参考：施行規則第 21 条]

第 21 条 前 2 条の規定は、法第 17 条の 2 第 5 項又は法第 17 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する法第 16 条及び第 17 条の規定により、地方公共団体が行う負担金の徴収について準用する。

第 17 条の 3 土地への立入り等

（土地への立入り等）

第 17 条の 3 都道府県知事（[前条](#) 第 2 項第 2 号に規定する市町村の長を含む。次項において同じ。）は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報（当該市町村の長にあっては、当該市町村が行う [同条](#) 第 1 項の規定による防除に関するものに限る。）を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、[前条](#) 第 1 項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 [第 13 条](#) 第 3 項から第 5 項まで、[第 14 条](#) 及び [第 15 条](#) の規定は、前 2 項の規定による調査又は行為について準用する。この場合において、[第 13 条](#) 第 5 項中「官報（[第 11 条](#) 第 2 項第 4 号に規定する地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体」とあるのは「都道府県の公報（[第 17 条の 2](#) 第 2 項第 2 号に規定する市町村の長にあっては、当該市町村」と、「官報に」とあるのは「都道府県の公報に」と、[第 14 条](#) 第 1 項及び [第 15 条](#) 第 2 項中「国」とあるのは「都道府県」と、[第 14 条](#) 第 2 項及び第 3 項中「主務大臣等」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（令 4 法 42・追加）

【趣旨】

都道府県知事（法 [第 17 条の 2](#) 第 2 項第 2 号に規定する市町村の長を含む。以下本条の解説において同じ。）について、法 [第 13 条](#) の規定による主務大臣等による土地への立入り等と同様に、防除の必要性の判断や実施における実効性確保のため、法的根拠をもって他人の土地又は水面に立ち入り、調査、防除、立木竹の伐採をする権限等を定めたものである。

もっとも、土地の所有者の了解を得た場合には本条の規定を発動する必要はない。

【解説】

- 1 「特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査」（第 1 項）
→法 [第 13 条](#) の解説 1 を参照
- 2 「必要な限度において」（第 1 項）
→法 [第 13 条](#) の解説 2 を参照
- 3 「委任した者」（第 1 項）
→法 [第 13 条](#) の解説 3 を参照
- 4 「職員」（第 2 項）
→法 [第 13 条](#) の解説 4 を参照
- 5 「第 13 条第 3 項から第 5 項まで、第 14 条及び第 15 条の規定」（第 3 項）
法 [第 13 条](#) 第 3 項では土地の占有者等への通知等について、同条第 4 項では身分証明書の携帯等について、同条第 5 項では土地の占有者等が知れない場合等の手続について、法 [第 14 条](#) では損失の補償について、[第 15 条](#) では訴えの提起について規定されている。詳細は各条の解説を参照されたい。

第 17 条の 4 市町村による防除

(市町村による防除)

- 第 17 条の 4** 市町村は、その行う特定外来生物の防除であって防除の実施体制及び方法その他の防除の内容について主務省令で定める基準に適合するものについて、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。
- 2 主務大臣は、前項の確認をしようとするときは、その旨を当該確認に係る市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の確認に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。
- 3 主務大臣は、第 1 項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、当該確認を受けた市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。[第 17 条の 6](#) 第 2 項の規定により第 1 項の確認を取り消したときも、同様とする。
- 4 [第 12 条](#)、[第 16 条](#)及び[第 17 条](#)の規定は、市町村が行う第 1 項の確認を受けた防除について準用する。この場合において、[第 16 条](#)中「国」とあるのは「市町村」と、[第 17 条](#)第 1 項から第 4 項までの規定中「主務大臣等」とあるのは「市町村の長」と読み替えるものとする。

(令 4 法 42・追加)

【趣旨】

法[第 2 条の 3](#) 第 2 項における市町村の責務を踏まえ、市町村が行う特定外来生物の防除について、主務大臣の確認を受けることができる旨を規定したものである。防除の確認手続については[特定外来生物防除実施要領](#)を参照されたい。

なお、令和 4 年法改正前の法第 11 条の規定に基づく公示に沿うものとして主務大臣の確認を受けた防除であって、令和 4 年の改正法の施行の際に効力を持つものについては、改正法の施行後も、当該確認に基づく防除を継続することが可能となっている。この場合、法改正後の規定については、改正後の法第 17 条の 4 に基づき新規に主務大臣の確認を受けることで、適用を受けることとなる。

【解説】

1 「主務省令で定める基準」(第 1 項)

施行規則第 22 条で定めている。なお、施行規則第 22 条は令和 4 年法改正に際して新設されたものだが、その内容は改正前に防除の確認・認定の基準となっていた[特定外来生物の防除に関する告示](#)を踏まえたものとなっている。

施行規則

（防除の確認及び認定の基準）

第 22 条 法第 17 条の 4 第 1 項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 確認又は認定を受けようとする防除の実施期間が、10 年以下であること。
- 二 設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保等の錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、やむを得ない場合を除き、捕獲等を行う区域における静穏を保持すること。
- 三 事前に関係地域住民等への周知を図ること。
- 四 法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。
- 五 防除による効果と地域の生態系への影響を比較考量し、地域の生態系への影響が必要最小限となるよう配慮すること。
- 六 防除を行う区域における防除の対象となる特定外来生物の生息状況又は当該特定外来生物による被害状況の調査を行うこと。
- 七 防除実施計画書（第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画書をいう。第 16 号において同じ。）の範囲内で捕獲個体の飼養等をする場合には、そのための施設の構造及び強度並びにその細目について、第 5 条第 1 項第 1 号の基準及び同条第 2 項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したものであること。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合であって、逸出防止の措置を講ずることとしているときはこの限りではない。
- 八 捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと。
- 九 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し等をする場合は、譲渡し等の相手方が、法第 4 条第 2 号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は法第 5 条第 1 項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者（生業の維持の目的で許可を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。）であること。
- 十 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）ごとに、見やすい場所に、法に基づく防除のための捕獲に使用されるものである旨、対象とする特定外来生物の種類並びに実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を表示すること。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることが困難な場合は、設置場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。
- 十一 わな等を設置して捕獲等をする場合は、錯誤捕獲の防止の観点から定期的にわな等を巡視すること。
- 十二 捕獲等をした個体は防除実施者の責任の下、適切に処分又は譲渡しをすることとし、その場で処分しない場合は、従事者や第三者による個人的な持ち帰り及び野外への放置をせず、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分すること又は第九号に該当する者へ譲渡しをすること。
- 十三 捕獲個体を殺処分する場合は、当該殺処分をする特定外来生物の性質を踏まえ、従事者の心理的負担軽減及び効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものであること。
- 十四 防除に係る放出等をする場合は、次に掲げる事項を満たす方法として特定外

来生物の種類ごとに主務大臣の定める方法を遵守すること。

イ 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

ロ 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

ハ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。

十五 防除の従事者の台帳を作成し、適切に管理すること。

十六 防除実施者は、防除の従事者に対して防除の内容を具体的に指示し、防除実施計画書の内容を遵守させること。

十七 鳥獣（鳥獣保護管理法第2条第1項に規定する「鳥獣」をいう。以下同じ。）の防除に際しては、第1号から前号までの事項に加え、次に掲げる事項を遵守すること。

イ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域について配慮していること。

ロ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

ハ 防除の従事者は、使用する猟具に応じた鳥獣保護管理法第39条第1項に規定する狩猟免許を有する者とする。ただし、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は個人については、免許非所持者を従事者に含めることができる。

ニ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

ホ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

ヘ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項第10号から第13号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。

ト 鳥類について、網等を設置して捕獲をする場合は、在来生物の錯誤捕獲について対策すること。

十八 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

【施行規則の解説】

① 「防除の実施期間」（第1号）

実施期間は10年以下であることが要件となっているが、特定外来生物防除実施要領において、捕獲個体を販売（販売の解釈については法第33条の解説を参照。以下同じ。）する場合には、通常の防除事業とは異なり経済的利益も発生することから、特

定外来生物を防除して生態系等に係る被害を防止するという本来の目的が失われることがないように、確認又は認定期間を、施行規則第7条第1号（法[第5条第4項](#)参照）に基づき主務大臣が告示で定める飼養等の許可の有効期間（5年間又は3年間）と同じ年数までに限定するものとしている。

② 「法に基づく防除を実施していることを証する書類」（第4号）

施行規則第24条（解説4参照）に基づき主務大臣が発出する確認証・認定証又はその写しを指す。

③ 「防除による効果と地域の生態系への影響」（第5号）

「防除による効果」は、希少種の生息・生育状況の改善や農作物への被害の低減等を想定する。「地域の生態系への影響」は、在来生物の錯誤捕獲や薬剤散布等による影響を想定する。

④ 「処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わない」（第8号）

法[第4条第2号](#)において、第3章の規定による防除に係る捕獲等については飼養等の禁止の適用除外となることが定められているが、適用除外となるのは確認・認定を受けた防除の範囲内（国及び都道府県による防除については、公示の範囲内）で行う防除個体の処分（本条第9号に基づく譲渡し等を含む）のための必要最小限の一時的な保管又は運搬のみであり、それ以外の飼養等に当たる行為については飼養等の禁止の対象となることを意味する。

この点、保管・運搬中に繁殖してしまった個体を処分せずに飼養等することはできないため、必要に応じて繁殖防止の措置をとることが求められる。防除技術開発のための飼養等についても、「処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬」には該当しないため、法[第5条](#)に基づく飼養等の許可を取得する必要がある。また、捕獲個体の種類の同定のための検査等のために最小限の期間保管することは「必要最小限の一時的な保管」に該当するが、保管が長期間に渡り、その間の管理が「飼養」（法[第4条](#)の解説参照）に該当する場合には、法[第5条](#)に基づく飼養等の許可を取得する必要がある。

処分に際して食用に供することや販売すること等が防除実施計画に含まれている場合には、そのための保管（食用のための泥抜きや販売先までの運搬等）も「必要最小限の一時的な保管又は運搬」に含まれ得るが、あくまで生態系等に係る被害の防止のための計画的かつ効率的な防除を目的として行う場合に限定されるほか、「必要最小限の一時的な保管又は運搬」として認め得る範囲については、特定外来生物の種類や防除主体等に応じて個別に判断することとなる。

なお、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬についても、本条第7号に基づき、[基準の細目共管告示](#)又は[基準の細目単管告示](#)の内容に適合した施設で行う必要がある。

⑤ 「譲渡し等をする場合」（第9号）

防除個体の生きたままの譲渡し等は、法第3章の規定による防除の一環で行うものについて、施行規則第11条第2号から第5号まで（法[第8条](#)参照）に基づき可能となるため、譲渡し等を行う場合はその旨防除実施計画書（国・都道府県の場合は公示内容）に含めるものとし、その範囲内に限って譲渡し等が可能となる。

「譲渡し等」の定義・解釈については法[第8条](#)の解説を参照されたい。「譲渡し」

には販売も含まれるが、販売等による有効活用を行う場合も、あくまで生態系等に係る被害の防止のための計画的かつ効率的な防除を目的として行うことが前提となる。販売を行う場合は、販売の相手方の情報及び捕獲個体の繁殖防止措置について防除実施計画に記載することのほか、捕獲実績や販売の相手方の情報等について台帳に記録することが求められる（[特定外来生物防除実施要領](#)参照）。

⑥ 「法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者」（第9号）

施行規則第2条各号（法[第4条第2号](#)参照）に規定される者を指し、特に以下の者が想定される。

- ▶[廃棄物処理法](#)その他の関係法令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をする者。（[廃棄物処理法](#)に基づく許可等を得て廃棄物処理業を行う事業者）
- ▶[鳥獣保護管理法](#)第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をする者。
- ▶[食品衛生法施行令](#)第35条第1号に規定する飲食店営業について[食品衛生法](#)第55条第1項の許可を受けた者であって、特定飼養等施設で譲受けた個体を保管する者。
- ▶飼養している生物の餌として処分する目的で、アメリカザリガニの個体を購入し、特定飼養等施設で保管する者であって、当該購入を届出た者。（なお、アメリカザリガニ・アカミミガメについては法[附則第5条](#)により、無償で少数の相手に譲り渡すことは規制の適用除外。）

⑦ 「譲り受けた個体を保管する事業を行う者」（第9号）

加工や堆肥化等のために特定外来生物を一時的に生きたまま扱う事業者を想定しており、譲り受けた後に自身で飼養する者や、生きたまま他の者に譲渡し・引渡しする者は含まれない。

⑧ 「捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることが困難な場合」（第10号）

具体的には、かごわな、筒わな、粘着トラップ等で小型のものを多数設置する場合が想定される。

⑨ 「飼肥料への加工」（第12号）

処分方法の一例として挙げられているものであるが、植物の肥料への加工（堆肥化）については、その方法が、堆肥に含まれる種子等からの再生が生じないものであることを客観的に説明する資料等を防除実施計画に記載又は添付する必要がある。

⑩ 「主務大臣の定める方法」（第14号）

主務大臣が告示で定めるものであるが、現時点で当該告示は定められていないため、防除の一環として放出の必要性が生じた際は、個別に環境省外来生物対策室に相談されたい。

⑪ 「防除の従事者」（第15号）

防除の従事者には、防除主体が当該防除について業務発注をした場合の受注者も含まれる。したがって、当該受注者である事業者等であって従事者台帳に記載された者が、当該防除について別途防除の認定を受ける必要はない。

⑫ 「適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は個人」（第17号）

地方公共団体や防除実施主体が当該特定外来生物に関して開催する、使用する猟具

の設置や撤収方法の習熟、捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等についての講習会や研修に参加した者等が想定される。

⑬ 「大型獣類」（第 17 号）

目安として、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ヒグマと同等の大きさを有するものが該当し、現在の特定外来生物の中では、アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウが該当する。

⑭ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 10 条第 3 項第 10 号から第 13 号までの規定により禁止された捕獲」（第 17 号）

次に挙げる方法による捕獲を指す。

- ▶ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- ▶つりばり又はとりもちを使用する方法
- ▶矢を使用する方法
- ▶犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法

⑮ 「関係法令」（第 18 号）

鳥獣保護管理法その他の法令が想定される。「その他の法令」については法 [第 10 条の 2](#) の解説 2 を参照されたい。

▲-----▲

2 「単独で又は共同して」（第 1 項）

隣接する市町村間など広域で連携して防除を行うことができるという趣旨である。特に、防除すべき特定外来生物が複数の隣接する市町村にまたがって生息又は生育している場合や、市町村の境界付近に生息又は生育している場合等においては、防除の実効性を確保するため、複数の隣接する市町村により共同して防除を行うことも重要である。

3 「主務省令で定めるところにより」（第 1 項）

施行規則第 23 条で、申請書の記載事項や防除実施計画の添付等について定めている。申請書の記載事項については、法 [第 11 条](#) の解説 6 及び 7 も参照されたい。また、防除実施計画書の作成に当たっては、[基本方針](#)「第 4」の「3（2）」及び[特定外来生物防除実施要領](#)も参照されたい。

[参考：施行規則第 23 条]

（防除の確認の申請）

第 23 条 市町村は、法第 17 条の 4 第 1 項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 市町村の名称
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類

三 防除を行う区域及び期間

四 防除の目標

五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に当該希少な野生生物に係る捕食性が高い特定外来生物が発見された場合等であって緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

四 前3号に掲げる事項のほか、第22条の規定において定める基準に適合することを示す事項

3 前項ただし書が適用される場合においては、第22条第1号中「10年」とあるのは「1年」と読み替えるものとし、第1項に基づき提出する申請書には、第1項各号に掲げる事項のほか、第22条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載するものとする。

4 主務大臣のその旨の確認（第1項）

当該確認に関する詳細は施行規則第24条で定めている。

[参考：施行規則第24条]

（防除の確認等）

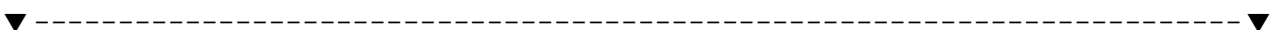
第24条 主務大臣は、市町村により提出された第23条第1項の申請書及び同条第2項の防除実施計画書（同項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項のほか、第22条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載した同条第1項の申請書に限る。）が第22条に定める基準に適合していると認めたときは、法第17条の4第1項の確認をするものとし、確認証を確認の申請者に交付するものとする。

2 前項の確認証の様式は、[様式第4](#)によるものとする。

3 防除の確認を受けた者は、第23条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項第3号の期間を延長するときは、30日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 「主務省令で定める期間」（第2項）

施行規則第23条の2で定めている。



施行規則

（意見聴取の期間）

第 23 条の 2 法第 17 条の 4 第 2 項及び第 18 条第 2 項に規定する主務省令で定める期間は、2 週間とする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため緊急に防除を行う必要がある場合において、これによることが不適當であると認められるときは、主務大臣は、2 週間を超えない範囲内で、その期間を別に定めることができる。

【施行規則の解説】

①「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため緊急に防除を行う必要がある場合」

施行規則第 23 条第 2 項（解説 3 を参照）における「人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に当該希少な野生生物に係る捕食性が高い特定外来生物が発見された場合等」と同様の場合が想定されるが、同項に基づき防除実施計画の添付の省略が認められるかどうかと、本規定に基づき意見聴取の期間を別に定めるかどうかは、別個に判断される。

▲-----▲

6 「主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示する」（第 3 項）

防除の実施においては、特に防除を行う地域の住民に対し、その内容や防除を行う主体等を周知しておく必要があることから、確認した防除について主務大臣が公示するものとしている。公示の方法については施行規則第 27 条で定めており、次の Web ページにおいて公示を行っている。

▶参考 Web ページ [新法に基づく防除の公示一覧](#) | [日本の外来種対策](#) | [外来生物法](#)
(env.go.jp)

[参考：施行規則第 27 条]

（防除の確認及び認定に係る公示）

第 27 条 法第 17 条の 4 第 3 項前段又は法第 18 条第 3 項前段の規定による公示は、確認を受けた市町村又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第 23 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第 17 条の 4 第 3 項後段又は法第 18 条第 3 項後段の規定による公示は、確認を取り消された市町村の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

7 「第 12 条、第 16 条及び第 17 条の規定」（第 4 項）

法[第 12 条](#)では鳥獣保護管理法の特例について、[第 16 条](#)では原因者負担について、[第 17 条](#)では負担金の徴収方法について規定されている。

詳細は各条の解説を参照されたい。

なお、負担金の徴収に係る施行規則第 19 条及び第 20 条の規定についても、地方公共団体が行う負担金の徴収について準用することとされている（施行規則の各条文については、法 [第 16 条](#) の解説 3 及び [第 17 条](#) の解説 1 を参照）。

第 17 条の 5 土地への立入り等

（土地への立入り等）

- 第 17 条の 5** 市町村の長は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他防除の必要性の判断又は前条第 1 項の確認を受けた防除の実施に必要なとなる情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。
- 2 市町村の長は、[前条](#)第 1 項の確認を受けた防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 3 [第 13 条](#)第 3 項から第 5 項まで、[第 14 条](#)及び[第 15 条](#)の規定は、前 2 項の規定による調査又は行為について準用する。この場合において、[第 13 条](#)第 5 項中「官報(第 11 条第 2 項第 4 号に規定する地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体の公報。以下この項において同じ。)」とあるのは「市町村の公報」と、「官報に」とあるのは「市町村の公報に」と、[第 14 条](#)第 1 項及び[第 15 条](#)第 2 項中「国」とあるのは「市町村」と、[第 14 条](#)第 2 項及び第 3 項中「主務大臣等」とあるのは「市町村の長」と読み替えるものとする。

（令 4 法 42・追加）

【趣旨】

市町村の長について、主務大臣等や都道府県と同様に、防除の必要性の判断や実施における実効性確保のため、法的根拠をもって他人の土地又は水面に立ち入り、調査、防除、立木竹の伐採をする権限等を定めたものである。

もっとも、土地の所有者の了解を得た場合には本条の規定を発動する必要はない。

【解説】

- 1 「特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他防除の必要性の判断又は前条第 1 項の確認を受けた防除の実施に必要なとなる情報を収集するた

めの調査」（第 1 項）

例えば特定外来生物の発見地周辺での生息又は生育の状況を確認するための調査、特定外来生物と疑われる生物の生息地での同定のための機器の設置、わなの設置場所に関する情報の収集等を想定する。

なお、「防除の必要性の判断に必要となる情報」については、法 [第 17 条の 4](#) 第 1 項の確認を受けるか否かも定まっていない段階の調査が想定されることから、同項の確認とは紐付けられていないが、「防除の実施に必要となる情報」については、既に防除を実施することが決まっている段階の調査が想定されることから、同項の確認と紐づけられている。

2 「必要な限度において」（第 1 項）

→法 [第 13 条](#) の解説 2 を参照

3 「委任した者」（第 1 項）

→法 [第 13 条](#) の解説 3 を参照

4 「職員」（第 2 項）

→法 [第 13 条](#) の解説 4 を参照

5 「第 13 条第 3 項から第 5 項まで、第 14 条及び第 15 条の規定」（第 3 項）

法 [第 13 条](#) 第 3 項では土地の占有者等への通知等について、同条第 4 項では身分証明書の携帯等について、同条第 5 項では土地の占有者等が知れない場合等の手続について、法 [第 14 条](#) では損失の補償について、[第 15 条](#) では訴えの提起について規定されている。詳細は各条の解説を参照されたい。

第 17 条の 6 防除の中止等

（防除の中止等）

第 17 条の 6 [第 17 条の 4](#) 第 1 項の確認を受けて防除を行う市町村は、その防除を中止したとき、又はその防除を同項の主務省令で定める基準に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る [第 17 条の 4](#) 第 1 項の確認を取り消すものとする。

（令 4 法 42・追加）

【趣旨】

市町村が法第 17 条の 4 の規定による防除を中止等する際の主務大臣への通知及び主務大臣による確認の取消しについて規定したものである。当

該通知の様式等は任意となっている。

第4節 国及び地方公共団体以外の者による防除

第18条

- 第18条** 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第17条の4第1項の主務省令で定める基準に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。
- 2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の認定に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。
- 3 主務大臣は、第1項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。第20条第2項又は第4項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。
- 4 第12条の規定は、国及び地方公共団体以外の者が行う第1項の認定を受けた防除について準用する。

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

【趣旨】

特定外来生物の防除については、その生息・生育の場の特性に応じた適切な方法で行うことが重要であり、地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除は非常に効果的である。また、本法の施行前から、地域の生態系や農林水産物を守るため、NP0等によるアライグマ、マングース、オオクチバス等の特定外来生物の防除が行われてきた。これらの者による防除活動が積極的に進められるよう措置することが重要であることから、国及び地方公共団体以外の者が行う特定外来生物の防除について、主務大臣の認定を受けることができることとしたものである。防除の認定手続については[特定外来生物防除実施要領](#)を参照されたい。

また、令和4年法改正前の法第11条の規定に基づく公示により主務大臣の認定を受けた防除であって、令和4年の改正法の施行の際に効力を持つものについては、改正法の施行後も、当該公示に基づく防除を継続することが可能となっている。この場合、法改正後の規定については、改正後の法第18条に基づき新規に認定を受けることで、適用を受けることとなる。

なお、国又は地方公共団体以外の者が行う防除について、土地への立入り等の規定は設けられてない。これは、土地への立入りについては財産権

を制約するものであり、国又は地方公共団体が防除を行うため必要な限度において限定的に認めるべきものであるためである。

【解説】

1 国及び地方公共団体以外の者（第1項）

防除を適正かつ確実に実施することができる者であれば、NPO 法人その他の民間団体に限らず、個人でも構わない。

2 主務省令で定めるところにより（第1項）

施行規則第25条で、申請書の記載事項や防除実施計画の添付等について定めている。申請書の記載事項については、法第11条の解説6及び7も参照されたい。また、防除実施計画書の作成に当たっては、[基本方針](#)「第4」の「3（2）」及び[特定外来生物防除実施要領](#)も参照されたい。

なお、国又は地方公共団体以外の者が行う防除については、緊急防除の際に防除実施計画の添付を省略できる旨は規定されていない。

[参考：施行規則第25条]

（防除の認定の申請）

第25条 国及び地方公共団体以外の者は、法第18条第1項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 防除の目標
- 五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
- 二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標
- 三 防除実施計画書に基づく防除を実行する財政的及び人力的能力を有していることを示す事項
- 四 防除を行う区域内の土地、水面、立木竹及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図った結果
- 五 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果
- 六 前各号に掲げるもののほか、第22条各号の規定において定める基準に適合する

ことを示す事項

3 主務大臣の認定（第 1 項）

当該認定に関する詳細は施行規則第 26 条で定めている。

[参考：施行規則第 26 条]

（防除の認定等）

第 26 条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第 2 項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の防除実施計画書が第 22 条に定める基準に適合していると認めたときは、法第 18 条第 1 項の認定をするものとし、認定証を認定の申請者に交付するものとする。

2 前項の認定証の様式は、[様式第 4](#)によるものとする。

3 防除の認定を受けた者は、前条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、30 日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 「主務省令で定める期間」（第 2 項）

施行規則第 23 条の 2 で、原則として 2 週間と定めている。

[参考：施行規則第 23 条の 2]

（意見聴取の期間）

第 23 条の 2 法第 17 条の 4 第 2 項及び第 18 条第 2 項に規定する主務省令で定める期間は、2 週間とする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため緊急に防除を行う必要がある場合において、これによることが不相当であると認められるときは、主務大臣は、2 週間を超えない範囲内で、その期間を別に定めることができる。

5 「主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示する」（第 3 項）

防除の実施においては、特に防除を行う地域の住民に対し、その内容や防除を行う主体等を周知しておく必要があることから、確認した防除について主務大臣が公示するものとしている。公示の方法については施行規則第 27 条で定めており、次の Web ページにおいて公示を行っている。

▶参考 Web ページ [新法に基づく防除の公示一覧 | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

[参考：施行規則第 27 条]

（防除の確認及び認定に係る公示）

第 27 条 法第 17 条の 4 第 3 項前段又は法第 18 条第 3 項前段の規定による公示は、確認を受けた市町村又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第 23 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に

供する方法で行うものとする。

- 2 法第 17 条の 4 第 3 項後段又は法第 18 条第 3 項後段の規定による公示は、確認を取り消された市町村の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

6 「第 12 条の規定」（第 4 項）

法 [第 12 条](#) では鳥獣保護管理法の特例について規定されている。詳細は第 12 条の解説を参照されたい。

第 19 条

第 19 条 主務大臣は、前条第一項の認定を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（令 4 法 42・一部改正）

【趣旨】

本条は、防除の適正な実行のため、防除の認定を受けた国又は地方公共団体以外の者に対する報告徴収権限を定めたものである。本条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、[第 20 条](#) 第 4 項に基づき認定の取消しの対象となる。

第 20 条

第 20 条 [第 18 条](#) 第 1 項の認定を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を [第 17 条の 4](#) 第 1 項の主務省令で定める基準に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る [第 18 条](#) 第 1 項の認定を取り消すものとする。

- 3 主務大臣は、[第 18 条](#) 第 1 項の認定を受けた防除におけるその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等が [第 17 条の 4](#) 第 1 項の主務省令で定める基準に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 4 主務大臣は、[第 18 条](#) 第 1 項の認定を受けた防除が [第 17 条の 4](#) 第 1 項の主務省令で定める基準に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくな

ったと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

【趣旨】

本条は、[第 18 条](#)の規定による認定を受けた防除について、防除を中止したとき又は防除の確認・認定の基準に適合しなくなった場合の通知義務、放出等した個体の回収等の措置命令、認定の取消しを規定したものである。

なお、本条は認定を受けた防除のみを対象としており、市町村が確認を受けて行う防除の場合であって、[第 17 条の 4](#)第 1 項の主務省令で定める基準に則して行われていないときには、地方自治法に基づく手続（技術的助言、是正の要求等）をとることが想定される。

第4章 未判定外来生物

第21条 輸入の届出

（輸入の届出）

第21条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

【趣旨】

地球上の生物は3千万種又はそれ以上とも推測されており、生物すべてに関して我が国の生態系等への被害を判定することはできないが、判定未了であることを理由に当該海外由来の生物について何らの規制をせず、輸入を自由に認めてしまえば外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止することはできない。

一方、飼養等の規制を行うには十分な根拠が必要であり、外来生物による我が国の生態系に係る被害を防止するために必要な範囲内でのみこれらの規制がなされるべきである。

このため、海外からの導入が想定される生物のうち、我が国の生態系等に被害を生じおそれがあるものである疑いのある外来生物（未判定外来生物）について、その輸入をしようとする者に対して届出義務を課すこととしたものである。

【解説】

1 「在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある」

特定外来生物のように被害事例の報告又は被害を及ぼすおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有しており、我が国に導入された際に、その特定外来生物と同様の生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのあるものをいう。

2 「主務省令で定めるもの」

未判定外来生物の選定に関する考え方等については[特定外来生物被害防止基本方針](#)第7の1に記載されているが、選定の前提については次のとおりとなっている。

○原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。

○個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも

種類の判別が可能な生物分類群を選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律や植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入の禁止、飼養等の禁止その他の規制がなされていると認められる外来生物は選定の対象としない。

○生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物が我が国に導入されることを未然に防止するという予防的観点から積極的に選定するように努める。

選定に当たっては、特定外来生物の指定に関して法 [第2条](#) 第4項に基づき学識経験者の意見を聴く際に、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聴くものとしている。また、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で指定を行うものとされている。さらに、世界貿易機関（WTO）・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行うものとされている。

未判定外来生物については具体的には施行規則第28条で定めている。

▶参考 Web ページ [特定外来生物等一覧](#) | [日本の外来種対策](#) | [外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

施行規則

（未判定外来生物）

第28条 法第21条の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

- 一 別表第1の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
- 二 別表第2の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）

【施行規則の解説】

①「飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるもの」

未判定外来生物については、解説1のとおり特定外来生物と似た生態的特性を有している生物が指定されている。指定された未判定外来生物が「似た生態的特性を有する」と判断された特定外来生物について、施行令第3条（法 [第2条](#) 参照）に基づき器官が定められている場合は、当該未判定外来生物についても当該器官が「飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるもの」に該当するものとしている。

例えば、セリ科チドメグサ属の水草である *Hydrocotyle bonariensis* 及び *Hydrocotyle umbellata* については、特定外来生物であるブラジルチドメグサ（*Hydrocotyle r*

anunculoides) と似た生態的特性を有していることから未判定外来生物に指定されていることを踏まえ、ブラジルチドメグサと同様、茎及び根についても未判定外来生物に該当するものとして取り扱う。

②「種（亜種又は変種を含む。）

→法 [第2条](#) の解説5中、施行令第1条の解説①を参照

3 「主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項」

施行規則第29条で定めている。

施行規則

（未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出）

第29条 法第21条又は法第24条第1項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 学名

ロ 入手国

ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

（1） 本来の生息地又は生育地の分布状況

（2） 文献その他の根拠を示す資料

ニ その他既に入手している情報であって提出が可能なもの

【施行規則の解説】

①「入手国」

未判定外来生物の入手地、輸出国等に該当する国をいう。この場合、例え本来の生息地である国から輸出されたものを他の国で入手した場合であっても、当該入手国のみを記載すればよい。

②「その他既に入手している情報であって提出が可能なもの」

繁殖能力その他の生態特性や現に生じている被害の有無又は被害状況など、主務大臣が判定するに当たって参考とすることができる情報をいう。当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受ける趣旨で規定しているものである。

第 22 条 判定

（判定）

第 22 条 主務大臣は、[前条](#)に規定する届出があったときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

【解説】

1 「判定し、その結果をその届出をした者に通知」

届出があった場合は、特定外来生物の選定に係る考え方（法[第 2 条](#)参照）に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定するものとしている。

この「判定」は、届出に係る未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かについて、学識経験者からの意見聴取を踏まえて判断することをいい、その判定結果について、届出をした者に 6 か月以内に通知することとなる。

当該判定により、生態系等に係る被害を及ぼすおそれが「ある」と判定された場合には、パブリック・コメント手続やWTO加盟国への通報手続等を経た上で特定外来生物として政令で指定され、おそれが「ない」と判定された場合には未判定外来生物のリスト（施行規則別表第 1 及び第 2）からの削除がなされることになる。

第 23 条 輸入の制限

（輸入の制限）

第 23 条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

【趣旨】

本条は、法[第 22 条](#)の判定により生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けるまでの間、未判定外来生物の輸入を禁止したものである。

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないと判定された場合には、法[第 22 条](#)に基づく通知を受けた後に輸入できることになる。一方、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものと判定された場合には、

特定外来生物として指定された後かつ法[第5条](#)第1項に基づく飼養等の許可を受けた後でなければ輸入することはできない。

第24条 外国における輸出者に係る未判定外来生物

(外国における輸出者に係る未判定外来生物)

第24条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることができる。

2 [第22条](#)の規定は、前項に規定する届出について準用する。

【趣旨】

未判定外来生物を本邦に輸出したい者がいる場合に、輸入者の負担を軽減するため、輸出者も未判定外来生物に係る届出を行えることとしたものである。

【解説】

1 「主務省令で定めるところにより」(第1項)

施行規則第29条(法[第21条](#)の解説3参照)で定めている。

第4章の2 輸入品等の検査等

第24条の2 輸入品の検査等

(輸入品等の検査等)

- 第24条の2** 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装(当該輸入品につき関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入の許可を受ける前のもの)に限る。以下この条において「輸入品等」という。)があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地又は施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条及び次章において同じ。)に立ち入り、当該輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等~~を~~無償で集取させることができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設(移動施設に限る。)に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該輸入品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。
- 3 第1項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。
- 4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平25法38・追加、令4法42・一部改正)

【趣旨】

特定外来生物の輸入は法[第7条](#)において原則として禁止されているが、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物(以下、「特定外来生物等」という。)が非意図的に付着・混入していることがある。

そのため、特定外来生物等の非意図的な導入を防ぐために、輸入通関時における輸入品等の検査等や消毒・廃棄の命令について規定したものである。

また、輸入品等又は施設に存在・付着・混入している生物が特定外来生

物（要緊急対処特定外来生物（法第2条参照）を含む。）の「疑いがある」という段階では、法第4条に基づく運搬の規制の対象とはならないが、当該生物が要緊急対処特定外来生物の「疑いがある」場合には、これらの輸入品等や施設が移動すればその経路や移動先において当該生物が拡散するおそれがあり、当該生物が要緊急対処特定外来生物であることが判明してから原状回復を試みても拡散を防止することが著しく困難である。そのため、「まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがある」ものである要緊急対処特定外来生物については、その「疑いがある」段階での移動の制限及び禁止の命令ができるよう、本条第2項で規定したものである。

なお、輸入品等の通関に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、特定外来生物等の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止の命令並びに消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努めるものとしている。

【解説】

1 「特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある」（第1項）

植物防疫所、税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生物の付着等が確認された場合、輸入品等の所有者又は管理者から特定外来生物等の付着等の情報があった場合、過去の付着等の実績等を考慮して特定外来生物等が頻繁に付着等をしているなど非意図的な導入の危険性が非常に高い輸入品等である場合等が想定される。

2 「輸入の許可を受ける前のもの」（第1項）

輸入の許可を受ける予定のある貨物に加え、海外から輸入される貨物であって、美術館での展示品など、輸入の許可を得る前の貨物（[関税法](#)（昭和29年法律第61号）第2条第1項第3号の「外国貨物」）の状態のまま内陸に輸送し、用途終了後に海外に返却するものについても「輸入の許可を受ける前のもの」として本規定による検査や第2項の規定による移動の制限又は禁止の命令の対象となる。

3 「その職員」（第1項）

法第26条に規定する特定外来生物被害防止取締官が行うものとしている。

4 「当該輸入品等の所在する土地又は施設」（第1項）

非意図的に導入される特定外来生物は、単に輸入品等が付着・混入しているのみならず、輸入品等の周辺の土地等に移動して拡散している可能性があるため、輸入品等のみならず、輸入品等が所在する土地又は施設についても検査等の対象としたものである。

「施設」には車両、船舶、航空機その他の移動施設を含むほか、倉庫

等も含まれる。この「車両」には自動車のみでなく鉄道も含まれるほか、「移動施設」には港湾等にある移動式のクレーン類等も含まれる。

5 「要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているとき」（第2項）

具体的な場面としては、当該輸入品等又は施設に何らかの生物が存在し、又は付着等をしていることが確認でき、かつ、当該生物を撮影した写真や採取したサンプルを簡易的に目視等により確認し要緊急対処特定外来生物に該当する特徴が確認できるが断定できない場合又は写真やサンプルのみでは要緊急対処特定外来生物の疑いが排除できない場面であって、当該生物について専門家による同定を要すると認められる場面が該当する。

また、「要緊急対処特定外来生物の疑いがある」との判断は、第1項の規定による検査を行う職員（特定外来生物被害防止取締官）が行うことを想定する。

6 「移動を制限し、又は禁止することを命ずる」（第2項）

この移動の制限又は禁止の命令は、解説5で挙げた場面において、要緊急対処特定外来生物であることについて専門家による同定が必要と判断された場合等に、同定の結果が判明するまでの間、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要な範囲に限って行うものである。

命令の効力は、当該輸入品等又は施設の移動を制限又は禁止する旨を、特定外来生物被害防止取締官等が当該輸入品等又は施設の所有者又は管理者に伝えた時点から発生する。

その場で消毒等を行うことができる場合には基本的に移動禁止とし、消毒等のために一定の範囲を移動させる必要があるものについてはその範囲の移動のみを認める移動制限の命令を出すことが想定される。

なお、当該生物の同定作業の完了前に、当該生物を消毒等により取り除く等の当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するための十分な措置が講じられたことが確認できた場合には、移動の制限及び禁止の命令の対象とならない。この「取り除く」には、死滅させること等の被害の発生を防止する手段を含む。

本規定による命令の手續及び基準については、法[第24条の3](#)の解説1を参照されたい。

7 「これに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」（第3項）

有識者によって検査対象の生物の同定が実施されている等により第1項の検査と同等の精度で行われることが確認できるものとして、[特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第24条の2第1項及び第24条の5第1項の規定による検査に相当すると認められるも](#)

のとして主務大臣が定める検査（令和４年環境省告示第５５号）において詳細を定めている。

例えば、特定外来生物等が発見された場所で、当該場所をその区域に含む地方公共団体が環境省を経由せずに当該生物に係る学識経験者に当たる者に検査を依頼した場合等に適用が想定される。

８ 「当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し」（第３項）

施行規則第２９条の３において、本規定により輸入品等を消毒したため当該輸入品を著しく毀損したとき等には、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、これらの者の要求があったときは証明書を交付しなければならないことを定めている。

〔参考：施行規則第２９条の３〕

（消毒又は廃棄後の通知）

第２９条の３ 主務大臣は、法第２４条の２第３項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があったときは、様式第６による証明書を交付しなければならない。

２ 前項の規定は、法第２４条の５第３項の規定による消毒又は廃棄について準用する。この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

９ 「当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずる」（第３項）

特定外来生物等の付着・混入が確認された輸入品等については、積み戻しを行うこともできるが、基本的に当該輸入品等の所有者又は管理者が輸入を希望する場合には消毒を命じ、十分に取り除かれた上で通関させるものとしている。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着・混入している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

また、輸入品等が付着・混入した特定外来生物等が当該輸入品等の所在する土地又は施設に拡散して付着・混入している場合には、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は施設の所有者又は管理者に対し、消毒を命ずる。移動施設であって、薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着・混入している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でなく、かつ、その他の自主的な措置により特定外来生物等による被害を防止することが困難であり、当該施設の廃棄が特定外来生物等による被害を防止するための効率的

かつ効果的な防除手段である場合には、当該施設の廃棄を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合、自主的に廃棄（主務大臣が定める廃棄の基準（法第24条の3の解説1参照）に沿った方法でなされる廃棄を想定）される場合等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

また、この命令により物品等、土地若しくは施設を消毒し、又は当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、施行規則第2条第17号に基づき法第4条の飼養等の禁止の適用除外となる（法第4条第2号参照）。

本規定による命令の手続及び基準については、法第24条の3の解説1を参照されたい。

第24条の3 委任規定

（委任規定）

第24条の3 前条第2項及び第3項の規定による命令の手続及び基準は、主務省令で定める。

2 主務大臣は、前条第三項の規定による命令の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（平25法38・追加、令4法42・一部改正）

【解説】

1 「主務省令で定める」（第1項）

命令の手続については、施行規則第29条の2及び第29条の4で定めている。法第24条の2第2項及び第3項の規定による命令については口頭で行うことが想定されるが、命令を受けた者の要求があったときの命令書の交付について定めているものである。

命令の基準については、施行規則第29条の5及び第29条の6で定めている。このうち消毒又は廃棄の命令の基準については主務大臣が別に告示で定めることとしており、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第29条の6の規定により主務大臣が定める消毒又は廃棄の命令の基準（令和5年環境省告示第43号）で、あり科特定外来生物及びあり科要緊急対処特定外来生物について定めている。

なお、命令の手続及び基準を定めるに当たっては、第2項に基づき学識経験者の意見を聴いて作成した命令の手続及び基準について、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で

定めるものとしている。

[参考：施行規則第 29 条の 2、第 29 条の 4～第 29 条の 6]

(移動の制限又は禁止の命令書)

第 29 条の 2 主務大臣は、法第 24 条の 2 第 2 項又は法第 24 条の 5 第 2 項の規定により移動の制限又は禁止を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があったときは、[様式第 5](#)による移動の制限又は禁止の命令書を交付しなければならない。

(消毒又は廃棄の命令書)

第 29 条の 4 主務大臣は、法第 24 条の 2 第 3 項又は法第 24 条の 5 第 3 項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があったときは、[様式第 6 の 2](#)による消毒又は廃棄の命令書を交付しなければならない。

(移動の制限又は禁止の命令の基準)

第 29 条の 5 法第 24 条の 3 第 1 項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準は、次のとおりとする。

- 一 移動の制限又は禁止の命令の対象は、法第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。以下この号及び次号において同じ。）であって、次に掲げるいずれの要件も満たすものであること。
 - イ 当該輸入品等又は施設に存在し、付着し、又は混入している生物が、法第 24 条の 2 第 1 項に基づく検査の結果、要緊急対処特定外来生物の疑いがあり、同定を要すると認められたものであること。
 - ロ 当該輸入品等又は施設が同定を完了するまでの間に移動された場合、要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の拡散等により生態系等に係る被害を生じることがあること。
- 二 移動の制限は、第 1 号に該当し移動の制限又は禁止の命令の対象となる輸入品等又は施設について、予定された移動先にこれらを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。
 - イ 応急の消毒、目張り等の拡散防止のための措置をとることを移動の条件とすること。
 - ロ 移動を認める区域を明示し、その区域外での移動を禁止すること。
 - ハ 第 1 号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、移動を制限する期間を明示すること。
- 三 移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。
 - イ 第 1 号ロの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留置きの場所を指定すること。
 - ロ 必要な範囲で、留置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。
 - ハ 第 1 号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、禁止期間を明示する

こと。

- 2 前項の規定は、法第24条の5第4項において準用する法第24条の3第1項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「法第24条の2第1項」とあるのは「法第24条の5第1項」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

(消毒又は廃棄の命令の基準)

第29条の6 法第24条の3第1項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類のに応じ、可能な限り速やかに、かつ、効果的に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

- 2 前項の規定は、法第24条の5第4項において準用する法第24条の3第1項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「特定外来生物又は未判定外来生物」とあるのは「要緊急対処特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

2 「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者」(第2項)

生態学、生物学等の生物に関し専門性を有する学識経験者のほか、農薬学、検疫等に関し専門性を有する学識経験をいう。

3 「意見を聴かなければならない」(第2項)

意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング、委員会形式での学識経験者間の意見交換等、対象とする特定外来生物等及び消毒の手法に柔軟に対応できる形式を検討することとしている。また、意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努めるものとしている。

第24条の4 審査請求

(審査請求)

第24条の4 [第24条の2](#)第2項及び第3項の規定による命令については、審査請求をすることができない。

(平25法38・追加、平26法69・令4法42・一部改正)

【趣旨】

移動の制限・禁止の命令及び消毒・廃棄の命令について行政不服審査法による審査請求が行われた場合、審査請求に対する裁決が決定するまでの期間に、付着等していた特定外来生物等が逸出・国内に侵入し、被害が発生するおそれがあるため、これらについては審査請求をすることができな

いこととしたものである。

第4章の3 要緊急対処特定外来生物

第24条の5 要緊急対処特定外来生物に対する検査等

(要緊急対処特定外来生物に対する検査等)

- 第24条の5 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が物品若しくはその容器包装(以下この章において「物品等」という。)又は土地若しくは施設に存在し、付着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるときは、その確認のために必要と認められる限度において、その職員に、当該土地又は当該施設に立ち入り、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該物品等を無償で集取させることができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検査の対象となる物品等又は施設(移動施設に限る。)に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該物品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該物品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。
- 3 第1項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、物品等、土地又は施設に要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該物品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。
- 4 第24条の2第4項の規定は第1項の規定による権限について、第24条の3第1項及び前条の規定は前2項の規定による命令について、第24条の3第2項の規定は前項の規定による命令の基準について準用する。

(令4法42・追加)

【趣旨】

ヒアリ類など著しく重大な生態系等に係る被害を生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物については、その繁殖スピードの速さや拡散力に照らし、早期の発見と発見時の迅速な対処が必要となる。特定外来生物の通関前における検査等については法第4章の2で規定されているが、特にヒアリについては通関後における発見事例が多く、通関後においても法的根拠に基づく物品、施設等の移動制限・禁止や消毒・廃棄等が必要な場面がある。

そのため、要緊急対処特定外来生物の非意図的な拡散を防ぐために、物品等の検査、移動制限・禁止の命令、消毒・廃棄の命令について規定したものである。

なお、物品等の流通に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、要緊急対処特定外来生物の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止の命令並びに消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努めるものとしている。

【解説】

- 1 「要緊急対処特定外来生物が物品若しくはその容器包装（以下この章において「物品等」という。）又は土地若しくは施設に存在し、付着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるとき」（第1項）

環境省職員等の一定の知見のある者によって要緊急対処特定外来生物である可能性が高いと判断された生物が存在し、又は付着等をしていることが確認されている場合や、近くの物品や土地において要緊急対処特定外来生物の発見事例があった場合等、何らかの要緊急対処特定外来生物が存在・付着・混入している可能性が高い根拠がある場合を指す。

「施設」については法 [第24条の2](#) の解説4を参照されたい。

なお、本規定による検査対象に当たるかどうかの情報が不足している場合には、法 [第24条の6](#) の規定による報告徴収を活用すること等により、要緊急対処特定外来生物が付着等をしている危険性が非常に高い経路、品目等、要緊急対処特定外来生物の導入経路に係る情報の収集に努めるものとしている。

- 2 「その職員」（第1項）

法 [第26条](#) に規定する特定外来生物被害防止取締官が行うものとしている。

- 3 「検査」（第1項）

要緊急対処特定外来生物の存在又は付着等の蓋然性が高い状況において、その生物の情報を取得し同定を行うために必要な行為を想定している。具体的には、目視での調査又は誘引餌や粘着トラップを用いた調査等により写真やサンプルを取得すること等を想定し、必要に応じて物品又はコンテナの開封を事業者に求めて中身を確認することや、発見者に写真やサンプルの取得及び提供を求めることも含まれる。

- 4 「要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているとき」（第2項）

法 [第24条の2](#) の解説5を参照。なお、第1項の「蓋然性が高いと認めるとき」は、解説1のとおり、何らかの生物が確認されているときに限らず、周辺状況等も踏まえて要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等している可能性が高いと判断したときを想定しているのに対し、第2項の「疑いがある生物が存在し、又は付着等しているとき」は、要緊急対処特定外来生物の可能性があり同定が必要な生物が実際に存在し、又は付着等しているときを想定している。

5 「移動を制限し、又は禁止することを命ずる」（第2項）

→法 [第24条の2](#) の解説6を参照

6 「これに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」（第3項）

→法 [第24条の2](#) の解説7を参照

7 「当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄し」（第3項）

→法 [第24条の2](#) の解説8を参照

8 「当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずる」（第3項）

要緊急対処特定外来生物の存在・付着・混入が確認された物品等、土地若しくは施設について、基本的に消毒を命じ、十分に取り除かれた上で移動させる。付着対象の深部まで要緊急対処特定外来生物が侵入している場合など、消毒をしても十分に取り除くことができないと特定外来生物被害防止取締官が認める場合には、廃棄を命ずる。

物品等の消毒又は廃棄の命令の相手方については、命令の実効性を担保するため、原則として当該物品等を管理する者のみでなく、処分権限を有する所有者（荷主）に対しても命令することとする。

また、物品等に付着・混入した要緊急特定外来生物が当該物品等、土地又は施設（物品等の所在する土地又は施設に限らない。）に拡散して存在・付着・混入している場合には、当該生物を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は施設の所有者又は管理者に対し、消毒を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により要緊急対処特定外来生物が十分に取り除かれる場合、自主的に廃棄される場合等には、法に基づく消毒又は廃棄の命令の対象とはならない。

また、この命令により物品等、土地若しくは施設を消毒し、又は当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、施行規則第2条第17号に基づき法第4条の飼養等の禁止の適用除外となる（法 [第4条第2号](#) 参照）。

本規定による命令の手続及び基準については、法 [第24条の3](#) の解説1を参照されたい。

9 第4項について

次の内容を示しているものである。

- ・第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと

解釈してはならないこと

- ・第2項の規定による移動の制限・禁止の命令及び第3項の規定による消毒・廃棄の命令の手續及び基準は、主務省令で定めること（法第24条の3参照）

- ・第2項の規定による移動の制限・禁止の命令及び第3項の規定による消毒・廃棄の命令については、審査請求をすることができないこと（法第24条の4参照）

- ・第3項の規定による消毒・廃棄の命令の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（法第24条の3参照）

第24条の6 報告徴収

（報告徴収）

第24条の6 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要があると認めるときは、当該要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれのある物品等、土地又は施設を所有する者若しくは管理する者又は当該物品等の経由地において当該物品等を扱った事業者に対し、当該物品等、土地又は施設に存在し、付着し、又は混入している要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

（令4法42・追加）

【趣旨】

要緊急対処特定外来生物は様々な経由地等での拡散可能性があり、また、輸出元での対策が重要であるため、関係事業者等から、当該生物の物品等への混入状況、輸出場所や輸出場所から到着地までの運搬に係る経由地等の情報などを取得することが、当該生物の早期発見、関連する場所への拡散状況の把握や導入・拡散の原因究明のために重要である。そのため、事業者等に対する報告徴収について規定したものである。

【解説】

1 「要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要があると認めるとき」

物品等、土地又は施設に要緊急対処特定外来生物が存在・付着・混入している蓋然性が高いとは言えない段階において、関係事業者に対して当該場所等におけるアリの存在の状況を報告させる必要がある場合や、物品頭に要緊急対処特定外来生物の付着・混入が確定した段階において

、当該物品頭の経由地頭の情報を報告させる必要がある場合等が想定される。ある事業者敷地においてヒアリのようなアリが目視で確認されたが、当該敷地関係者がこのアリについての任意の写真提供やサンプル提出に応じないような場合も含まれる。

2 「当該要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれのある」

「要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため」という本条の目的を踏まえると、要緊急対処特定外来生物の存在・付着・混入が確定した状況も当然ながら本条の対象となる。

3 「当該物品等の経由地において当該物品等を扱った事業者」

当該物品等を直接取り扱った事業者に限らず、例えば当該物品等の所有者からの委託を受けて当該物品等の通関に係る手続を行った者等、当該物品の流通等への関与により当該物品を間接的に取り扱った者も含まれる。

第 24 条の 7 対処指針

(対処指針)

第 24 条の 7 主務大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる者(以下この条において「対象事業者」という。)が要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送又は保管(第 5 項において「物品の輸入等」という。)に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針(以下この条において「対処指針」という。)を定めるものとする。

- 一 当該物品が輸入された港又は飛行場を所有し、又は管理する事業者
- 二 当該物品等を所有し、又は管理する事業者
- 三 当該物品等の経由地又は到達地である土地又は施設を所有し、又は管理する事業者

2 対処指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 要緊急対処特定外来生物の迅速な発見及び発見した場合の拡散の防止のための取組に関する事項(次号に掲げるものを除く。)
- 二 要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者(当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。)がとるべき措置に関する事項
- 三 その他要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する事項

3 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、前項第 2 号に係る部分については経済産

業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認めるときは、対処指針に定める事項について、対象事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。
- 6 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項を実施していないと認めるときは、当該対象事業者に対し、対処指針に定める事項を実施するよう勧告をすることができる。
- 7 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該対象事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(令 4 法 42・追加)

【趣旨】

要緊急対処特定外来生物はあらゆるルートで非意図的に導入されることが想定され得ること、また、発見が遅れるほど被害が拡大する可能性が高くなることから、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の拡大防止のためには、要緊急対処特定外来生物の海外から我が国への導入（国内での運搬・保管の過程を含む。）に関係し、当該生物を発見し得る事業者に対して幅広くかつ網羅的にこれらの早期発見・対処のための措置を求める必要があり、任意の協力に留まらず、一定の法的な根拠をもって行うことが必要不可欠である。本条は、要緊急対処特定外来生物が付着等をするおそれがある物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、対象事業者が執るべき措置に関する事項を整理した対処指針を主務大臣及び国土交通大臣が定めること等について規定したものである。

なお、対処指針を定めるに当たっては、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮するものとされている。

本条に基づき策定された対処指針については、[ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針](#)（令和 5 年国土交通省・環境省告示第 1 号）を参照されたい。

【解説】

- 1 「要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品」（第 1 項）

要緊急対処特定外来生物が定着している国から輸入された物品や、当該物品との接触等により要緊急対処特定外来生物の付着・混入のおそれがある物品を想定する。この点、当該国から輸入された物品を扱わない

小規模な港等で事業を行う事業者、輸入貨物と接触することなく国内物品のみを扱う事業者、自ら生産梱包した物品を輸送する事業者等は指針の対象外となる。

2 「当該物品等を所有し、又は管理する事業者」（第1項）

当該物品等について、処分権限を有する事業者（荷主等）、荷下ろし・保管・仕分け・輸送・受取りを行う事業者、コンテナ等をリース又は所有する事業者、全体の流通を管理する事業者等が想定される。委託を受けて輸送、保管等を行う事業者も含まれる。

3 「経由地又は到達地」（第1項）

「経由地」には、当該物品等の輸送に係る物流業者の倉庫等の物流拠点等を含み、道路などの単なる通過点は含まない。「到着地」は当該物品等の荷送先を指す。

4 「当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。」（第2項）

第2項第2号に係る部分については第3項に基づく協議の対象となるところ、当該協議については、解説5に記載のとおり、輸入貨物の所有者になり得る事業者の事業所管省庁への協議を想定している。この点、輸送、保管の委託を受ける事業者は貨物の所有者とはならないと考えられ、貨物の開封や処分に権限を有さないため、第2号の対象から除外するものである。ただし、解説2に記載のとおり、対処指針の対象事業者としては、委託を受けて輸送、保管を行う事業者も含まれる。

一方、「輸入」の委託を受ける者については、個人や個別事業者から委託を受けた者（卸売小売事業者、通販業者等）が主体となって商品の輸入の契約をする場合が考えられ、これらの者が貨物の開封や処分に権限を有する場合があるため、除外としていない。

5 「経済産業大臣その他関係行政機関の長」（第3項）

輸入貨物の所有者（荷送先）になり得る事業者の事業所管省庁全ての長が対象となるが、中でも多くの業界を所管する経済産業大臣を明記しているものである。

6 「要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」（第5項）

現に要緊急対処特定外来生物が発見され、その経由地等における対処指針の遵守状況を迅速に確認する必要があるときや、要緊急対処特定外来生物の存在の可能性がある場所で拡散を助長する行為又は不作為のおそれがあり、これにより被害を生じる蓋然性が認められるとき等が想定される。具体的には、要緊急対処特定外来生物が付着・混入した物品等について、逸出防止措置をとらずに長期間放置した場合等が想定され

る。

7 「正当な理由」（第7項）

例えば、当該事業者が災害による被害を受け、その対応により勧告にかかる措置をとるいとまがなかった場合等が想定される。

第5章 雑則

第25条 輸入のための証明書の添付等

(輸入のための証明書の添付等)

第25条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物（生きているものに限る。）は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

2 前項の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

【趣旨】

本法では、特定外来生物の輸入については、その飼養等に係る許可を受けた者のみに限って認めるとともに、未判定外来生物については、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けた後でなければ輸入してはならないこととしている。

このため、海外から生物が輸入された場合、税関においてそれらの生物が本法の規制対象であるかどうかを判断し、違法な国内持込みを防止する必要がある。一方、我が国に輸入される生物は非常に多種多様な用途で大量に輸入されており、こうした生物を逐次同定し、規制対象かどうかを判断するには、多大な時間を要することが考えられる。

上記を踏まえ、迅速な通関を行うため、当該特定外来生物及び未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物以外の生物を輸入する場合については、当該生物の種類を証する証明書（以下、「種類名証明書」という。）を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととしたものである。

また、本法に係る生物の判別事務には高い専門性を要することから、迅速かつ効果的な対応を図るため、感染症法等他法令との兼ね合いも鑑み、輸入が可能な飛行場及び港湾を限ることとした。

【解説】

1 「主務省令で定めるもの」（第1項）

具体的には、施行規則第30条で定めている。

▶参考 Web ページ [特定外来生物等一覧](#) | [日本の外来種対策](#) | [外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

種類名証明書の添付を要しない生物の選定に関する考え方については[特定外来生物被害防止基本方針](#)第7の2に記載されており、選定は特定外来生物、未判定外来生物の選定と同時に、かつ、相互調整しつつ行うものとしている。

なお、特定外来生物と同様、規制対象として指定された種名以外に別名（学名・和名）を持つものや、規制対象として指定された後に、分類学上の発展・整理に伴い、別属や別種、亜種等として位置付けられるものについては、別名や新しい種名の生物であっても規制対象となる。

▶参考 Web ページ [規制対象生物を別名又は新しい種名で輸入・飼養等しようとする方へ | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

[参考：施行規則第 30 条]

（種類名証明書の添付が不要な生物）

第 30 条 法第 25 条第 1 項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるものの以外の生物とする。

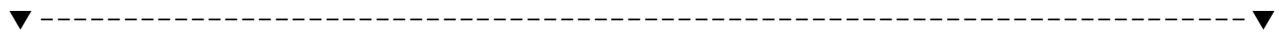
- 一 別表第 3 に掲げる種に属する生物の個体及びその器官
- 二 別表第 4 の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物
- 三 無尾目に属する種（別表第 3 の第 1 の 4 に掲げる種を除く。）の幼生

2 「当該生物の種類」（第 1 項）

種類名証明書は、種名が学名（ラテン語のアルファベット）で記載されていることを原則とする。

3 「その他の主務省令で定める証明書」（第 1 項）

輸入者の負担が過度に増加しないよう、他の法令又は各種条約に基づき発行される既存の証明書類又は政府機関と同等の知見と公平さを有する組織が発行する証明書類を本法で認める証明書として活用できるものとしており、具体的には施行規則第 31 条で定めている。



施行規則

（証明書）

第 31 条 法第 25 条第 1 項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

- 一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣保護管理法又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの
- 二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書（日本語又は英語に限る。）であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの
- 三 政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの
- 四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

もの

【施行規則の解説】

① 第 1 号について

具体的には次に掲げるものが該当する。なお、現在のところ、鳥獣保護管理法に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるものに該当する書類はない。

- ・ [植物防疫法](#)に基づき輸出国政府機関が発行した検査証明書
- ・ [狂犬病予防法](#)に基づき輸出国政府機関が発行した証明書
- ・ [家畜伝染予防法](#)第 44 条第 2 項に基づく輸入検疫証明書
- ・ [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律](#)に基づき輸出国政府機関が発行した証明書
- ・ [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令](#)（平成 11 年厚生省・農林水産省令第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する輸入許可証明書
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき輸出国の管理当局等が発行した輸出許可書又は再輸出証明書及び経済産業省が[輸入貿易管理令](#)（昭和 24 年政令第 414 号）第 4 条に基づき発行した輸入承認証又は事前確認書

② 「数量」（第 1 号～第 4 号）

当該数量を超過して輸入することはできない。

当該数量は単位と共に記載される必要があり、「箱」など生物の数量を示さない単位は原則として認められない（ただし、セイヨウオオマルハナバチや植物の種子、魚類など、個体数単位で輸入されないものを除く。）が、単位がなくとも明らかに個体数と判断できる数字が記載されている場合は、数量とみなすことができる。また、「Pairs（つがい）」、「Males（オス）・Females（メス）」「Heads」などの単位についても数量と判断できる。

③ 「外国の政府機関」（第 2 号）

外国の政府機関が発行する証明書であっても、生物の種類名を証明するものとして適切なもの以外は、有効な種類名証明書とは見なされない。例えば、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 51 条に規定する特惠関税制度のために輸出国政府機関が発行した原産地証明書（証明書の右上の欄に F O R M A と記載）は、特惠関税の適用の可否を証明するもので、種類名を証明する趣旨のものではないため、生物の種類名を証明するものとしては不適切と解される。種類名証明書の発行機関として適切か否かの判断は個別に行われるものであるが、既に種類名証明書として見なして良いと判断されたものについては次の資料の別添表 1 で公表している。

https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/shiyou/files/hakkoukikan_list.pdf

④ 「主務大臣が指定する外国の地方公共団体」（第 2 号）、「主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関」（第 3 号）

[外国の証明書発行機関を定める件](#)（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 7 号）で指定している。

⑤ 「日本語又は英語に限る」

原則として様式及び記載事項の全てが日本語又は英語で記載されていなければなら

ないが、発行機関若しくは在日大使館等の外国の政府機関等が行った日本語訳若しくは英訳を、当該機関の押印又はサイン等を付して添付すること、又は輸入者が行った日本語訳若しくは英訳について証明書の発行機関が確認して押印したものを添付することにより、日本語又は英語で記載されたものとみなすことも可能である。

⑥「主務大臣が定める基準」、「主務大臣が登録した機関」（第４号）

輸出国に種類名証明書を発行できる機関が存在しない場合も想定されることから、国内において専門的知見に基づき適切に証明を行うことができる機関により発行された証明書についても対象とするものである。証明書を発行する事務を行おうとする機関の申請に基づき、当該機関が主務大臣の定める基準を満たしていると判断される場合には、当該機関の登録を行い、種類名証明書の発行事務を行うことができることとしている。

この基準及び登録の手続等については、[証明書発行機関の登録の基準等を定める件](#)（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 6 号）において定められている。

なお、この国内発行機関による種類名証明書の発行は、輸入申告に先立ち、輸入者からの求めに応じて国内の発行機関が所要の同定を経て証明書を発行するものであり、輸入申告後の事後的な発行を対象とするものではない。

申請に基づく審査の上、主務大臣が定める基準を満たしていると認められる場合には、国内証明書発行機関として登録がなされ、次の Web ページ内で公表される。

https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/shiyou/files/hakkoukikan_list.pdf

現在のところ登録されている機関は次のとおりである。

登録年月日	登録番号	登録されている機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地	電話番号	登録されている分類郡の範囲
平成 17 年 6 月 9 日	1 番	一般財団法人自然環境研究センター 理事長 三浦 慎 悟 東京都墨田区江東橋 3 - 3 - 7	03-6659-6310	全分類群

4 「添付」（第 1 項）

種類名証明書の添付に当たっては、税関の輸入申告時に、種類名証明書の原本（又は発行機関により原本と相違ない旨の確認を受けた写し）を提出する必要がある。

5 「主務省令で定める港及び飛行場」（第 2 項）

施行規則第 32 条で定めている。これらの輸入指定港における輸入通関手続については、法[第 7 条](#)の解説 3 も参照されたい。

[参考：施行規則第32条]

(輸入場所の指定)

第32条 法第25条第2項の港及び飛行場は、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港及び鹿児島空港とする。

第26条 取締りに従事する職員

(取締りに従事する職員)

第26条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第9条の3第1項、第10条第1項若しくは第2項、第24条の2第1項から第3項まで、第24条の5第1項から第3項まで又は第24条の6に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に関し必要な事項は、政令で定める。

(平25法38・令4法42・一部改正)

【趣旨】

本法は特定外来生物の取扱いを対象にした法律であり、特定外来生物が時間と共にその分布を拡大していく能力を有していることを考慮すれば、本法に基づく措置を現場において緊急に講じなければ、被害の拡大を招くおそれがある。このため、機動的かつ機敏な対応が可能になるよう職員の中から特定外来生物被害防止取締官を指名し、その者に主務大臣の権限の一部を代行させることで、必要な措置を取締官の責任において即座に行うことができるようにしたものである。

【解説】

1 「政令で定める要件」（第1項）

施行令第5条で定めている。

施行令

(特定外来生物被害防止取締官の資格)

第5条 法第26条第1項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 通算して3年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事した者であること。

二 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して 1 年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものであること。

【施行令の解説】

①「生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務」

例えば、

- ・野生鳥獣による在来植物や農林産物の食害対策
- ・希少野生動植物を食害する外来種の管理・駆除
- ・自然公園等の保護地域の生態系に支障を及ぼす生物の管理・駆除
- ・人間に危害を及ぼすおそれのある危険動物の管理
- ・農作物や水産資源に食害を及ぼす生物の対策

などに関する行政事務を指し、鳥獣保護管理法、種の保存法、自然公園法、動物愛護管理法、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）等の法に基づいて行われる各種行政事務をいう。

②「その他生物による生態系等に係る被害の防止に関して必要な課程」

生態学、植物学、動物学等、生物による生態系等に係る被害の対策を実施するための具体的な知見・技術や、生物による生態系等に係る被害を予防する観点からの、生物の影響評価、適正な（逸出させない）飼養等の方法に関する知見・技術を学ぶことのできる課程が想定される。

③「これと同等以上の学力を有すると認められる者」

必要な課程を修了していない場合であっても、業務経歴、論文投稿状況などを考慮してこれと同等以上の学力を有すると主務大臣が判断した者をいう。

▲-----▲

2 「証明書」（第 2 項）

証明書の様式については、施行規則第 33 条で定めている。

[参考：施行規則第 33 条]

（法第 26 条第 2 項の証明書の様式）

第 33 条 法第 26 条第 2 項の証明書の様式は、[様式第 3](#)のとおりとする。

第 27 条 科学的知見の充実のための措置

(科学的知見の充実のための措置)

第 27 条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(令 4 法 42・一部改正)

【趣旨】

外来生物の対策を的確かつ効果的に推進するためには、外来生物の特性及びそれらによる生態系等に係る被害に関する科学的知見の充実が重要であることから、国が必要な措置を講ずることを規定したものである。

【解説】

1 「外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見」

具体的には、外来生物の分布情報、生態的特性、判別、防除手法、外来生物による被害に関する知見等が想定される。

第 27 条の 2 国際協力の推進

(国際協力の推進)

第 27 条の 2 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(令 4 法 42・追加)

【趣旨】

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためには、国内での対策のみならず、当該特定外来生物が生息・生育している国・地域において、我が国に入らないような措置を講ずることも、極めて有効な方法の一つである。

また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に導入されるものだけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

このような観点から、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関して、他国との連携協力が不可欠であるため、国が各国との国際協力の推進を率先して進めるよう努めることを規定したものである。

第 28 条 国民の知識と理解の増進

(国民の知識と理解の増進)

第 28 条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、外来生物に関し、国民の知識と理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努めるものとする。

(令 4 法 42・一部改正)

【趣旨】

外来生物による被害に対しては、様々な関係者が協力して防除等を行うことが重要であるが、関係者の協力を得て防除等を適切に進めるためには、外来生物による被害の状況や防除の必要性等について国民の知識と理解を深めることが必要である。また、特定外来生物のみならず、未判定外来生物も含めた外来生物全般について、どのような生物が規制対象なのか、規制の内容は何なのか、どのような取扱いが適切なのかといった防除以外の点についても、国民に幅広く知識を身につけてもらうとともに、その理解を深めてもらうような教育活動、広報活動等を強化して行う必要がある。このため、国が国民の知識と理解の増進を図るための措置を講ずることを規定したものである。

また、地域における自然環境や外来生物の生息・生育等の状況、地域の実情に応じた各種教育や普及啓発に取り組むことが効果的であることから、地方公共団体が、国が実施する施策と相まった国民の知識と理解の増進に取り組むよう努めることを規定している。特に、教育の現場においても上記のような知識と理解を深めるためには、より国民に近い行政機関であり、かつ自らも学校を所管している地方公共団体における普及啓発の取組は重要である。

【解説】

1 「教育活動」

学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供等を行うとともに、動植物園、水族館、博物館などの各種教育・研究機関との連携を推進すること等が想定される。

2 「外来生物に関し、国民の知識と理解を深めるよう」

特に、地域固有の生態系を保全する重要性、外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止や外来生物の防除等の対策の必要性、規制や防除の対象となる特定外来生物や外来生物の適切な取扱い、法律の仕組み

や具体的に取るべき措置等に関する知識と理解を深めることが想定される。

第 28 条の 2 関係行政機関等の協力

(関係行政機関等の協力)

第 28 条の 2 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(令 4 法 42・追加)

【趣旨】

特定外来生物は国外から国内に物資が輸送されるあらゆる港湾、空港を経由して国内に導入される可能性があるほか、国内のあらゆる場所でその被害を生じる可能性があるため、これらによる被害を防止するためには、特定外来生物対策に関係する関係行政機関や地方公共団体からの情報提供が不可欠となる。そこで、主務大臣が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し協力を求めることができることとしたものである。

第 29 条 主務大臣等

(主務大臣等)

第 29 条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

【趣旨・解説】

本法における主務大臣について規定したものである。特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣は、施行規則第 34 条で定めている。

▼ ----- ▼

施行規則

(特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣)

第 34 条 法第 2 条第 1 項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、*Myocastor coypus* (ヌートリア)、*Procyon cancrivorus* (カニクイアライグマ)、*Procyon lotor* (アライグマ)、*Herpestes auropunctatus* (フィリマングース)、*Herpestes jav*

anicus（ジャワマンゲース）、*Mungos mungo*（シママンゲース）、*Muntiacus reevesi*（キョン）、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）、*Micropterus salmoides*（オオクチバス）及び *Anoplophora glabripennis*（ツヤハダゴマダラカミキリ）については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

2 法第 21 条の未判定外来生物に係る主務大臣は、環境大臣及び農林水産大臣とする。

【施行規則の解説】

特定外来生物の主務大臣は、農林水産業に係る被害が認められるものに関して、[特定外来生物等専門家会合](#)における被害状況の判定及び行政機関同士の調整を経て決定する。

一方、未判定外来生物については、被害の態様が必ずしも明らかでないことから、環境大臣及び農林水産大臣を主務大臣とすることとしている。

▲-----▲

第 29 条の 2 権限の委任

（権限の委任）

第 29 条の 2 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（平 17 法 33・追加）

【趣旨・解説】

地方支分局への権限委任について規定したものである。本条に基づき、施行規則第 36 条において、飼養等の許可、防除の確認・認定等の事務を地方環境事務所長（農林水産大臣の権限については地方農政局長）権限としている。一方、立入検査、措置命令等の実施については、重大違反事案の発生などを考慮し、本省において処理することを妨げない旨の規定を置いている。

施行規則第 36 条により地方支分局へ権限委任されている条項は次のとおり。ただし、農林水産大臣の権限（法 [第 29 条](#) 参照）のうち、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ツヤハダゴマダラカミキリに係るものは地方農政局長への権限委任は行われていない。また、「*」が付いているものは、主務大臣が自ら行うことも可能である。

- ・ 法第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項（飼養等の許可、許可申請の受理、許可への条件の付与）
- ・ 法第 9 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項（放出等の許可、許可申請の受理、許可証の交付、許可への条件の付与）
- ・ 法第 9 条の 3（違反者に対する措置命令、違反者の許可の取消し）*

- ・ 法第 10 条第 1 項及び第 2 項（許可取得者に対する報告徴収、飼養等に係る施設又は放出等に係る区域への立入り等）＊
- ・ 法第 11 条第 1 項（主務大臣による防除（令和 4 年法改正前の規定による防除を含む。））＊
- ・ 法第 13 条第 1 項から第 3 項まで（土地への立入り等、立入り等に係る通知）＊
- ・ 法第 17 条の 2 第 2 項及び第 4 項（都道府県による防除に係る通知の受理）
- ・ 法第 17 条の 4 第 1 項から第 3 項まで（防除の確認、確認に係る通知、意見の受理、公示。令和 4 年法改正前の規定による確認を受けた防除に係るものを含む。）
- ・ 法第 17 条の 6（確認を受けた防除の中止の通知の受理、確認の取消し。令和 4 年法改正前の規定による確認を受けた防除に係るものを含む。）
- ・ 法第 18 条第 1 項から第 3 項まで（防除の認定、認定に係る通知、意見の受理、公示。令和 4 年法改正前の規定による認定を受けた防除に係るものを含む。）
- ・ 法第 19 条（防除の認定取得者に対する報告徴収。令和 4 年法改正前の規定による認定を受けた防除に係るものを含む。）＊
- ・ 法第 20 条（認定を受けた防除の中止の通知の受理、中止の通知に係る認定の取消し、防除認定取得者に対する措置命令、基準違反等による認定の取消し＊。令和 4 年法改正前の規定による認定を受けた防除に係るものを含む。）
- ・ 法第 24 条の 2 第 1 項から第 3 項まで（輸入品等の検査、移動の制限又は禁止の命令、消毒又は廃棄の命令）＊
- ・ 法第 24 条の 5 第 1 項から第 3 項まで（物品等の検査、移動の制限又は禁止の命令、消毒又は廃棄の命令）＊
- ・ 法第 24 条の 6（要緊急対処特定外来生物に係る報告徴収）＊
- ・ 法第 24 条の 7 第 5 項から第 7 項まで（対処指針に係る報告徴収並びに指導及び助言、勧告、措置命令）＊
- ・ 法第 26 条第 1 項（特定外来生物被害防止取締官の任命）＊
- ・ 法第 28 条の 2（関係行政機関等への協力要請）＊
- ・ 施行規則第 2 条第 24 号及び第 25 号（条件付特定外来生物を頒布しようとする者による届出の受理、生物の餌としてアメリカザリガニを譲り受けようとする者による届出の受理）
- ・ 施行規則第 4 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項から第 10 項まで（飼養等の許可証の交付、再交付申請の受理、変更の届出の受理、亡失の届出の受理、写しの交付申請の受理及び写しの交付、返納された許可証の受理）
- ・ 施行規則第 7 条第 2 号（飼養等の数量変更の届出の受理）
- ・ 施行規則第 8 条第 2 号（識別措置内容の届出の受理）
- ・ 施行規則第 10 条（飼養等の許可の失効の届出の受理）
- ・ 施行規則第 11 条の 2 第 3 項及び第 5 項から第 7 項まで（放出等の許可証の再交付申請の受理、変更の届出の受理、亡失の届出の受理、返納された許可証の受理）
- ・ 施行規則第 11 条の 5（放出等の許可の失効の届出の受理）
- ・ 施行規則第 23 条第 1 項及び第 2 項（防除の確認申請の受理、緊急防除と認めること＊）
- ・ 施行規則第 23 条の 2（防除の確認・認定に係る意見聴取の期間の短縮）
- ・ 施行規則第 24 条第 1 項及び第 3 項（防除の確認証の交付、変更届出の受理）

- ・ 施行規則第 25 条（防除の認定申請の受理）
- ・ 施行規則第 26 条第 1 項及び第 3 項（防除の認定証の交付、変更届出の受理）
- ・ 施行規則第 29 条の 2（移動の制限又は禁止の命令書の交付）*
- ・ 施行規則第 29 条の 3 第 1 項（消毒又は廃棄の証明書の交付）*
- ・ 施行規則第 29 条の 4（消毒又は廃棄の命令書の交付）*

第 30 条 経過措置

（経過措置）

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

【趣旨】

本条は、法の規定に基づき命令（施行令・施行規則等）の制定・改廃を行う場合に、所要の経過措置を定めることができる旨を規定したものである。本条に基づき、例えば、特定外来生物の指定に係る施行令の改正において、施行前に法 [第 5 条](#) 第 1 項に基づく飼養等の許可の申請を行うことができる等の措置が定められている。

第 31 条 主務省令への委任

（主務省令への委任）

第 31 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

【趣旨】

本条は、法律上「主務省令で定めるところにより」等と明記されていない場合であっても、法律の実施のための手続等について必要な事項を主務省令で定めることができる旨を規定したものである。

例えば、本条に基づき、施行規則第 35 条において申請書等の提出の簡素化の手続が定められている。

〔参考：施行規則第 35 条〕

（申請書等の提出）

第 35 条 法の規定に基づき申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大

臣である生物に関する事項にあっては、環境大臣に提出することができる。

- 2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。
- 3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

第6章 罰則

第 32 条から第 36 条まで

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 [第 4 条](#)の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をしたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により [第 5 条](#)第 1 項又は[第 9 条の 2](#)第 1 項の許可を受けたとき。
- 三 [第 7 条](#)又は[第 9 条](#)の規定に違反したとき。
- 四 [第 8 条](#)の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をしたとき。
- 五 [第 9 条の 3](#)第 1 項、[第 24 条の 2](#)第 3 項又は[第 24 条の 5](#)第 3 項の規定による命令に違反したとき。

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 [第 4 条](#)又は[第 8 条](#)の規定に違反したとき（前条第 1 号又は第 4 号に該当するときを除く。）。
- 二 [第 5 条](#)第 4 項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をしたとき。
- 三 [第 9 条の 2](#)第 6 項において準用する[第 5 条](#)第 4 項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の放出等をしたとき。
- 四 [第 20 条](#)第 3 項、[第 24 条の 2](#)第 2 項又は[第 24 条の 5](#)第 2 項の規定による命令に違反したとき。
- 五 [第 23 条](#)の規定に違反したとき。

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

第 33 条の 2 [第 24 条の 7](#)第 7 項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、100 万円以下の罰金に処する。

(令 4 法 42・追加)

第 34 条 [第 25 条](#)第 1 項又は第 2 項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

(令 4 法 42・一部改正)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 [第 10 条](#)第 1 項、[第 24 条の 6](#)又は[第 24 条の 7](#)第 5 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 [第 10 条](#)第 2 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
三 [第 24 条の 2](#) 第 1 項又は [第 24 条の 5](#) 第 1 項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、[第 32 条](#)から[前条](#)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 [第 32 条](#) 一億円以下の罰金刑
- 二 [第 33 条](#) 五千万円以下の罰金刑
- 三 前 3 条 各本条の罰金刑

(平 25 法 38・令 4 法 42・一部改正)

【趣旨】

一般的に、行政上の目的を実現するために、行政法規において、国民に対して種々の命令や禁止をなし、これに従うべき義務を課する場合、その義務の履行を担保して行政法規の実効性を確保するために、その義務違反に対して一定の制裁を科し得るよう罰則が規定されている。本法では、[第 32 条](#)から[第 36 条](#)において罰則を規定している。

こうした行政法上の義務違反に対して科せられる制裁は、通常、行政罰といわれる。本法では、行政罰のうち行政刑罰が規定されているところ、法律の定める手続によって科す必要があり（[日本国憲法](#)[第 31 条](#)）、刑事罰と同様、[刑事訴訟法](#)（昭和 23 年法律第 131 号）の定める手続によって科される。

本法における罰則については、[刑法](#)（明治 40 年法律第 45 号）[第 8 条](#)に基づき、特別の規定のある場合を除き[刑法](#)総則が適用される。本法においてこの「特別の規定」としては、[第 36 条](#)の両罰規定がある。また、[刑法](#)総則のうち[第 38 条](#)[第 1 項](#)において「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」と規定されているため、過失により本法の規定を違反した者に対し罰則の適用はなされないこととなる。

なお、本法の罰則の対象となる違反行為については、[刑事訴訟法](#)[第 250 条](#)[第 2 項](#)[第 6 号](#)に基づき、時効は 3 年となる。

罰則の整理表

罰則の条項	罰則の対象となる行為の条項	罰則の対象となる行為の内容	法定刑
第 32 条	第 4 条	特定外来生物の販売・頒布目的の無許可飼養等	3 年以下の懲役 若しくは
	第 5 条 第 1 項	不正の手段による飼養等許可	
	第 7 条	特定外来生物の輸入規制違反	

	第 8 条	特定外来生物の販売・頒布目的の譲渡し等規制違反	300 万円以下の罰金 又はこれを併科
	第 9 条	特定外来生物の無許可放出等	
	第 9 条の 2 第 1 項	不正の手段による放出等許可	
	第 9 条の 3 第 1 項	措置命令違反	
	第 24 条の 2 第 3 項	輸入時の消毒・廃棄命令への違反	
	第 24 条の 5 第 3 項	緊急対処特定外来生物の防除に係る消毒命令・廃棄命令への違反	
第 33 条	第 4 条	特定外来生物の販売・頒布以外の目的の無許可飼養等	1 年以下の懲役 若しくは 100 万円以下の罰金 又はこれを併科
	第 5 条 第 4 項	飼養等許可に係る条件違反	
	第 8 条	特定外来生物の販売・頒布以外の目的の譲渡し等規制違反	
	第 9 条の 2 第 6 項	放出等許可に係る条件違反	
	第 20 条 第 3 項	認定を受けた防除に係る放出等への措置命令違反	
	第 23 条	未判定外来生物の輸入規制違反	
	第 24 条の 2 第 2 項	要緊急対処特定外来生物に係る輸入品等の移動制限・禁止命令違反	
	第 24 条の 5 第 2 項	要緊急対処特定外来生物の防除に係る移動制限・禁止命令違反	
第 33 条の 2	第 24 条の 7 第 7 項	対処指針に係る措置命令違反	100 万円以下の罰金
第 34 条	第 25 条 第 1 項	輸入のための証明書の添付義務違反	50 万円以下の罰金
	第 25 条 第 2 項	証明書の添付を要する生物の指定された場所以外での輸入	
第 35 条	第 10 条 第 1 項	飼養等許可又は放出等許可を受けた者への報告徴収の拒否等	30 万円以下の罰金
	第 10 条 第 2 項	立入検査の拒否等	
	第 24 条の 2 第 1 項	輸入品等の検査・集取の拒否等	
	第 24 条の 5 第 1 項	要緊急対処特定外来生物に係る検査・集取の拒否等	
	第 24 条の 6	要緊急対処特定外来生物に係る報告徴収の拒否等	
	第 24 条の 7 第 5 項	対処指針に係る報告徴収の拒否等	
第 36 条	第 32 条	法人による違反行為（両罰規定）	1 億円以下の罰金
	第 33 条		5000 万円以下の罰金
	第 33 条の 2		各本条の罰金刑
	第 34 条又は第 35 条		

【解説】

1 「販売又は頒布」（第 32 条）

特定外来生物の販売又は頒布をする場合、違反者により特定外来生物が広く拡散するおそれがあることに加え、個人的に飼養等をする場合に

比べ当該特定外来生物が逸出する危険性が非常に高い。そこで、飼養等違反及び譲渡し等違反のうち、販売又は頒布に係るものを特に重く処罰するため、このように規定したものである。

「販売」とは、対価を得て他人にある財産権を移転することをいう。インターネットオークション、店頭販売等の販売手段に関わらず、金銭又は金銭的価値に換算できるような対価を得て特定外来生物を譲渡し又は引渡しする場合は販売に当たる。例えば、特定外来生物を販売する際、の金額と同等の商品等と引き換えに特定外来生物を譲渡するといった金銭のやり取りがない場合や、特定外来生物自体に価格をつけないものの特定外来生物を付属品として付けて別の商品等を販売し、客観的に見て特定外来生物自体の価値を買い手が重視していると判断される場合等は、販売に該当し得る。一方、譲受け・引受け側に金銭の負担を求める場合であっても、金銭の中身が明らかに特定外来生物の対価でない場合や、送料（着払いの場合や、送料と明記されておりその額が社会通念上相当と認められる送料の額の範囲内である場合に限る。）のように譲渡し・引渡し側が対価を得るものでない場合は、対価を得て財産権を移転することに当たらず、販売に当たらない。

「頒布」とは、有償、無償を問わず、不特定多数又は特定多数の者に広く配ることをいう。

なお、法第32条第1号の対象は、「販売又は頒布をする目的での飼養等」であって、「販売又は頒布をする目的」であるかどうかは、当事者の主観だけでなく、飼養等の具体的態様によって判断されることとなる。

2 「第7条又は第9条の規定に違反したとき」（第32条）

特定外来生物はそもそも輸入されなければ国内への意図的な導入は生じず、生態系等に係る被害をもたらすこともないこと、また、放出等は特定外来生物による生態系等に係る被害を直接もたらすものであることから、輸入の禁止（[第7条](#)）及び放出等の禁止（[第9条](#)）の規定に違反した者は特に重く処罰することとしたものである。

3 「虚偽の報告」、「虚偽の陳述」（第35条）

消極的に事実の一部を隠蔽し、他の事実のみを報告することも含まれる。このことは「虚偽の陳述」についても同様である。

4 「代表者」（第36条）

理事、代表取締役その他法人を代表する機関をいう。

5 「使用人その他の従業員」（第36条）

「使用人」とは雇用関係にあるすべての者をいう。

「従業員」とは、事業の経営という集団的生活において、直接又は間接に事業主の統制監督の下にその事業に従事する者をいう。この点、必

ずしも事業主自身が自ら直接にその事業に従事せしめている者であることを要しない。例えば、事業主が自ら雇用した者ではなく、事業主の雇い人が更に自分の補助として使用している者でも従業員であるし、事業主との契約によって雇い人であることを要せずその監督の下にその事業に使用される者も従業員である。

附則

附則第1条 施行期日

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、[次条](#)、[附則第3条](#)及び附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

【趣旨・解説】

本法は平成16年6月2日に公布された後、本条に基づき定められた特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行期日を定める政令（平成16年政令第168号）により、平成17年6月1日に施行された。

なお、本条中「附則第5条」とあるのは法制定時の附則第5条（環境基本法の一部改正）を指しており、令和4年法改正によって改正された現在の附則第5条（特定外来生物の取扱いに関する特例）を指したものではない。

附則第2条 経過措置

（経過措置）

第2条 主務大臣は、この法律の施行前においても、[第3条](#)第1項及び第2項の規定の例により、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針について同項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第1項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において[第3条](#)第1項及び第2項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

【趣旨・解説】

基本方針の決定に関する経過措置を設けたものであり、本条を受けて、平成16年10月15日に「特定外来生物被害防止基本方針」が閣議決定された。

附則第3条 政令への委任

（政令への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

【趣旨・解説】

本条に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成16年政令第321号）において、法[第2条](#)第4項の規定による学識経験者への意見聴取及び法[第5条](#)第1項の規定による飼養等の許可に関して、法の施行前でも行うことができる旨の経過措置が定められた。

附則第4条 検討

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【趣旨・解説】

本法の施行状況についての検討を施行の5年後に行うこととしたものであり、現在までに2回の検討が行われ、所要の措置として法改正が行われている。

▶参考 Web ページ [外来生物法の施行状況の検討（中央環境審議会、あり方検討会等）](#)
| [日本の外来種対策](#) | [外来生物法（env.go.jp）](#)

附則第5条 特定外来生物の取扱いに関する特例

(特定外来生物の取扱いに関する特例)

第5条 第2条第1項の規定に基づく政令の制定又は改正により新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、第4条及び第7条から第9条までの規定を適用することによりかえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、政令で、当該規定ごとにその種類を指定して、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととすることができる。

2 第2条第4項の規定は、前項の規定による政令の制定又は改廃の立案について準用する。

(令4法42・全改)

【趣旨】

法第2条第1項に基づき特定外来生物に指定された場合、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の行為が原則として禁止され、違反時には重い罰則の対象となる。しかしながら、アメリカザリガニやアカミミガメについては、それらがもたらす生態系等に係る被害の程度から特定外来生物の指定に相当する生物である一方で、特定外来生物に指定されているその他の生物と比べても身近な生物であって、広く一般的に飼養等されている。野外においても広範囲に分布し、通常の特定期外生物同様に規制を行った場合、子どもを含む市民が規制の内容を知らずに捕まえて家まで運搬し、飼養すると法第4条（飼養等の禁止）に違反することとなってしまうことに加え、許可手続の手間や違反時の罰則へのおそれから、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがあった。

このため、生態系等への影響を防ぎつつ、こうした飼養等の実態を踏まえて柔軟かつ実効的な規制を行うことを可能とするため、令和4年法改正により特定外来生物の取扱いに係る特性措置が設けられたものである。

本特例措置が適用される特定外来生物については、規制の適用除外のない特定外来生物と同じ内容の規制がかかるといった誤解により、遺棄を招いてしまうおそれ等がある。このような誤解を防ぐため、規制の適用除外があることを国民に明確に伝える必要があることから、通称を「**条件付特定外来生物**」として、規制内容の周知等を行うこととしている。以下、規制の適用除外がかからない特定外来生物については、条件付特定外来生物と区別するために「通常の特定期外生物」という。

なお、条件付特定外来生物について、本法の規定のうち、本条に基づく規制の適用除外とならない規制に関しては、他に規定がある場合（例えば

施行規則第2条第24号及び第25号（法[第4条第2号](#)参照）等）を除き、通常の特特定外来生物と同様の扱いとなる。この点、規制の適用除外とならない行為であっても、通常の特特定外来生物と同様、例えば法[第5条](#)に基づく飼養等の許可等を得ること等により、規制されている行為が可能となる場合もある。

本条の規定に基づき、令和5年6月より、アカミミガメ及びアメリカザリガニ（以下本条の解説において「アカミミガメ等」という。）が、通称「条件付特特定外来生物」として特特定外来生物に指定されている。その規制内容の詳細については、本条の解説のほか、次のWebページも参照されたい。

▶参考 Web ページ [2023年6月1日よりアカミミガメ・アメリカザリガニの規制が始まりました！ | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)

【解説】

1 「新たに特特定外来生物となる外来生物」（第1項）

本条に基づき適用を除外する規定及び付す条件の内容については、特特定外来生物の選定の際に併せて検討を行うものとしており、既指定の特特定外来生物について本条に基づく特例を設けることはできないことを意味する。

2 「我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況」（第1項）

具体的には、他の特特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼養されている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、飼養することが可能である等の状況が想定される。

3 「当分の間」（第1項）

「当分の間」としている趣旨は、本条に基づく特例の対象となる生物であっても生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして特特定外来生物であることに変わりなく、本来であれば法[第2章](#)の各規制を適用すべきものであるため、あくまで状況に応じた暫定的な措置であることを明確とすることにある。

「当分の間」の期間としては、輸入、販売及び購入の規制や防除による野外の個体数の減少等により飼養者数が減少するなど、この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間が想定される。なお、特特定外来生物への指定を行う時点で特例措置の適用期間を確定することが難しい場合には、特特定外来生物の指定後にその生息又は生育の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適用除外を解除する時期の検討を行うこととしている。

4 「政令で、当該規定ごとにその種類を指定して、特特定外来生物による

生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して」（第1項）

施行令附則第2条において、法第4条の飼養等の禁止及び第8条の譲渡し等の禁止の規定について、アカミミガメ及びアメリカザリガニが指定されるとともに、必要な条件が付されている。施行令附則第2条では、第1項で業として行う飼養等について、第2項で一般家庭等における飼養等について、第3項で譲渡し等について、規制の適用除外の条件等を規定している。

一方、法第7条の輸入の禁止及び第9条の放出等の禁止の規定については、政令で定められていないため、アカミミガメ及びアメリカザリガニであっても通常の特定外来生物と同様に適用することとなる。この点、例えばアカミミガメの飼養等の継続が困難となった場合であっても野外への放出をすることはできず、適正に飼養できる者への譲渡し等により対応する必要がある。この際の留意点については「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部改正等について」（令和5年4月28日付自然環境局長通知）の3（4）の「ア．アカミミガメの飼養等の継続が困難となった場合の対応について」も参照されたい。なお、当該局長通知の3（4）のアに譲渡しの相手として記載している「適正に飼養できる者」には、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）に沿って実験動物として飼養をする者も含まれる。また、輸入の禁止の規定及び放出等の禁止の規定の詳細については、法第7条及び法第9条の解説を参照されたい。

施行令

（法附則第五条第一項の規定による特定外来生物の取扱いに関する特例）

第2条 次の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体（法第2条第1項に規定する個体をいう。以下この条において同じ。）について、当該生物の個体の飼養等（法第1条に規定する飼養等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を業として行う者のする飼養等が、当該生物の個体（当該生物の個体を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きていないもの及びその加工品を含む。）の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該生物の種類ごとに主務大臣が定める方法によりなされる飼養等である場合（法第5条第1項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第4条の規定は、適用しない。

項	種名
1	Trachemys scripta（アカミミガメ）
2	Procambarus clarkii（アメリカザリガニ）
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	

2 前項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、同項に規定する者

以外の者のする飼養等が、当該生物の個体の販売又は頒布をする目的以外の目的でなされる飼養等である場合（法第5条第1項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第4条の規定は、適用しない。

3. 第1項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、販売若しくは購入又は頒布に当たらない譲渡し等（法第8条に規定する譲渡し等をいう。）をする場合には、当分の間、同条の規定は、適用しない。

【施行令の解説】

① 第1項について

販売又は頒布を目的とせずにアカミミガメ等の飼養等を業として行う場合は、主務大臣が逸出による生態系等への被害防止を目的として定める飼養等の方法を遵守して飼養等をすれば、飼養等の禁止の適用除外となり、飼養等に係る手続は不要となることを意味する。

アカミミガメ等の飼養等を業として行う者については、一般家庭において飼養する者と比べても、事業として行う分、飼養個体数が多い場合が想定され、仮に飼養個体が逃げ出してしまった時に発生する生態系等への被害が大きいため、主務大臣が定める方法で飼養等をすることを規定したものである。

一方で、販売又は頒布を目的とした飼養等については、飼養等を行う個体数が多いことや、多数の者に対して広範に流通させることによりアカミミガメ等が未分布地も含め広く拡散するおそれがあり、逸出した際に生態系等に対する被害が生じる危険性が高いことから、適用除外の対象に含まれず、通常の特定外来生物と同様に飼養等の禁止の規定が適用される。

② 「次の表の種名の欄に掲げる種に属する生物」（第1項）

アカミミガメ及びアメリカザリガニが掲げられているが、アカミミガメに属するもの（亜種）として、ミシシippアカミミガメ（*Trachemys scripta elegans*）、キバラガメ（*T. s. scripta*）、カンバーランドキミミガメ（*T. s. troostii*）がある。

③ 「業として行う者」（第1項）

「業として行う」とは、ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができる程度のものであることを意味する。この「事業」は営利目的か非営利目的かを問わないものであり、国や地方公共団体も上記の事業を行っている限りにおいて事業者に含まれる。具体的な対象としては、例えば、漁業者、販売業や流通業を営む者、動物園や水族館を営む者、都市公園の管理者、防除事業の実施者、アカミミガメ等を教育や学術研究のために飼養等をする者、アカミミガメ等の引取り事業を行う者、アメリカザリガニの釣り場を管理する業を営む者（釣ったザリガニを持ち帰らせる場合は解説⑥も参照されたい）、寺院で宗教行事に使用するためにアカミミガメを飼養する者、飲食店を営む者などが想定される。

④ 「飼養等」（第1項及び第2項）

生きた個体（卵を含む）の飼養、保管又は運搬を指す。詳細は法第4条の解説1を参照されたい。

本規定における「飼養等」については、指定の際現に行っていた飼養等であるかどうかを問わないため、指定後に野外で捕獲して持ち帰ったり無償で譲り受けたりする

ことにより、販売又は頒布を目的とせずに関新に飼養等をするこも可能である。

⑤「（当該生物の個体を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きていないもの及びその加工品を含む。）」（第1項）

本法において規制の対象となる特定外来生物の個体は、「生きているものに限る」と規定されている（法第2条解説4参照）。このため、本項の規定を単に「特定外来生物の個体の販売又は頒布をする目的」とすると、生きた個体の販売又は頒布をする目的での飼養等が規制対象となる。一方で、特にアメリカザリガニについては、養殖などにより繁殖させた個体を死亡させてから加工する等して販売するという事業形態が想定される。このような事業を行う者は、十分な繁殖技術があり、利益を上げるために需要が増えれば生産量を増やすインセンティブが働き、際限なく個体数を増加させるこも想定され、生体での販売を目的とした飼養等と同等以上の逸出リスクが生じるおそれがある。このため、アカミミガメ等を商業的目的で繁殖させる場合は、生きていないもの及びその加工品の販売又は頒布を目的とした飼養等も規制対象に含めるこもとしたものである。

なお、飼養等の禁止（法第4条）の対象が生きた個体であることは変わらないため、個体が生きている間のみ飼養等の禁止の規制対象となる。譲渡し等の禁止（法第8条）の対象も同様に生きている個体であるため、生きていないもの及びその加工品の販売又は頒布そのものについては同条の規制対象外である。また、生きていないもの及びその加工品を販売又は頒布するために、商業的目的での繁殖を伴わずに生きた個体の飼養等をするこも、主務大臣が定める方法（解説⑦参照）を遵守すれば、規制の適用除外となる。

⑥「販売又は頒布」（第1項～第3項）

用語の解釈については法第32条の解説1を参照されたい。

なお、有償の取引であっても、ペットホテルが有償でアカミミガメ等を預かる場合や、引取り飼養等を行う事業者が有償でアカミミガメ等を引き取る場合等は、対価を得て財産権を移転することに当たらず、販売には当たらない。

「頒布」については法第32条の解説1のとおり、不特定多数又は特定多数へ広く配るこをいう。販売だけではなく頒布についても規制対象とするのは、無償譲渡であっても広範囲の者に譲渡し等が行われるこで、未分布地も含めてアカミミガメ等が拡散するリスクが高まるこや、多数の者に譲り渡すこを目的とした飼養等は飼養個体数も多いこが想定され、仮に飼養個体が逃げ出してしまった時に発生する生態系等への被害が大きいためである。個別の譲渡しの行為が頒布に該当し得るかどうかは、この頒布の規制の趣旨も踏まえ個別に判断する必要がある。また、特に頒布が想定され得る場面について、次のとおり整理している。

・ザリガニ釣り事業について

ザリガニ釣り事業者等が、飼養等をしているアメリカザリガニを不特定多数又は特定多数の者に釣らせ持ち帰らせる行為等は頒布に当たる。

飼養等をしていない場合であっても、所有又は管理する敷地や施設等において生息するアメリカザリガニについて、敷地や施設等の所有者や管理者が所有の意思をもって他人に釣らせて持ち帰らせる場合は、所有権の移転として頒布に当たる場合があり得る。

・学校等でのアメリカザリガニの配布について

学校等において飼養等をしているアメリカザリガニを多数の生徒等に生きたまま持ち帰らせることは頒布に当たる。授業等の場で殺処理（解剖等）をしたり、授業等で用いた後に回収したりする場合は頒布には当たらないが、個体が活着している間は主務大臣が定める方法（解説⑦参照）を遵守して飼養等をする必要がある。

・ 飼えなくなったアカミミガメ等の無償譲渡について

少数を相手としたものであれば頒布には当たらないが、不特定多数又は特定多数に譲渡しをする場合は頒布に該当し、施行規則第2条第24号（法[第4条第2号](#)参照）に該当する場合を除き、譲渡し等の禁止の対象となる。

⑦「主務大臣が定める方法」（第1項）

アカミミガメ等が逃げないように飼養等をするための方法として、「[特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第2条第1項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法](#)」（令和5年環境省告示第36号）で定めている。当該告示で定めている飼養等施設の基準や取扱方法は、法[第5条](#)第1項の許可を受ける際の基準等を定めた[基準の細目共管告示](#)において求めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの特定飼養等施設の基準及び取扱方法と同様の内容となっている。

原則として、逸出させないための基準を満たす施設で飼養等を行うこととしているが、複数の管理者のもと、十分な強度の網等に入れたり、人が直接保持したりして逃げないように措置をとれば、一時的に飼養等施設の外に出すことは可能としている。

⑧「（法第5条第1項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等を行う場合を除く。）」（第1項及び第2項）

輸入や購入をして飼養等を行うことは、国内の個体数の増加や、広域的な流通、拡散により生態系等への被害を拡大するおそれのある行為であるため、通常の特定外来生物と同様に法[第4条](#)を適用することとしたものである。

また、法においては、輸入や譲渡し等のみを対象とした許可制度が存在せず、学術研究その他の目的で法[第5条](#)第1項に基づく飼養等の許可を受けることで輸入や譲渡し等が一定の範囲で可能となる規定となっている（法[第7条](#)及び[第8条](#)）。この点、学術研究その他の目的で輸入や購入をしようとする者が、解説①や⑨における「飼養等に係る手続は不要」に該当する場合であっても、輸入又は購入のために法[第5条](#)に基づく飼養等の許可を要する場面においては、飼養等の許可の対象となることが明確となるように「法第5条第1項の許可を受けた者が」と規定している。

⑨ 第2項について

一般家庭等において販売又は頒布を目的とせずにアカミミガメ等の飼養等を行う場合は、飼養等の禁止の適用除外となり、飼養等に係る手続は不要となることを意味する。

一方で、個人による行為であっても、販売又は頒布を目的とした飼養等については、法附則第5条の趣旨として記載した「子どもを含む市民が規制の内容を知らずに捕まえて家まで運搬し、飼養する」といった状況が当てはまらず、規制により放出等が誘発されるおそれは低い。また、飼養等を行う個体数が多いことや、多数の者に対して広範に流通させることによりアカミミガメ等が未分布地も含め広く拡散するおそれがあり、逸出した際に生態系等に対する被害が生じる危険性が高いことから、適用除外の対象に含めず、通常の特定外来生物と同様に規制を行うこととしたものである。

⑩ 第 3 項について

頒布に当たらない無償譲渡の場面における譲渡し等は手続不要としたものである。広く一般的に飼養等をされているアカミミガメ等について、様々な事情で飼養の継続が困難となった場合に、違法性を認識しつつも法 [第 9 条](#) に違反して野外に個体を放出するといった事態を防ぐための規定であり、本規定により、飼養の継続が困難となった場合に友人、知人その他の適正に飼養等できる者に譲り渡すことが可能となる。

一方で、アカミミガメ等による生態系等への被害を防止するためには、新規の飼養が際限なく増えることは望ましくないことから、商業流通や多数の者への拡散を規制するため、販売、購入又は頒布は適用除外の対象とせず、通常の特定外来生物と同様に原則として禁止することとしたものである。ただし、やむを得ない事由により飼育の継続が困難となった個体を確実に適正に飼育することができる者に頒布することや、飼養する生物の餌（釣り餌は不可）として生きたアメリカザリガニを購入すること等、施行規則第 2 条各号（法 [第 4 条第 2 号](#) 参照）に規定された行為については、施行規則第 11 条（法 [第 8 条](#) 参照）に基づき、規制の適用除外となる。

⑪ 「譲渡し等」（第 3 項）

生きた個体（卵を含む）の譲渡し（販売・頒布を含む）若しくは譲受け（購入を含む）又は引渡し若しくは引取りをいう。詳細は法 [第 8 条](#) の解説 1 を参照されたい。

▲ ----- ▲

5 第 2 項について

本条に基づく特例を設ける際には、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを規定したものである。法 [第 2 条](#) の解説 15 及び 16 も参照されたい。

また、[基本方針](#) の「第 2」の「4」において、適用除外を解除する場合にも学識経験者の意見を聴くものとしている。